

第2章 東京 2020 大会の円滑な開催に向けた政府機関等の取組

東京 2020 大会の円滑な準備及び運営に資するための政府の取組は、平成 27(2015)年5月に成立、同年6月に施行された「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成 27 年 6 月 3 日法律第 33 号)(オリパラ特措法)」に基づき設置された「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(オリパラ推進本部)」を司令塔とし、また同法に基づきオリパラ推進本部が作成し、閣議決定された「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(オリパラ基本方針)」(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定)を踏まえて、推進された(参考1)。

政府における関連施策の立案と実行に当たっては、オリパラ基本方針が示す基本的な考え方、「大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠である。大会組織委員会が、大会の運営主体として、大会の計画、運営及び実行に責任を持ち、東京都が、開催都市として、大会組織委員会の行う大会準備を全面的にバックアップするとともに、外国人受入れ体制の整備、開催機運の醸成等に取り組む。国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進に努めた。

具体的な課題としては、オリパラ基本方針を踏まえ、セキュリティの万全と防災・減災等の安全・安心の確保、アスリートその他の関係者の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策、暑さ対策・環境問題への配慮、メダル獲得に向けた競技力の強化、アンチ・ドーピング対策の体制整備、新国立競技場の整備等の推進を図った。これらの施策の推進に当たっては、必要に応じ、オリパラ推進本部の下に関係府省庁連絡会議等の組織を設置するなどして、総合調整機能の強化を図った。(参考2、3)

なお、セキュリティの万全と安全・安心の確保、アスリート等の円滑な輸送の実現に向けては、競技会場や選手村等が東京都心を中心として広範囲に分散しており、かつ、長期間にわたって競技が実施されることから、国民生活や経済活動等への影響にも配慮しつつ準備を進めた。

また、東京 2020 大会は、新型コロナウイルス感染症が日本を含め国際的な広がりを見せたことを受け1年延期となったが、令和3(2021)年7月からの大会の開催に当たっても新型コロナウイルス感染症対策は最大の課題となった。アスリートを含む全ての大会参加者と大会をホストする日本国民の双方にとって安全・安心な大会を実現するため、政府は、オリパラ推進本部の下に設置されていた「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議(関係府省庁連絡会議)」の下に、新たに「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議(コロナ対策調整会議)」を設置し、東京都、組織委員会、JOC、JPC 及び感染症専門家の参加を得て、出入国管理、検査・医療体制、会場運営等の幅広い課題に対する総合的な検討・調整を行うなど、上記関係機関

や競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図りつつ、感染症専門家の助言も取り入れながら、大会に向けた感染症対策を進めた。

1 オリパラ特措法とオリパラ基本方針

(1)オリパラ特措法

①オリパラ特措法の制定

オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツ分野最大の大会であり、その開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など多大な社会的効用を生じる高い公共性を有するものである。そのため、東京都による大会招致に当たっては、閣議了解を行うとともに、大会の成功のため、安全面、財政面の支援を含む万全の措置を講ずるなどの政府保証を行った。これらの政府保証の内容を確実に実施し、政府として大会の準備・運営を支援する必要があることから、大会を成功に導くため、また、大会を通じた新しい日本を創造していくため、オリパラ推進本部の設置、担当大臣の設置、オリパラ基本方針の策定及び国有財産の無償使用、寄附金付葉書等の発行の特例、政府職員の派遣などの大会の円滑な準備・運営のための支援措置等について定めたオリパラ特措法案を国会に提出し、平成 27(2015)年6月に公布・施行された。

○オリパラ推進本部、オリパラ担当大臣の設置

大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省庁間の取組を総合的に調整し、その強力な推進を図る機関として、オリパラ推進本部を内閣に置くことがオリパラ特措法で規定された。

オリパラ推進本部は、オリパラ基本方針の案の作成に関する事、同基本方針の実施を推進することのほか、大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整をつかさどるものとされた。

また、オリパラ推進本部には、内閣総理大臣をもって充てる本部長のほか、内閣官房長官及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣(オリパラ担当大臣)をもって充てる副本部長、その他の全ての国務大臣が本部員として置かれた。

副本部長であるオリパラ担当大臣は、内閣総理大臣の命を受けて、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とされた。

○オリパラ基本方針の策定

オリパラ特措法では、オリパラ基本方針を定めることとされており、オリパラ推進本部長である内閣総理大臣がその案を作成し、閣議の決定を求めることとされた。

オリパラ基本方針には、大会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置に関する計画等につ

いて定めることとされた。

○国有財産の無償使用

立候補ファイルにおいて、陸上自衛隊朝霞訓練場(射撃)、皇居外苑(自転車)及び日本武道館(柔道)の所在する北の丸公園が競技会場として使用される予定となっていたため、政府として大会運営を支援する観点から、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、組織委員会等に対し、無償で使用させることができることとされた。

○寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等について、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとされた。

○政府職員の派遣

組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、政府の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、政府の職員を組織委員会の職員として必要とするときはその派遣を要請することができることとし、当該要請があった場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して政府の職員を派遣することができることとされた。

②オリパラ特措法の改正

東京 2020 大会の延期の決定を受けてオリパラ推進本部の設置期限を延長するなど、準備の状況に応じて対応を要した事項については、下記のとおり必要な改正が行われた。

なお、大会の1年延期を受けて令和2(2020)年 11 月に成立した「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律」により、本法の題名は「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改められた。

○国会への報告

東京 2020 大会が終了するまでの間、おおむね1年に1回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出することが定められた平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律が平成 28(2016)年6月に成立した。

○祝日の移動

東京 2020 大会の開催期間中、特に開会式と閉会式が行われる日は多くの大会関係者が移動するため、道路や鉄道的大幅な混雑が見込まれた。そこで、アスリート、観客等の円滑な輸送と、経済活動、市民生活の共存を図るため、祝日の移動が検討された。

平成 30(2018)年6月、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律が成立し、同月に施行されたことにより、令和2(2020)年については、国民の祝日に関する法律に基づく祝日の適用を変更し、オリンピックの開会式前日、開会式当日、閉会式翌日を祝日とすることとした。

また、大会の延期を受けて、令和2(2020)年11月、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、国民の祝日に関する法律に基づく祝日の適用を令和3(2021)年についても変更し、オリンピックの開会式前日、開会式当日、閉会式当日を祝日とすることとし、閉会式当日が日曜日であることから、閉会式翌日は振替休日となった。

東京2020
オリンピック・パラリンピック開催に合わせて

2021年の祝日が移動します

7/19 7/22(木) 海の日
7/23(金) 10/11 スポーツの日
8/11 8/8(日) 山の日

オリンピック開会式
オリンピック閉会式

※8/9日は振替休日

2021年は、3つの祝日が移動します

オリンピックを安全に、スムーズに

2021年には、国民の祝日(海の日「スポーツの日」[山の日])が、それぞれ上記のように移動します。そのため、オリンピックの開会式が行われる7月23日開会式とオリンピックの開会式が行われる8月8日開会式が連続となります。祝日の移動は、混雑緩和等を目的として実施されます。

※詳しくは裏面をご覧ください

混雑緩和にみなさまのご協力をお願いします。

「2021年の祝日移動についてはこちらをご覧ください」
「2021年の祝日移動についてはこちらをご覧ください」

道路や鉄道の大混雑影響マップはこちらをご覧ください

内閣官房

TOKYO 2020 TOKYO 2020

2021年の祝日移動について

2021年は、「海の日(7月の第3月曜日)」は7月22日、「スポーツの日(10月の第2月曜日)」は7月23日、「山の日(8月11日)」は8月8日になります。なお、従来の祝日(ある2日は、平日)になります。

祝日名	従来	2021年の祝日移動
海の日	7月の第3月曜日	7月22日(木曜日)
スポーツの日	10月の第2月曜日	7月23日(金曜日)
山の日	8月11日	8月8日(日曜日)

※8/9日は振替休日

祝日の移動について Q&A

Q 年次祝日が移動するの？
A 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中のアスリート、観客等の円滑な移動と、経済活動、市民生活の円滑な実施を目的として、オリンピック開会式の7月23日開会式とオリンピック閉会式の8月8日開会式が連続となることにより、東京中心部の混雑緩和が図られます。

Q 祝日が移動するのは2021年だけか？
A 3つの祝日の移動は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が閉幕される(2021年閉会式)の特例です。国民の祝日については、詳しくは、内閣府ホームページ「国民の祝日」についてご確認ください。

Q 移動後の祝日(山の日)は移動するはずだった日(山の日)は、どうなるの？
A 2021年は、祝日ではありません。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定によれば、移動後の「スポーツの日」は10月の第2月曜日ですが、2021年10月11日は平日になります。「海の日(2021年7月19日)」と「山の日(2021年8月11日)」は、開会式と閉会式の日です。

Q 大会期間中の交通混雑緩和に向けて、その他に何か対策をやっているの？
A 国では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催中の交通混雑緩和を促進するため、2018年4月に、東京、東京2020大会開催期間、開催期間中の混雑緩和プロジェクトを決定し、2020年11月に開催して、混雑緩和の促進を図りました。2020年10月の開催プロジェクトへの協力、開催をいたしてあり、大会期間中、一般交通で混雑(混雑緩和率)の交通混雑30%ほど、良好な交通状況の確保を目指しています。

「国民の祝日について」はこちらをご覧ください
「2020TDM推進プロジェクト」はこちらをご覧ください

内閣官房

TOKYO 2020 TOKYO 2020

○電波法の特例

東京2020大会においては、海外の運営団体、競技団体及び報道関係者等から、大会に係る事務運営、競技運営及び取材等の目的で、大会の直前や大会期間を中心に、多くの無線局の開設の要望があると見込まれた。そこで、海外から持ち込まれる無線局の円滑な開設及び運用に向けた検討が関係者間で進められ、平成30(2018)年6月、電波法の特例として、組織委員会については無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律が成立した。

○小型無人機等飛行禁止法の特例

小型無人機等を用いたテロ事案等の各国での発生やその脅威の高まりを受け、大会の関連施設(会場等・主要空港)等についてその周辺上空での小型無人機等の飛行を原則として禁止すること等を内容とする、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律が令和元(2019)年5月に成立した。

○大会関係者等に対する税制上の措置

大会関係者やアスリート等に対する税制上の措置については、平成 31(2019)年3月に、大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例の創設を行う、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が成立し、大会延期後、令和2(2020)年 11 月に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、課税の特例の適用期限を延長することとされた。

また、同年3月には、オリンピックのゴルフ競技に参加する選手等の公式練習・本戦時のゴルフ場利用税を非課税とする、地方税法等の一部を改正する法律が成立したほか、オリンピック・パラリンピックメダリストに対する報奨金の非課税措置の拡充を行った。

○医療用覚醒剤の特例措置

令和3(2021)年6月には、大会に参加する選手のうち、医療用覚醒剤の使用が不可欠である者に限定し、大会における日本国内への持込み、使用等を認める覚醒剤取締法等の特例措置を規定する令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律が成立した。

(2)オリパラ基本方針

オリパラ基本方針は、オリパラ特措法に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本方針として、平成 27(2015)年 11 月に閣議決定された。

(オリパラ基本方針構成)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. はじめに2. 基本的な考え方3. 大会の円滑な準備及び運営4. 大会を通じた新しい日本の創造 |
|--|

「1. はじめに」では、大会の意義などについて、日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機とすること、同一都市で史上初の2回目の開催となるパラリンピックとして、過去最多の参加国・地域数の実現を目指すこと、国際テロ・サイバー攻撃の脅威の高まりなどに対応した安全安心対策など大会成功のための体制整備を行うこと、

「復興五輪」と国民総参加による日本全体の祭典を実現すること、強い経済、日本文化の発信、スポーツを通じた国際貢献、健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会、生涯現役社会の構築に向け、大会の遺産(レガシー)を創り出すこと等が示された。

「2. 基本的な考え方」では、国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」の実現、次世代に誇れる遺産(レガシー)の創出と世界への発信、政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進、明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行との基本的な考え方が示され、この考え方に基づき、関連施策の立案と実行に取り組むことが定められた。

さらに、「3. 大会の円滑な準備及び運営」では、「2. 基本的な考え方」に基づく具体的な取組として、セキュリティの万全と安全・安心、輸送、暑さ対策・環境、競技力強化、アンチ・ドーピング対策、新国立競技場の整備、教育・国際貢献が盛り込まれた。

加えて、「4. 大会を通じた新しい日本の創造」では、復興を成し遂げつつある被災地の姿、地域の魅力、日本の技術を世界に発信するほか、外国人旅行者の訪日促進を図り、日本の再生につなげるとともに、文化の発信、スポーツ立国の実現、健康増進・受動喫煙防止、ユニバーサルデザイン化などに取り組むことが定められた。

(オリパラ基本方針の基本的な考え方)

- ①国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」の実現
- ②次世代に誇れる遺産(レガシー)の創出と世界への発信
- ③政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進
- ④明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

オリパラ基本方針においては、「政府は、明確なガバナンスの確立に向け、関係機関と円滑に連携し、オープンなプロセスにより意思決定を行う。また、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、関連施策については、事業の進捗と効果を点検することを通じて効率的・効果的に実行し、施策に要するコストをできる限り抑制するとともに、大会の確実な成功に向けた取組を加速する」とされた。この基本的な考え方に基づき、政府としては、オリパラ推進本部及び同本部の下に設置された各種会議の議事概要及び資料を原則公開することにより、オープンなプロセスによる意思決定を行った。

また、政府は同方針に基づき、大会に関連して政府が講ずるべき施策とその進捗状況の公表(平成27年11月27日、平成28年1月29日、平成28年10月7日)を行った。

平成28年(2016)年6月には、オリパラ特措法が改正され、政府は、大会が終了するまでの間、おおむね1年に1回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出することとされた。国会報告の提出状況は以下のとおりである。

(国会報告提出状況)

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・第1回国会報告 平成29年5月 | ・第4回国会報告 令和2年6月 |
| ・第2回国会報告 平成30年5月 | ・第5回国会報告 令和3年6月 |
| ・第3回国会報告 令和元年6月 | |

2 政府機関の協力体制の確立

(1) 政府機関の協力体制

第1章に記載のとおり、平成 25(2013)年9月の IOC 総会で東京が開催都市に決定されたことを受けて、同月、安倍晋三内閣総理大臣から下村博文文部科学大臣に対し、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣の発令がなされた。同年 10 月には、東京 2020 大会の円滑な準備に資するため行政各部の所管する事務の調整を担う「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室(内閣オリパラ室)」が内閣官房に設置されるとともに、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議」が設置され、大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務の調整が行われた。

(参考:2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議概要)

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議(平成 25 年 10 月設置)
・設置目的:大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため
・議長:内閣官房副長官(事務)
・議長代行:内閣官房 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長
・副議長:内閣官房副長官補(内政担当)、内閣官房副長官補(外政担当)、文部科学事務次官、厚生労働事務次官
・構成員:全府省庁事務次官等

平成 26(2014)年1月には、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議東京都との連絡協議会」を開催し、万全の体制で大会を迎え、史上最高の大会とするため、開催都市である東京都と国が緊密に連携し、オールジャパン体制の下で、大会の開催準備に取り組んだ。

(参考:2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議東京都との連絡協議会概要)

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議東京都との連絡協議会(平成 26 年1月設置)
・設置目的:開催都市である東京都とのより密接な連携に資するため
・主 宰:内閣官房副長官(事務)
・構成員:内閣官房 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長、全府省庁事務次官、東京都副知事等

同年4月には、ラグビーワールドカップ 2019 との一体的な準備に配慮しつつ、東京 2020 大会の円滑な準備に資するよう、重要問題を協議し、行政各部の所管する事務の連絡調整を行うため、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」が設置された。

(参考:2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議概要)

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(平成26年4月設置)
- ・設置目的:ラグビーワールドカップ2019との一体的な準備に配慮しつつ、その円滑な準備に資するよう、これらに係る重要問題を協議し、行政各部の所管する事務の連絡調整を行うため
 - ・議長:内閣総理大臣
 - ・副議長:内閣官房長官、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、文部科学大臣
 - ・議員:他の全ての国務大臣

平成27(2015)年6月には、オリパラ特措法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(オリパラ推進本部)」が設置され、遠藤利明衆議院議員がオリパラ担当大臣に任命された。なお、オリパラ推進本部の発足に伴い、内閣オリパラ室は廃止され、「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(オリパラ事務局)」が内閣官房に設置された。

既設置の関係会議については、オリパラ推進本部の下に再構築された。

(参考:東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部概要)

- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(平成27年6月設置)
- ・設置目的:東京2020大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため
 - ・本部長:内閣総理大臣
 - ・副本部長:内閣官房長官、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
 - ・本部員:本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

(参考:2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議概要)

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議(平成27年7月設置)
- ・設置目的:東京2020大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため
 - ・議長:内閣官房副長官(事務)
 - ・議長代行:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
 - ・副議長:内閣危機管理監、内閣官房副長官補(内政担当)、内閣官房副長官補(外政担当)、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)、文部科学事務次官
 - ・構成員:全府省庁事務次官等
- ※平成27年7月24日内閣官房長官決裁により「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係

府省庁連絡会議(平成 25 年 10 月設置)は廃止され、同会議が決定した事項及び検討した事項等については、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議」に引き継がれた。

(参考:東京都との連絡協議会概要)

東京都との連絡協議会(平成 27 年7月設置)

・設置目的:開催都市である東京都とのより密接な連携に資するため

・主 宰:内閣官房副長官(事務)

・構 成 員:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長、全府省庁事務次官、東京都副知事等

※「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議(平成 25 年 10 月設置)」の廃止に伴い、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議東京都との連絡協議会」が決定した事項及び検討した事項等については、「東京都との連絡協議会」に引き継がれた。

(2)関係府省庁の体制整備

関係府省庁においても、東京 2020 大会への協力のための体制が整えられた。特に、外務省においては、訪日する参加国・地域の首脳級要人の受入れ体制を整えるべく外務省東京オリンピック・パラリンピック要人接遇事務局を、スポーツ庁においてはオリンピック・パラリンピックムーブメントの推進や東京 2020 大会に向けたスポーツ団体等との調整を行うべくオリンピック・パラリンピック課を設置し、関係事項の連絡及び処理を行った。

関係府省庁	部局等
内閣官房	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局
内閣府	
消費者庁	
警察庁	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室
総務省	2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等総務省準備本部
法務省	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する法務省連絡会議
出入国在留管理庁	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部
公安調査庁	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部
外務省	東京オリンピック・パラリンピック要人接遇事務局
財務省	

金融庁	
スポーツ庁	オリンピック・パラリンピック課
厚生労働省	厚生労働省 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備本部
農林水産省	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会省内連絡会議
経済産業省	
国土交通省	国土交通省 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備本部
気象庁	気象庁 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備本部
海上保安庁	海上保安庁 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部 海上保安庁 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部
観光庁	
環境省	
防衛省	・防衛省・自衛隊 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別行動委員会 ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック支援本部
復興庁	復興五輪連絡調整会議

(3) 組織委員会への出向

オリパラ特措法の規定に基づき、関係省庁から組織委員会への出向も多く実施された。令和3(2021)年7月1日時点では 16 省庁から計 89 名(宮内庁2名、警察庁8名、総務省5名、出入国在留管理庁1名、公安調査庁1名、外務省 23 名、財務省7名、文部科学省3名、スポーツ庁 10 名、農林水産省1名、林野庁1名、国土交通省8名、気象庁4名、海上保安庁8名、環境省1名、防衛省6名)が出向しており、政府と組織委員会との調整等において主要な役割を果たした。

3 オリパラ関係予算、大会経費

(1)オリパラ関係予算

政府が東京 2020 大会の成功のために行う関連施策のうち、以下①及び②に該当するものについては東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(オリパラ関係予算)として整理した。

- ①大会運営又は同大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること
- ②大会招致を前提に、新たに、又は、追加的に講ずる施策であること

各府省庁がオリパラ基本方針に基づいて関連施策の実効性を担保し、その進行管理に資するよう、オリパラ基本方針の策定後の平成 28(2016)年以降、オリパラ関係予算の取りまとめを行い、その内容及び予算額を公表してきた。

オリパラ関係予算については、令和2年度第三次補正予算案と令和3年度当初予算案を令和3(2021)年1月に公表しており、大会の招致が決定した平成 25 年度当初予算から令和3年度当初予算案までの合計は約 3,959 億円となっている。(参考4)

オリパラ関係予算として整理される政府の施策としては、例えば、以下のような日本選手の競技力向上、大会開催に伴う警備、パラリンピック競技大会の開催準備、大会における新型コロナ対策に関するものが挙げられる。

・競技力向上事業

東京 2020 大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。

・ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

東京 2020 大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター(NTC)のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、NTC を拡充整備する。

・警察における各種部隊の資機材の整備

大会中の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事案対処能力の向上を図る。

・東京 2020 パラリンピック開催準備

大会開催経費のうち、平成 29(2017)年5月の関係者(東京都、組織委員会、国及び競技会場が所在する地方公共団体)間の合意を踏まえ、国の経費分担として、東京パラリンピック開催準備に必要な経費の一部を負担する。

・東京 2020 大会における新型コロナ対策

大会開催経費のうち、令和2(2020)年12月の関係者(東京都、組織委員会及び国)間の合意を踏まえ、国の経費分担として、新型コロナ対策に必要な経費の一部を負担する。

○会計検査の結果について

平成30(2018)年10月に会計検査院が国会に提出した「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」の検査の結果に対する所見においては「オリパラ事務局は、(中略)組織委員会が公表している大会経費の試算内容において国が負担することとされている業務や、オリパラ事務局がオリパラ関係予算として取りまとめて公表している業務はもとより、その他の行政経費によるものを含めて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務については、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して、対外的に示すことを検討すること」とされた。このため、政府においては同月「会計検査院報告の指摘を踏まえた調査結果について」において、会計検査院の報告書に記載された、14府省等の計286事業、計8,011億余円(平成25年度～29年度の支出額の合計)について、事業の概要、大会との関連性、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務の経費の規模等について調査を行い、その結果を公表した。

また、会計検査院は、平成30(2018)年10月以降の調査結果を踏まえ、令和元(2019)年12月に第2弾となる「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」を国会に提出している。このため、政府では、令和2(2020)年1月に「会計検査院報告(第2弾)の指摘を踏まえた調査結果について」において、会計検査院の報告書に記載された14府省等の計340事業、計1兆600億余円(平成25年度～30年度の支出額の合計)について、平成30(2018)年に公表した調査結果と同様の調査を行い、その結果を公表した。(参考5)

(2)大会経費と役割(経費)分担

大会経費については、平成28(2016)年12月、組織委員会が全体像を初めて明らかにし、総額が1兆6,000億円～1兆8,000億円(予備費1,000億円～3,000億円を含む。)に上るとの試算(V1予算)を公表した。ただし、その分担が定まっておらず、その後、東京都を中心に関係者が協議を進めていくこととなった。

その結果、平成29(2017)年5月、関係自治体等連絡協議会において、東京都、組織委員会、国及び競技会場が所在する地方公共団体(※)の四者が、大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向(大枠の合意)に合意した。この中で、国の役割(経費)分担は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、オリパラ基本方針等に基づき関連施策を実施することを基本原則としつつ、大会経費については、パラリンピック経費の4分の1相当額を負担するほか、新国立競技場の整備を既定の方針に基づき進めることとされた。なお、公費負担の対象となるパラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国

がそれぞれ2:1:1の割合で負担することとなった。(参考6)

(※)競技会場が所在する地方公共団体

北海道、札幌市、宮城県、福島県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市及び静岡県(平成29年5月の大枠の合意当時)。その後、平成29(2017)年9月に茨城県、平成30(2018)年8月に山梨県と相模原市が追加された。

平成29(2017)年12月、組織委員会は大枠の合意や大会準備の進捗に基づき精査・更新した大会経費(V2予算)の試算を公表した。総額は1兆3,500億円となり、平成28(2016)年12月の試算に比して1,500億円削減され(予備費を除く。)、大枠の合意に基づき、組織委員会が6,000億円、東京都が6,000億円、国が1,500億円を負担する試算となった。なお、パラリンピック経費は総額1,200億円と試算され、その4分の1相当額が国の負担分であることを踏まえ、平成29年度補正予算に所要額300億円を計上し、大会の円滑な準備に万全を期した。平成30(2018)年12月には、大会経費(V3予算)を公表しており、支出内容の明確化や新たな需要に対応する一方、経費の最適化にも取り組んだ結果、大会経費(V2予算)と同額の1兆3,500億円となった。

また、令和元(2019)年12月に公表された大会経費(V4予算)においても、総額は1兆3,500億円となっているが、競歩の競技会場が東京から札幌に変更になったことに伴い、大会経費(V3予算)において東京都負担となっていた競歩に係る仮設等の経費30億円を組織委員会の予算に組み替えたことから、組織委員会が6,030億円、東京都が5,970億円、国はこれまでと同額の1,500億円となった。

令和2(2020)年12月、東京都、組織委員会及び国の三者が、大会の一年延期に伴う追加経費の負担について合意した。この中で、コロナ対策調整会議における「中間整理」を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策関連の経費については、東京都及び国が、それぞれ二分の一相当額を負担することを基本としつつ、アスリート等に係る検査体制の整備や組織委員会が設置する感染症対策センターなどに要する経費については、国が実施する水際対策と同様、大会の感染症対策の中心的機能を果たすことから、国が全額負担することとなった。(参考7)

また、大会の新型コロナウイルス感染症対策関連の経費以外については、大枠の合意の役割分担に応じて、国の負担は、これまでと同様、パラリンピック経費の4分の1となった。同月に公表された大会経費(V5予算)では、大会の簡素化による経費の削減を反映するとともに、追加経費の負担の合意に基づき、組織委員会が7,210億円、東京都が7,020億円、国が2,210億円を負担する試算となり、総額は1兆6,440億円となった。

大会終了後の令和3(2021)年12月に、組織委員会が大会経費の見直しについて公表した。簡素化をはじめとする支出抑制に向けたこれまでの取組や無観客開催に伴う契約の見直しなどにより総額は1兆4,530億円で、大会経費(V5予算)の総額1兆6,440億円を1,910億円下回る見直しとなり、その内訳は、組織委員会が6,343億円、東京都が6,248億円、国が1,939億円となった。

その後、令和4(2022)年6月に、組織委員会が、組織委員会の収支及び大会経費の最

終報告について公表した。組織委員会の収支は、これまでの増収努力や不断の経費の見直しなどにより、6,404 億円の収支均衡となった。東京都と国が負担する経費も含めた大会経費の総額は、1兆 4,238 億円となり、令和2(2020)年 12 月に公表されたV5予算の1兆 6,440 億円を 2,202 億円下回り、また、令和3(2021)年 12 月に公表された大会経費の見通しの1兆 4,530 億円を 292 億円下回ることとなった。史上初の延期に加え、多くの会場での無観客開催や新型コロナ対策の徹底など、東京 2020 大会は財務面においても厳しい状況下での開催となったが、延期や新型コロナ対策などの予期せぬ追加費用が生じた上でもなお、効率化・簡素化等の徹底した取組によって、平成 28(2016)年 12 月に組織委員会が初めて大会経費の全体像を明らかにしたV1予算の1兆 5,000 億円(予備費を除く。)を 762 億円下回る額で大会を実施することができた。また、大会経費の総額1兆 4,238 億円のうち、東京都の支出は 5,965 億円、国の支出は 1,869 億円となった。東京都の支出額 5,965 億円については、V5予算の 7,020 億円を 1,055 億円下回り、大会経費の見通しの 6,248 億円を 283 億円下回った。国の支出額 1,869 億円については、V5予算の 2,210 億円を 341 億円下回り、大会経費の見通しの 1,939 億円を 70 億円下回った。(参考8)

4 感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

史上初の延期となった東京 2020 大会を開催するにあたっての最大の課題は、新型コロナウイルス感染症対策の策定であった。東京 2020 大会での新型コロナウイルス感染症対策は、関係府省庁連絡会議の下に設置されたコロナ対策調整会議において検討を行い、アスリート、大会関係者等の検査や行動ルール等の感染症対策の検討・提示を行った。

また、安全・安心な大会の実現のため、観客の受入れや大会関係者の来日人数削減等について、IOC、IPC、組織委員会、東京都、政府の五者協議にて検討が行われた。

① 総合対応推進チームの設置

令和2(2020)年1月以降、新型コロナウイルス感染症が国内外で拡大していく中、競技団体から、抱えている様々な課題について政府への問い合わせ先がわからない、状況が随時変化する中で最新の情報を知りたい等の要望があった。このため、令和2(2020)年2月13日、政府、JOC、JPC、NF、組織委員会、東京都等の参加の下、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策に係る政府・競技団体間連絡会議」を開催し、オリパラ事務局、スポーツ庁、JOC、JPC、組織委員会、東京都等の関係者からなる「総合対応推進チーム」の設置を行った。

「総合対応推進チーム」では、政府・競技団体等間での迅速な情報の共有を行い、関係者が連携して課題の解決を図るため、オリパラ事務局およびスポーツ庁を政府側の窓口とした上で、競技団体からの相談に迅速に対応するとともに、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」に関する情報をプッシュ型で提供する等の対応を行った。

② コロナ対策調整会議の設置(全7回開催)

令和2(2020)年9月、1年延期となった東京 2020 大会に向けて、出入国管理、検査・医療体制、会場運営等の幅広い課題を総合的に検討、調整するため、コロナ対策調整会議が設置された。この会議は、政府、東京都、組織委員会、JOC、JPC、感染症専門家で構成され、国内の感染状況やスポーツ大会の開催状況、感染対策等を踏まえつつ、アスリート等にとって安全・安心な大会運営の実現に向けて、アスリート、大会関係者、観客の3つのカテゴリーについて、入国・輸送・会場等の場面ごとの新型コロナウイルス感染症対策について検討を行った。

令和2(2020)年12月に開催された第6回会議においては、それまでの会議で議論・検討してきた新型コロナウイルス感染症対策について、「中間整理」として取りまとめ、今後の対応工程表とともに公表した。「中間整理」では、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方として、選手や関係者の移動・滞在を一定の空間に限定し外部との接触を極力避ける「バブル」方式を参考に、定期的な検査や行動管理、健康管理などの検討を行うこととされた。大会の主役であるアスリートについては、出入国時の検査のほか、選手村における原則96～120時間間隔のスクリーニング検査、試合前の検査など、必要な検査を実施することを明記するとともに、感染症対策・行動ルール、検査、保健衛生・医療・療養機能等の

方向性を示した。また、アスリート以外の大会関係者に関する感染症対策については、大会スタッフやメディア関係者等のカテゴリー別に、基本的な考え方を整理するとともに、検査や移動ルールなど詳細な検討を進めることとされた。また、ホストタウン、事前キャンプに関しては、今後、各自治体が選手等を受入れるにあたって、マニュアル等を作成するため、「ホストタウン等における選手等の受入マニュアル作成の手引き」が示された。

「中間整理」で取りまとめられた内容は、大会参加者が遵守すべき新型コロナウイルス感染症対策のルールをまとめた「プレイブック」初版に反映された一方、引き続き検討するとされた事項については、対応工程表に基づき、組織委員会、東京都、政府を中心に対策の具体化が進められた。

この「中間整理」の取りまとめ後、新型コロナウイルス感染症の変異株の影響が世界的に顕在化してきた。変異株に関しては、従来株との比較で、感染性が高い可能性や入院リスクが高い可能性が指摘されていた。そのため、「中間整理」で引き続き検討事項とされた項目の対応策とともに、変異株に対応した追加対策を示した「変異株等に対応した追加的な対策」を令和3(2021)年4月の第7回会議において取りまとめた。

「追加的な対策」では、アスリートを含む全ての大会関係者は、出国前 96 時間以内の2回検査を実施し、陰性証明を必要とすることや、アスリート及び同行するチーム役員は、入国後、原則として毎日検査を実施すること、アスリート以外の全ての大会関係者も、入国後の最初の3日間は毎日検査を実施し、その後はアスリートとの接触の可能性の有無などの各自の業務上の役割の性質に応じて定期的に検査をすることなどが示された。また、全ての大会関係者は、原則として、用務地を活動計画書に記載した場所に限定し、移動は公共交通機関を使用せずに貸切の移動手段のみとするなど、厳格な行動管理が定められた。

この「追加的な対策」については、令和3(2021)年4月に作成された「プレイブック」第2版に盛り込まれる形となった。

○コロナ対策調整会議の内容

会議	主な論点
第1回 (R2.9.4)	・大会における対策の枠組みや今後の進め方について
第2回 (R2.9.23)	・アスリート等の出入国に係る措置のあり方について ・アスリートを中心とする検査のあり方について ・アスリートの移動ルールについて ・アスリートの大会前後(ホストタウン、事前キャンプ地)の対応について
第3回 (R2.10.9)	・競技会場・選手村等におけるアスリートの感染症対策について ・選手村等におけるアスリート等に対する検査のあり方について ・アスリートの行動ルール等について ・競技別対策・ルールについて
第4回 (R2.10.27)	・アスリートの保健衛生・医療・療養機能について ・陽性者発生時の競技運営のあり方について

	・アスリート以外の関係者の感染症対策について
第5回 (R2.11.12)	<ul style="list-style-type: none"> ・パラアスリートの適切な感染症対策について ・観客の感染症対策について ・都市ボランティアの感染症対策について ・聖火リレーにおける感染症対策について ・ライブサイトにおける感染症対策について ・ホストタウン等における対応について
第6回 (R2.12.2)	・「中間整理」の取りまとめ
第7回 (R3.4.28)	・「変異株等に対応した追加的な対策」の取りまとめ

○「中間整理」の概要

**東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
新型コロナウイルス感染症対策調整会議 中間整理の概要**

- 東京大会における新型コロナウイルス感染症対策について総合的に検討、調整するため、本年9月以降、計6回、国、東京都、大会組織委員会、JOC、JPC、感染症専門家が参加する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」を開催。
- アスリート、大会関係者、観客の3つのカテゴリーについて、場面（入国、輸送、会場等）ごとに、新型コロナウイルス感染症への対策を整理。

中間整理の概要

1. アスリートについて
東京大会の主役であるアスリートについては、最優先で検討を実施し、以下の点等について方向性を確定。

- ①**基本的考え方**
 - ・アスリートが安全・安心な環境の下、万全のコンディションでプレーするため、入国からホストタウン、大会への参加等を経て出国まで、それぞれの場面ごとの感染症対策を行い、トータルでの環境整備・ルール作りを実施。
 - ・アスリートとの接触は必要最小限とし、接触する相手方も検査等により防疫措置を講じる。
- ②**出入国**
 - ・本年11月に運用を開始した「アスリート用オリパラ準備トラック」（オリパラに関連し国内で開催する国際大会へのアスリート等の入国措置）に加え、東京大会本番に関し、国外のアスリート等について、必要な防疫上の措置を講じた上で、入国を認め、入国後14日間の待機期間中の活動（練習や大会参加等）を可能とする仕組みを整備。
- ③**感染症対策・行動ルール**
 - ・競技会場や選手村等におけるアスリート等の感染症対策については、基本的な感染防止策の徹底とともに、アスリート等が行動できる範囲や移動方法を限定する等のアスリート等の行動ルールを策定・徹底。
- ④**検査**
 - ・出入国時の検査のほか、入国後もホストタウン・選手村等を安全・安心な環境とするため、アスリート等に対して、スクリーニング検査や、試合前の検査など、必要な検査を実施。このため、選手村内に検体採取センターや検査分析設備を整備する等、体制を整備。

1

⑤保健衛生・医療・療養機能

- ・徹底した感染防止策を行った上でも、アスリート等に感染者・疑い例が発生した場合を想定し、アスリート等の感染症に係る迅速な初動対応と関係部門の情報共有、保健衛生上の各種対応に一元的に取り組める機能を構築するため、組織委員会感染症対策センター（仮称）の設置、保健衛生の拠点機能の構築等を実施。
- ・感染疑いのあるアスリート等に対し迅速に医療・療養の機会を提供するため、選手村総合診療所内の発熱外来等の設置、入院先医療機関、宿泊療養先の確保等を実施。

⑥パラアスリート

- ・パラアスリート等に関しては、障害の種別にも配慮しつつ、パラアスリート介助者等のスタッフ等による感染防止の支援の際のガイドラインを策定。

2. 大会関係者、観客について

- 主催者等、メディア、大会スタッフ等の大会関係者については、海外関係者の出入国や行動ルール、移動等の点に関して、大会運営との関わりの度合い、業務内容、アスリートとの接触の多寡等に応じ対応を決定。
- 観客については、観客向けガイドラインの策定・周知や、競技会場において観客に体調不良者が発生した場合の対応、入院・療養する医療機関の確保等の対策を定める。
観客数の上限については、内外の感染状況や現在行っている観客数を引き上げた場合の実証の結果なども踏まえ、国内の上限規制に準じることを基本として、最終的な決定は、来春までに行う。
外国人観客の取扱いについては、「観客の安全」と「地域の安全」の両立を図る観点を踏まえ、検討。その際、14日間隔離・公共交通機関不使用を条件とすることは、観戦を事実上困難とするものであることから、これらと同程度の防疫措置を構築。また、各国の感染状況等を踏まえ、14日間隔離の維持も含めリスクに応じた適切な防疫措置を講じる。具体的な措置の内容（入国前の検査・健康管理、入国時の検査・誓約書等確認、入国後の行動管理・健康管理、隔離などの医療面の対応、実効性の担保方法、アプリ等の導入等）については、感染症の専門的知見も踏まえつつ、来春までに決定。

3. 聖火リレー、ライブサイトについて

- 聖火リレーについては、観覧客・聖火ランナー・運営スタッフと地域住民の双方の安全・安心の確保等の観点から、組織委員会において具体的な感染予防策を年内に作成し、都道府県実行委員会など各ステークホルダーの対策を推進。
- ライブサイトについては、組織委員会は感染症対策の指針を年内に策定するとともに、ライブサイト実施予定の各自治体に対して、改めて計画を検証した上で、会場ごとの感染症対策に係る計画の提出を依頼。

4. ホストタウン・事前キャンプについて

- ホストタウンについては、感染防止対策を講じた上で、充実した交流を実現し、それを大会後のレガシーとしてつなげることが重要。
- これらの観点から、本年11月に国において策定した「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」を踏まえ、ホストタウンや事前キャンプ地について、それぞれの自治体等に「受入れマニュアル」の作成を求め、感染防止対策を実施。
- 大会出場前には選手等との接触が生じない公開練習の見学やオンライン交流、出場後には感染防止策を講じた上で各ホストタウンのニーズに応じた様々な交流の実施を推進。

今後の対応

- 本中間整理を踏まえつつ、来夏の東京大会に向けて、必要な対策の具体化を図る。

※今後、以下の課題等について、取扱いの詳細を定める。

- ・アスリート等に係る検査の実施方針
- ・組織委員会感染症対策センター（仮称）と保健衛生の拠点機能等の具体化
- ・陽性者の入院・宿泊療養体制の確保
- ・陽性者発生時の競技運営の在り方
- ・大会関係者や、観客の取扱い（観客上限、外国人観客）に係る具体的な措置
- ・マラソン・競歩等、公道等で行われる競技における観客の感染症対策
- ・聖火リレー・ライブサイトにおいて混雑・密集を避けるための対策
- ・開閉会式におけるアスリート等の感染症対策
- ・ワクチンが利用可能となった場合の対応

○「変異株等に対応した追加的な対策」の概要

◆アスリート等・大会関係者の出入国に係る措置の在り方について

●基本的な考え方

- ・アスリート等や大会関係者が、入国後、国内で活動を行うにあたっては、安全・安心な大会運営を確保するとともに、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるようにするため、滞在先や移動手段を限定する等の厳格な行動管理、健康管理、また、出国前検査や入国時検査に加え、定期的な検査など、必要な防疫上の措置を講じる。特に国内在住者との接触を厳に回避する措置を講じる。

●防疫上の措置

- ・出国前(96時間以内)に2回検査を受検。(出国前(72時間以内)の陰性証明を検疫又は入国審査時に提出)
- ・入国前14日間の健康モニタリングの提出を求める 等
- ・全てのアスリート等・大会関係者は、入国後3日間は毎日検査を実施する。
- ・アスリート等について
 - ⇒アスリート等は、原則毎日検査を実施する。
 - ⇒選手村への入村は出場する競技開始5日前からとし、競技終了後、2日後までに退去する。
 - ⇒用務先を原則、宿泊施設、練習会場、競技会場に限定し、行動管理・健康管理を行うとともに、入国初日からの練習を認める。
 - ⇒入国後3日目の検査で陰性が確認されることを条件に、試合参加を認める。
- ・大会関係者について
 - i) 原則、入国後14日間宿泊施設で待機する。
 - ii) 入国後14日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合
 - ⇒3日間の待機後、3日目の検査で陰性が確認されれば、国内在住者と接触しないことを前提とした上で、(a)用務先を本邦活動計画書に記載された区域内(原則、宿泊施設と勤務先)に限定し、行動管理・健康管理を行うこと、(b)受入責任者(組織委員会等)の監督のもと、入国日が異なる者同士や国内在住者との接触を回避した活動に限ること、(c)公共交通機関を使用しないことを条件として入国後4日目以降の活動を認める。
 - ⇒検査は、入国後4日目以降、必要な頻度で検査を行うとともに、14日目に実施。ただし、アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。
 - iii) 入国後3日以内に活動を開始しなければ、大会の運営に支障がある場合
 - ⇒上記(a)及び(c)に加え、受入責任者の厳格な監督のもと、入国日が異なる者同士や国内在住者との接触を回避した活動に限ることを条件に、入国後直ちに、自室待機を行うことなく活動することを認める。
 - ⇒検査は、ii)と同様の考え方。

◆アスリート等を中心とする検査の在り方について

●基本的な考え方

- ・安全・安心な大会運営を確保するとともに、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるようにするため、アスリート等については、原則毎日検査を行う。また、アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を行うとともに、大会関係者についても、必要な頻度で検査を行う。

●アスリート等

- ・海外から来日するアスリート等については、入国後、事前キャンプ地、ホストタウン、選手村において、原則毎日検査を実施する。
- ・試合前検査の時期は、陽性が判明した場合の追加検査に要する時間を確保するなど、円滑な競技運営を確保する観点から、各 IF と個別に検査スケジュールを調整する。

●大会関係者(海外から来日する大会関係者(入国後 14 日以内に活動する者))

- ・アスリートに一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。
- ・その他の者は、入国後3日目までの毎日検査の後、必要な頻度(4日又は7日に一度)で検査を行うとともに、14 日目に検査を実施する。

●アスリートに陽性者が判明した時の出場可否等について

・「濃厚接触者」の出場の可否

⇒本邦活動計画書に記載された区域内にとどまることを前提に、例えば①毎日検査を行い陰性であること、②ドクターに相談の上、当該アスリートの活動が認められれば練習を認め、加えて事前にルールとして合意が得られ、他の出場者全体の了解等を得られていれば試合への出場を認めることが考えられるが、保健当局と調整を図りつつ、これらの点も含め、組織委員会、IOC/IPC、IF、NOC/NPC の医療関係者の関係、ルール・役割分担について、予め定めるものとする。

◆大会関係者の取扱いについて

●用務先

- ・各カテゴリーで用務先を限定

●宿泊

- ・ホテルは組織委員会管理ホテルなどに最大限集約した上で、外出制限の遵守や防疫措置の担保等を行うことが必要。
- ・独自で手配したホテルにおいては、外出制限の遵守確認や防疫措置の実効的な担保手段を講じていることについて、組織委員会と関係自治体との事前調整を経た場合のみ、本邦活動計画書の提出の際、宿泊施設として認める。

●移動

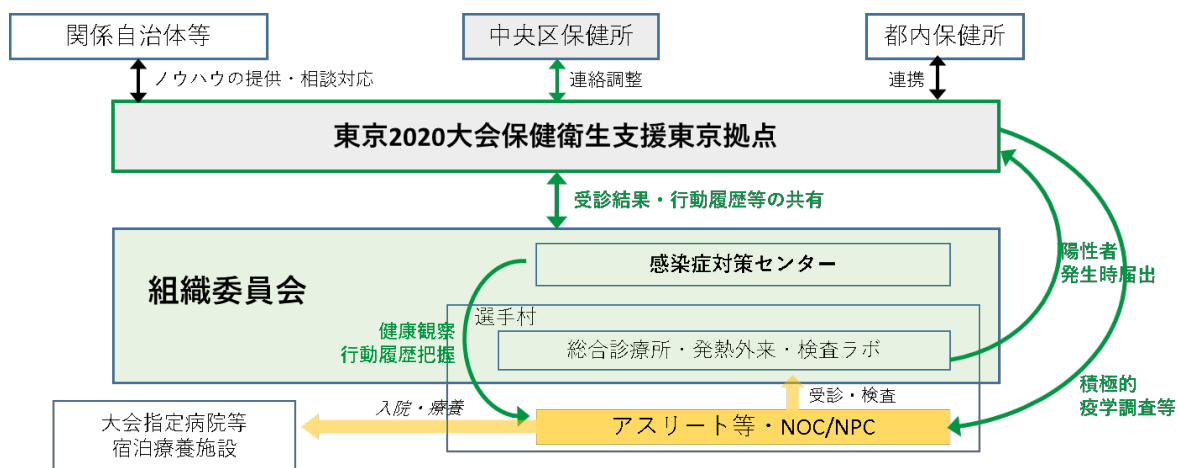
- ・入国後 14 日間は公共交通機関を原則として使用せず、貸切の移動手段で移動するものとする。その際、移動手段は組織委員会提供車両のほか、自己手配車両においては必要な防疫対策が措置された車両とする。

◆観客に関する対策について

- 観客向けガイドラインの策定・周知
 - ・観戦2週間前からの体温・体調チェックや、体調が悪い場合の来場自粛 など
- 主催者としての基本的な感染防止策の徹底
 - ・検温の実施 など

◆保健衛生・医療体制について

- 大会時の連携イメージ



◆ホストタウン・事前キャンプ地における対応

●基本的な考え方

- ・ホストタウンは、日本の自治体と、東京大会に参加する国・地域の住民等が、スポーツ、文化、経済など多様な分野において交流し、地域活性化に活かすとともに、大会後のレガシーとして末永い交流を実現させるもの。
- ・全国のホストタウンでは直接の交流ができない中でも、SNS 等を通じて相手国・地域の選手団等とお互いを励まし合うといった交流が行われており、オンライン交流も活発に行われている。また、アスリートを応援しようと相手国・地域の言語、文化、料理、国歌などを学び、東京大会でのアスリートの受入れの準備が進められている。
- ・東京大会の開催に向けては、アスリート等の受入れを行うホストタウンが新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められるが、一方で、コロナ禍においてもアスリート等と住民の交流が十分行えるようにしていくことが重要である。

●変異株の発生等を踏まえ、「手引き」の一部を改訂

- ・原則として公共交通機関を利用せず、専用車両（貸切バス、新幹線の一両借り、ハイヤー、船舶の借上げ等）により、選手等と自治体のアテンド担当者のみで移動する。
- ・食事会場は一般客との接触を避け、個室を原則とする。必要に応じ、ケータリングや弁当等を利用する。
- ・入国日が異なる者同士の接触を回避する（接触した場合、14 日間隔離の実効性が失

われる)。

- ・(入国後 14 日間、東京大会出場前)ホストタウン等に滞在中の選手等に対して、原則毎日検査を実施する。
- ・ホストタウン等の関係者のうち、選手等に一定の接触がある可能性のある者に対しては、原則毎日検査を実施する。その他、選手等の用務先で活動する者に対しては、定期的に検査を実施する。

また、組織委員会においては、コロナ対策調整会議で策定された方針や、IOC、IPC とともに作成したプレイブック等に基づいて、組織委員会が安全・安心な大会の運営のために講じる具体的な新型コロナウイルス感染対策について助言を得る「東京 2020 大会における新型コロナウイルス対策のための専門家ラウンドテーブル(専門家ラウンドテーブル)」を令和3(2021)年4月に設置し、東京 2020 大会終了後の9月までに計6回開催した。

専門家ラウンドテーブルでは、プレイブックの内容、陽性者・濃厚接触者発生時の競技運営、観客や人流関係の感染予防対策等を議題に開催され、感染症専門家からの助言を得ながら、組織委員会において東京 2020 大会における新型コロナウイルス感染症対策について検討が行われた。

③オリンピック競技での観客の取扱い

東京 2020 大会では、アスリートや大会関係者の取扱いだけでなく、観客の取扱いについても大きな検討事項であった。観客の新型コロナウイルス感染症対策については、令和2(2020)年 12 月に開催されたコロナ対策調整会議で取りまとめた「中間整理」において、今後の国内外の感染状況や、海外との往来に係る状況、スポーツイベントの開催状況等を踏まえ、引き続き検討を行うこととし、観客の上限と海外観客の受入れについては、令和3(2021)年春までに決定することとされた。

○海外観客の受入れについて

令和3(2021)年3月3日、IOC、IPC、組織委員会、東京都及び政府による五者協議(出席者:バッハ IOC 会長、パーソンズ IPC 会長、橋本聖子組織委員会会長、小池百合子東京都知事、丸川珠代オリパラ担当大臣)が開催され、東京 2020 大会における観客の取扱いは、春までに決定するとしていたが、海外観客については、国内外における感染状況や防疫措置、専門家による科学的知見等を勘案して3月中に判断すること、観客の上限については、国内の上限規制に準拠することを基本に、4月中に判断することが合意された。

その後、海外観客の受入れに関して、同年3月 20 日に開催された五者協議において、国内外の感染状況については、変異株の出現を含め厳しい状況が続いており、また、世界各国で国境をまたぐ往来が厳しく制限されているという現在の状況においては、同年の夏に海外から日本への自由な入国を保証することは困難であることを踏まえ、開催都市である東京都、運営主体である組織委員会ともに海外観客の受入れを断念することを

表明した。IOC、IPC もこの結論を尊重することを表明し、海外観客の受入れを断念することで合意に至った。

○観客の上限について

観客の上限については、令和3(2021)年3月3日の五者協議において、4月中に判断することとされていたが、その後の海外観客の受入れ断念や、変異株による国内感染状況を踏まえ、4月28日の五者協議において、国内のスポーツイベント等における上限規制に準じることを基本に、6月中に判断を行うこととされた。

同年6月21日に開催された五者協議では、観客上限について議論が行われ、オリンピック競技については、政府のイベント開催制限を踏まえ、全ての会場において観客数の上限を「収容定員50%以内で1万人」とすること、7月12日以降、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発動された場合は、無観客も含め当該措置が発動された時の措置内容を踏まえた対応を基本とすること、感染状況・医療状況について急激な変化が生じた場合には、再度速やかに五者で協議を行い、対応を検討すること等で合意した。また、人流対策として、東京都からは、東京都が実施する都内全てのライブサイト及びパブリックビューイングを中止するとの報告がされたほか、東京都が実施する被災地のライブサイトや区市町村が実施するコミュニティライブサイトについて、中止又は規模の縮小の方向で検討を行うことや、関連イベントの見直し、コロナ禍での新たな安全・安心な応援方法の提示などの取組を、政府と関係自治体が連携・協力し、具体化していくことが確認された。

その後、同年7月8日、東京都に7月12日より緊急事態宣言が発出されることが決定されたことを受け、観客の上限について議論を行うために五者協議が開催された。この五者協議において、東京都への緊急事態宣言を受け、人流を抑制するとともに、感染拡大の防止等に向けたより厳しい措置が必要として、東京都で行われる競技については無観客とすることで合意された。一方、緊急事態宣言が講じられていない区域(北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県)においては、それぞれの地域の状況を踏まえ、関係自治体の首長と協議の上、具体的な措置を決めるとともに、パラリンピック競技については、オリンピック競技大会が閉会した後に、観客数の取扱いを決めることで合意された。

7月8日の五者協議後、関係自治体において行われるオリンピック競技の観客の上限について議論するため、政府、東京都、組織委員会及び関係自治体で構成される「関係自治体等連絡協議会」が同日開催され、埼玉県、千葉県、神奈川県で行われる競技については無観客で開催し、宮城県、福島県、静岡県で行われる競技については、6月21日の五者協議の合意のとおり、収容人数50%あるいは1万人以内のいずれか少ない方の観客数を上限として開催し、茨城県で行われる競技については学校連携観戦のみ実施することとし、北海道で行われる競技については引き続き検討することとされた。その後、さらに組織委員会と各自治体の協議が行われ、7月9日には、北海道で実施されるサッカーを無観客で開催することが、同月10日には、福島県で行われる野球・ソフトボールを無観客での開催に変更することがそれぞれ決定された。

④パラリンピック競技での観客の取扱い

パラリンピック競技の観客の取扱いについては、オリンピック競技終了後の令和3(2021)年8月16日に、IPC、組織委員会、東京都、政府による四者協議において議論が行われた。四者協議では、東京都、埼玉県、千葉県に緊急事態宣言が発出され、また、静岡県が緊急事態宣言発出の要請をしている状況および現下の感染状況を踏まえ、オリンピック競技より厳しい措置として、全ての競技を無観客とすることで合意された。

ただし、次の時代を生きる子供たちが、競技を直接観戦することで、多様性や共生社会について理解を深めることを目的とした学校連携観戦については、教育的要素が大きいことに鑑み、保護者等の意向を踏まえて自治体や学校設置者が希望する場合には、安全対策を講じた上で実施できるようにされた。

⑤大会関係者の来日人数の削減

令和3(2021)年3月22日の五者協議において、政府から、適切な感染症対策や多くの制約の下で厳しい生活を続けている国民の理解を得るという観点から、アスリート以外のスポンサーやメディア等を含め大会関係者についても来日人数の削減が不可欠との認識を示した。それを受け、IOCは、3月26日のIOC理事会後、大会運営に不可欠かつ運営上の役割を担う人々にのみ、大会期間中必要となるIDカード(アクレディテーションカード)を発行するとの発表を行った。その後も引き続き、組織委員会、IOC、IPCにおいて大会関係者の来日者数削減の検討が行われ、5月26日の検討段階として組織委員会より、オリンピック競技については、当初の約12万人から約5万9千人に、パラリンピック競技については、約2万8千人から約1万9千人に削減する内容が示された。

政府としては、さらに来日者数の精査を行うよう組織委員会に対して要請し、組織委員会、IOC、IPCにおいても削減の検討を行った結果、大会本番時にはオリンピック競技で約3万3千人、パラリンピック競技では約1万人まで大会関係者の来日人数の削減が図られた。

⑥大会期間中のオペレーション

大会期間中の新型コロナウイルス感染症対策については、コロナ対策調整会議で取りまとめた「中間整理」および「追加的な対策」を基に、健康管理や行動管理の仕組みを構築するとともに、必要な保健衛生・医療体制の整備が行われた。

東京2020大会の健康管理では、OCHA(統合型入国者健康情報等管理システム)アプリを活用し、出入国時の検疫・入国管理・税関での効率的な手続きを支援するとともに、入国日から出国日まで、アプリに日々入力された健康情報を組織委員会等が管理した。

また、パラリンピック競技大会期間中においては、国内の感染状況を鑑み、オリンピック競技大会期間中には4日に1回の検査頻度であった選手村スタッフについて、毎日検査をすることとし、海外からの入国者については、「プレイブック」に従い、入国後14日間の厳格な行動管理を行うだけでなく、オリンピック競技大会期間中には、厳格な行動管理の対象となっていなかった入国後15日以降も「プレイブック」に従った行動を維持するよう要請するなど、更なる感染防止対策を実施した。

なお、濃厚接触者となったアスリートを 14 日間隔離することは競技への出場機会を奪うことになるため、IOC、IPC、東京都、組織委員会及び政府で協議し、毎日の検査及び競技・練習参加6時間前の検査で陰性であること、練習や試合を除き外出禁止、練習会場・試合会場における他者との物理的な距離を確保すること等を条件として競技や練習への参加を可能とした。

○プレイブックの作成

東京 2020 大会では、大会参加者が遵守すべき新型コロナウイルス感染症対策の具体的な行動ルールを示した「プレイブック」が作成された。この「プレイブック」は、アスリートや大会スタッフ、プレス関係者などステークホルダーごとに新型コロナウイルス感染症対策上、遵守すべきルールをまとめたものであり、東京 2020 大会での総合的な新型コロナウイルス感染症対策を講じるための重要な役割を果たした。

「プレイブック」は、組織委員会、IOC、IPC が、政府、東京都との議論や感染症専門家等からの意見を踏まえて策定した。令和3(2021)年2月に公表された初版は、第6回コロナ対策調整会議で取りまとめられた「中間整理」に基づいた内容となっており、詳細については、引き続き議論を行うこととされていた。

同年4月に公表された第2版は、第7回コロナ対策調整会議で取りまとめられた「変異株等に対応した追加的な対策」に基づき、新たな変異株の出現など、感染状況の変化に対応するため、全ての大会関係者が滞在中に遵守すべきルールをより具体化・精緻化するなど、初版から大幅な更新が行われた。

そして、同年6月に公表された最終版となる第3版では、第2版策定後の状況等を踏まえ、検査頻度やプロセスの具体化、ルール違反者に対する大会出場停止、ア krediteーションはく奪等の制裁措置の明確化などが行われた。

プレイブックについては、組織委員会が、各ステークホルダーに対して各版を公表する度に説明会を開催し、情報の共有や説明を図るとともに、大会期間中もブリーフィング等を通じて周知を行った。

東京 2020 大会で得られた知見は、2022 年北京冬季大会で作成された「プレイブック」にも引き継がれており、大規模国際イベントでのコロナ感染症対策の基礎となった。

○医療体制と保健衛生体制

徹底した水際対策や行動管理等の感染症対策を前提とした上で、感染者や疑い例が発生した場合に迅速な対応を行うための体制の構築は、安全・安心な大会を実現する上で非常に重要であった。

東京 2020 大会における医療体制については、大会の運営主体である組織委員会が、選手村総合診療所や競技会場医務室において、必要な医療サービスを提供するとともに、新型コロナウイルス対策としては、大会運営上の感染症対応のためのインシデント・マネジメント機能を強化するために組織委員会感染症対策センターが、選手村などアスリート等の滞在が集中する地域の行政上の保健衛生機能を強化するために東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点¹が設置され、選手村総合診療所発熱外来や競技会場隔離室等との

緊密な連携の下、大会に係る感染症対策が一元的に推進された。

アスリート等に陽性者が発生した場合には、上記関係者が緊密に連携しつつ、軽症・無症状者については、宿泊療養施設において健康管理や相談等を行い、治療等が必要な者については、関係自治体と調整の上で、大会指定病院等へ搬送するとともに、濃厚接触者を速やかに特定し、他者との隔離を行うなどの対応が行われた。

組織	業務概要
感染症対策センター (IDCC)	<ul style="list-style-type: none"> ・アスリート等の健康状況モニタリング状況を毎日確認 ・陽性者発生時の情報共有および連絡・調整
東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点(保健衛生拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者等の行政検査の実施 ・陽性者対応、療養場所の調整、入院勧告等 ・濃厚接触者の特定などの疫学調査
選手村発熱外来(発熱外来)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染が疑われる人の診療、検査

東京 2020 大会における、こうした医療体制の構築にあたっては、当初計画から医療スタッフ数の見直しを行い、医師・看護師の1日当たりの必要ピーク数を約 700 人から約 540 人に縮減するとともに、新型コロナ対応に直接当たっていないスポーツドクターや整形外科医、本格的な職務復帰を前提としていない潜在看護師を中心とした医療スタッフを確保し、IOC や IPC からの医療スタッフ支援なども受け、地域医療に支障を生じさせることのないよう準備が行われた。

○ワクチン接種

東京 2020 大会に参加するアスリート、大会関係者に対し、IOC がワクチン接種を推奨するとともに、ファイザー社によるワクチンの無償提供もあり、多くのアスリート、大会関係者がワクチンを接種した上で来日した。海外から参加するオリンピック関係者については、IOC の発表によれば、選手及び選手団役員の接種率は 85%以上、メディアは 70%以上となっており、パラリンピック関係者については、IPC の発表によれば、選手及び競技役員接種率は 88%であった。国内においても、ファイザー社から無償提供されたワクチンによって、日本選手団、競技役員、ボランティアやコントラクター等の大会スタッフ及びメディア等の大会関係者約4万人に対して接種を行った。

○新型コロナ感染症対策の総括

令和3(2021)年 12 月に組織委員会が公表した資料によれば、東京 2020 大会における新型コロナ感染症対策の総括として、マスクや物理的距離の確保、3密の回避といった基本的な感染対策の徹底に加え、海外入国者数の絞り込み、入国前の2回の検査及び入国後の定期的な検査の実施、厳格な用務先の制限・行動管理、健康管理、陽性者が確認された場合の迅速な隔離等により、海外からの新型コロナの持ち込みを抑制し、選手村や競技会場における感染拡大を防止し、総合的な対策により、大会参加者の陽性

率は、空港検疫で 0.10%、スクリーニング検査で 0.03%に留まり、大会期間を通じて、保健所によりクラスターとされた事例や、大会関係者から市中に感染が広がったという事例の報告もなく、感染症専門家からも「大会は安全に行われた」、「行動管理や検査などの対策がうまく機能した」との評価があったとされた。さらに、大会に伴う人流を抑えるため、ライブサイト等の中止・デジタル配信への転換、多くの会場で無観客開催としてステイホーム観戦を呼びかけたことなどにより、人流の抑制が図られたとされた。

推定感染日ベースでの実効再生産数は同年7月 22 日をピークに大会期間中(東京 2020 オリンピックの開催期間:7月 23 日~8月8日、東京 2020 パラリンピックの開催期間:8月 24 日~9月5日)は低下し続けたとされている。

組織委員会が公表した資料によれば、厳しい状況下でも安全な大会を実現できたことは、今後のスポーツ大会の在り方を示す機会となり、今後の内外のスポーツ大会に引き継がれていく意義があるとされた。

(参考:新型コロナ感染症対策の結果(組織委員会公表資料より抜粋))

- ・海外からの入国者約 5.4 万人のうち、陽性者は 261 人(うち、入国後 14 日以内の陽性者は 157 人)、入院者は6人(都内5人)、重症者は0人
※来日する大会関係者は、大会運営の簡素化等により、合計約 4 分の 1 に合理化。
(オリンピック約 14.1 万人⇒約 3.3 万人、パラリンピック約 3.6 万人⇒約 1.0 万人)
- ・大会関係者以外の空港での検査陽性率が 0.25%(424 人/170,320 人)に対し、空港での検査陽性率は 0.10%(55 人/54,250 人)
- ・スクリーニング検査の陽性率は 0.03%(299 件/1,014,170 件)
※スクリーニング検査数は 100 万回以上(国内関係者を含む)。なお陽性者の属性・状況などを大会期間中は原則毎日公表。
- ・ルール違反に関する処分件数は、オリンピック期間(7/1~8/11)では、大会参加資格はく奪が 15 名、大会参加資格一時効力停止が 9 名、厳重注意が 32 名。パラリンピック期間(8/12~9/5)では、大会参加資格剥奪が 3 名、大会参加資格一時効力停止が1名、厳重注意が 29 名。

(参考：組織委員会理事会資料（新型コロナウイルス感染症対策（水際対策））)

新型コロナウイルス感染症対策（水際対策）

❑ 徹底した水際対策（防疫措置）、海外の「バブル」方式を参考にした感染防止対策を実施。

- ・徹底した検査（入国前・入国時、入国後は定期的に）
- ・徹底した行動管理（宿泊施設や競技会場などに用務先を限定、移動は専用車両に限定）
- ・ルール違反に対する厳格な対応

[大会における水際対策]

アスリート・チーム役員
公式プレイブック
大会の安全と成功のためのガイド

❑ ルール違反に関する処分件数

[オリンピック期間] (7/1~8/11)

- ・大会参加資格剥奪：15名
- ・大会参加資格一時効力停止：9名
- ・嚴重注意：32名

[パラリンピック期間] (8/12~9/5)

- ・大会参加資格剥奪：3名
- ・大会参加資格一時効力停止：1名
- ・嚴重注意：29名

❑ 来日する大会関係者について、大会運営の簡素化等により、合計約4分の1程度に合理化。
 オリンピック 約14.1万人 ⇒約3.3万人 パラリンピック 約3.6万人 ⇒約1.0万人

❑ ワクチン接種（国内の選手・大会関係者約4万人分。IOC・ファイザー社から提供）

❑ パラリンピック期間中は、検査頻度の引き上げ等、追加の対策を実施。

(参考：組織委員会理事会資料（大会における医療体制）)

大会における医療体制

❑ 新型コロナウイルスの感染拡大により医療資源がひっ迫。地域医療への支障を生じさせない対応が必要。

- ・医療体制の見直し（医師・看護師は1日当たりのピーク時で約700人⇒約540人に）。
- ・医師は**スポーツドクター**や**整形外科医**を中心、看護師は**潜在看護師**を中心にご協力。
- ・IOC、IPCからも医療スタッフの支援（療養施設）。

❑ 陽性者には、組織委員会の感染症対策センターと東京2020大会保健衛生支援東京拠点が連携して対応。

❑ 濃厚接触者は、選手等に限り一定の条件の下（毎日鼻咽頭PCR検査、厳格な行動監督など）で大会参加。

[東京2020大会の医療サービス提供体制]

[新型コロナウイルス対応の連携体制]

(参考：組織委員会理事会資料（感染症対策の結果）)


感染症対策の結果

- 保健所によりクラスターとされた事例はなし。
大会関係者等から市中に感染が広がった事例の報告もなし。
- 海外からの入国者約5.4万人のうち、陽性者は261人（うち、入国後14日以内の陽性者は157人）、入院者は6人※（都内5人）、**重症者は0人**。
- **陽性率はオリパラ関係者以外の空港での検査陽性率と比べ低い水準**。
・空港での検査陽性率：0.10%（55人/54,250人）
【参考】オリパラ関係者以外の空港での検査陽性率：0.25%（同一期間、424人/170,320人）
・スクリーニング検査数は**100万回以上**（国内関係者を含む）。なお**陽性者の属性・状況などを大会期間中は原則毎日公表**。
【参考】スクリーニング検査の陽性率：0.03%（299件/1,014,170件）
- **海外関係者の入院者、宿泊療養施設利用者も概ね大会前試算の範囲内**。


		大会前試算	実績
都内医療機関(入院)	ピーク時 8.5人	入院者数(ピーク時): 2人 ※大会指定病院への入院	
都内宿泊療養施設	ピーク時 44.6人	入所者数(ピーク時): 49人 ※大会用に組織委が300室準備 余剰の部屋は都民に活用	

※都内入院総数(新型コロナ:5件※、熱中症:0件)、療養施設への入所総数225名。


- 関係者の帰国に際しては、検査結果に基づき陰性の検査証明を発行。
※うち一名は別途の主訴で入院した患者についてコロナの陽性も判明したもの



[空港における到着時の検査の様子]

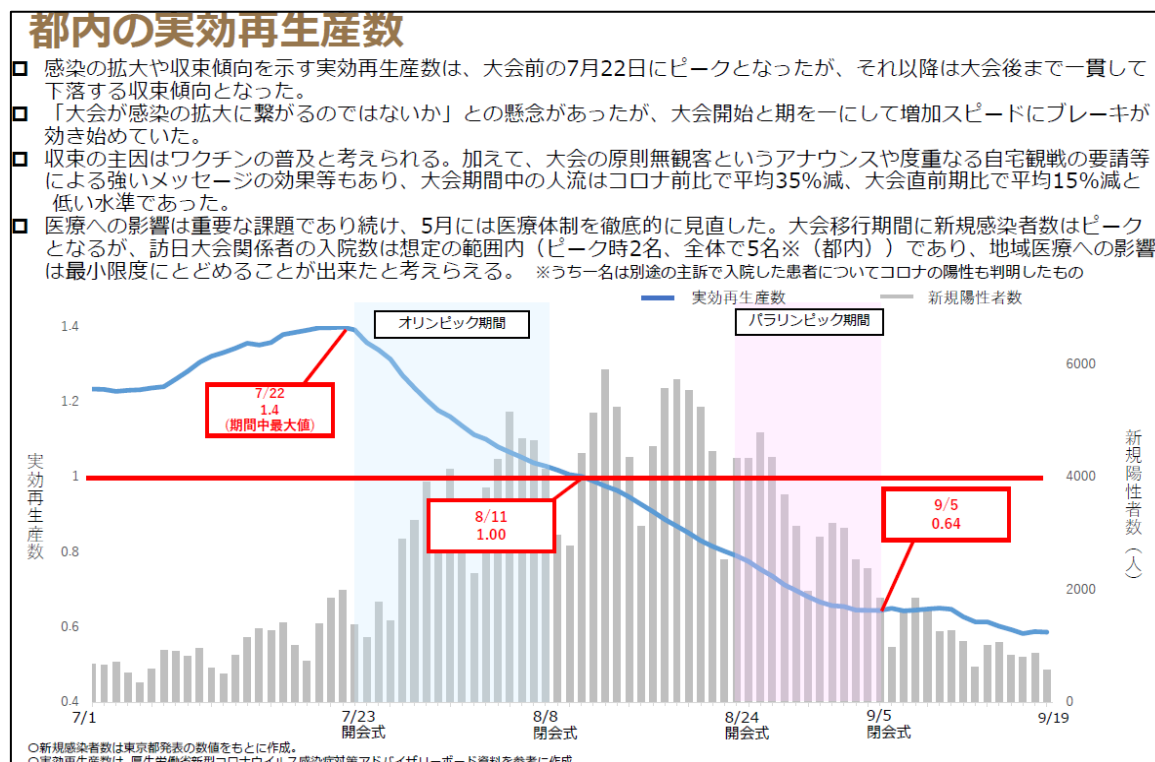


[空港における動線分離]



[専用バスによる移動]

(参考：組織委員会理事会資料（都内の実効再生産数）)



(参考：組織委員会理事会資料（全体総括）)

全体総括

- コロナ禍における安全・安心な大会を実現するため、マスクや物理的距離の確保、三密の回避といった基本的コロナ対策の徹底に加え、海外入国者数の絞込み、入国前の2回の検査および入国後の定期的な検査の実施、厳格な用務先制限／行動管理、健康管理、陽性者が確認された場合の迅速な隔離等により、海外からの感染の持込を抑制し、選手村や競技会場における感染拡大を防止した。
 - これらの総合的な対策を講じたことにより、大会参加者の陽性率は、空港検疫0.10%・スクリーニング検査0.03%に留まり、選手村や会場でのクラスターの発生もなく、専門家からも「大会は安全に行われた」「行動管理や検査などの対策がうまく機能した」との評価をいただいた。
 - さらに、大会に伴う人流を抑制するため、ライブサイト等の中止、デジタル配信への転換、多くの会場で無観客開催としてステイホーム観戦を呼び掛けたことや交通需要マネジメントの効果もあり、人流の抑制が図られた。
 - なお、推定感染日ベースでの実効再生産数は、7月22日をピークに大会期間中は低下し続けた。
- ⇒ 世界が格闘を続けるコロナ禍において、安全・安心な環境で大会を完遂した東京・日本の実行力・総合力を世界に示し、世界からはポジティブなメッセージが寄せられた。
- 北京大会でもプレイブックが刊行されるなど、今後の世界における大規模イベントのスタンダードとなった。

(2) その他の感染症対策等

① 中東呼吸器症候群(MERS)等の感染症対策

感染症対策については、MERS 等の海外の感染症発生動向を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制を整備するとともに、サーベイランスの強化などの国内の感染症対策を推進した。平成 31(2019)年4月には、関係府省庁連絡会議の下に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議」を設置し、令和元(2019)年8月に策定した「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づき、関係機関の緊密な連携の下、多くの訪日外国人と接する機会がある者や感染した場合に大会運営等に悪影響を及ぼす可能性のある者等に対し、風しん・麻しんへの感染リスクを一層低下させることを目的として、風しん・麻しんに関する特別な対策を講じたほか、感染症予防策等に関する情報の幅広い周知や情報発信、感染症発生動向の的確な把握など、感染症対策の取組を実施した。

上記を踏まえ、引き続き、水際対策やサーベイランス等の新型コロナ感染症対策も含めた国内の感染症対策を推進する。

(参考: 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議概要)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議(平成 31 年4月設置)

- ・設置目的: 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、国外からの様々な感染症の流入や国内での感染症拡大の防止に万全を期し、国内外のアスリート、観客等が安心して大会に参加できるようにするため
- ・議長: 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
- ・副議長: 厚生労働省健康局長
- ・構成員: 関係省庁審議官級、東京都技監、組織委員会局長等

② 食中毒予防策

食中毒予防策については、令和元(2019)年8月に策定した「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づき、夏期の一斉取締りや食品衛生月間の監視・指導等を継続的に実施するとともに、平成 30(2018)年6月に成立した、食品衛生法等の一部を改正する法律を踏まえ、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組である HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)に沿った衛生管理の更なる普及・推進を実施した。

具体的には、大会開催前の取組として競技会場等を管轄する全自治体等と打合せ会議を実施し、当該自治体に対し、会場、宿泊施設、食事を提供する施設等への食品衛生対策について万全を期すよう通知した。また、その他の地方自治体に対し、管轄下の食品等事業者が製造、加工又は調理した食品等が会場や宿泊施設等の関連施設で 사용되는場合は、同様に食品衛生上の対策について万全を期すよう通知した。

大会期間中には、競技会場等を管轄する自治体が、会場等の飲食提供施設への監視指導を実施した。その結果を厚生労働省にデイリーレポートとして報告し、厚生労働省は競技会場等を管轄する全自治体等に監視指導の参考とする観点から当該レポートの情報共有を行った。これらの取組の結果、大会期間中の会場等における食中毒の発生は認められなかった。

上記を踏まえ、全国食品衛生監視員研修会で大会における食品安全の取組を講演するほか、引き続き、食中毒予防のための夏期の一斉取締りや食品衛生月間における監視・指導を実施するとともに、HACCP に沿った衛生管理の推進等を図る。

5 セキュリティ対策

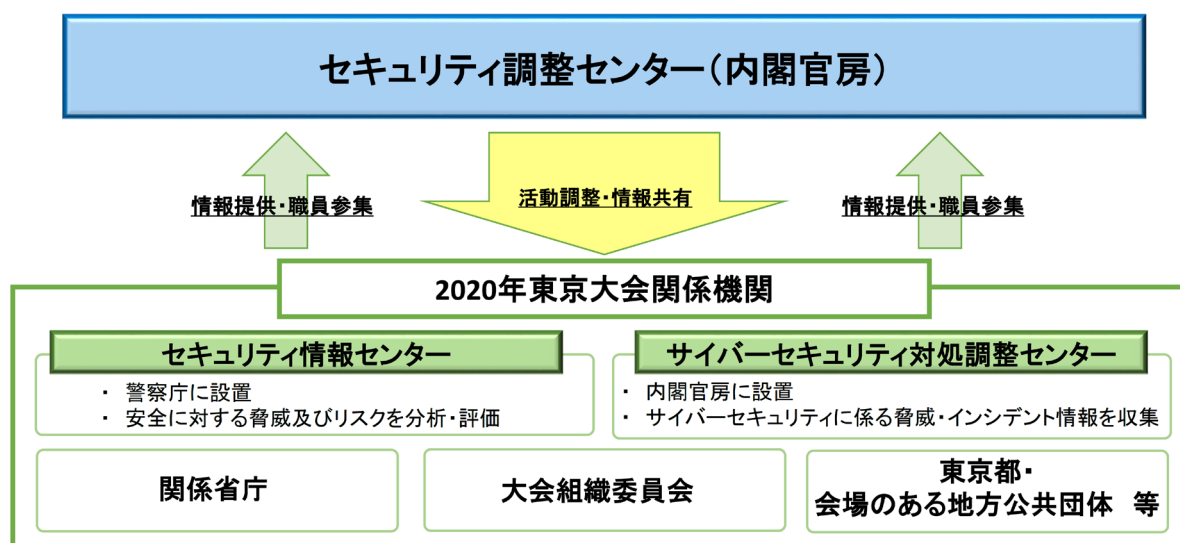
安全は我が国が世界に誇る価値であり、平和とスポーツの祭典たる大会の成功に不可欠なものである。他方、テロ事件が世界各地で多発し、サイバー攻撃の脅威も深刻さを増すなど、セキュリティ情勢は予断を許さない状況にあり、自然災害にも十分な留意が必要であった。このような情勢等を踏まえ、「世界一安全な日本」の創造に向けた政府を挙げての戦略的・総合的な取組を進めたほか、時々刻々変化する各種脅威への対処とスポーツの祭典であることとの調和を図り、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施した。

(1) セキュリティ全般

東京2020大会のセキュリティ全般については、関係府省庁連絡会議の下に設置されたセキュリティ幹事会において、主な対策等を「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」として取りまとめた（平成29年3月セキュリティ幹事会決定、令和元年7月及び令和2年12月一部改定）。

また、平成29(2017)年7月には、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置し、令和3(2021)年3月には、政府におけるセキュリティ対策の中心として、関係機関間の必要な情報共有や活動調整を行う「セキュリティ調整センター」を内閣官房に設置した。この「セキュリティ情報センター」及び「セキュリティ調整センター」は、大会が終了したことを受けて、同年9月に閉鎖された。

(参考:セキュリティ対策検討・推進体制)



(参考:セキュリティ幹事会概要)

セキュリティ幹事会(平成26年10月設置)

- ・設置目的:2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に係るセキュリティ対策の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため
- ・座長:内閣危機管理監
- ・座長代理:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長、内閣官房副長官補(内政担当)、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)、警察庁次長
- ・構成員:関係省庁局長級

(2)テロ対策

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、大会は世界の注目を集め多数の要人の競技会場での観戦も予想されることからテロの発生が懸念された。政府としては、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・集約・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進するため、各種取組を進めた。平成29(2017)年6月には、国際組織犯罪防止条約の国内担保法である、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、7月に国際組織犯罪防止条約を締結することなどにより、テロ対策の更なる強化を図った。

また、同年12月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部で決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」に基づき、「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員を増強するとともに、平成30(2018)年8月に「国際テロ情報集約室」に設置された「国際テロ対策等情報共有センター」を活用するなど、国際テロ情報の収集・集約・分析等の体制・能力を強化した。さらに、事前旅客情報(API)に加え、多くの航空会社から輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を通じて乗客予約記録(PNR)を電子的に取得するほか、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施するなど、水際対策のより効果的・効率的な推進を図った。

テロや災害発生時における対処能力の向上については、各種部隊の実戦的訓練を反復して実施するとともに、NBC(核・生物・化学物質)テロ対策を強化するため、特殊災害小隊などの緊急消防援助隊の増強・強化、大型除染システム搭載車両の配備等を進めたほか、生物・化学テロ等に備えワクチンなど医薬品の備蓄や、事業者による食品防御対策の検討を行った。

また、小型無人機等を用いたテロ事案等の各国での発生やその脅威の高まりを受け、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律が令和元(2019)年5月に成立した。この改正法に基づき、令和3(2021)

年3月から8月にかけて、オリンピック・パラリンピック聖火リレーのルートとその関係行事の実施会場を小型無人機等の飛行を禁止する区域として指定した(聖火リレーが中止された地域については、随時指定を解除)。また、競技会場等についても、小型無人機等の飛行を禁止する区域として指定した。

東京 2020 大会の開催に際しては、その安全・円滑な運営に寄与するため、警視庁においては約3万 6,500 人(うち特別派遣部隊1万 1,600 人)、その他の競技会場を管轄する道県警察においては約2万 3,400 人の警察官を動員した上で、関係機関と連携しながら警備・交通等の諸対策を推進した。

また、各競技会場及びその付近には消防部隊が配置され、その部隊及び職員の総数は、東京 2020 オリンピックでは延べ 2,760 隊、13,521 人、東京 2020 パラリンピックでは、延べ 652 隊、3,361 人となった。

さらに、大規模な NBC テロ災害等が発生した場合に備え、競技会場を管轄する消防本部を中心に、必要な消防部隊を迅速に出動させるための体制を構築した。

加えて、大会時には、自衛隊による競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視活動等や海上保安庁による巡視船艇等 151 隻、職員約 3,300 名の体制での海上警備活動を実施した。このような取組の結果、大会を狙ったテロの発生を未然に防止し、安全な大会を実現することで、開催国としての治安責任を全うした。

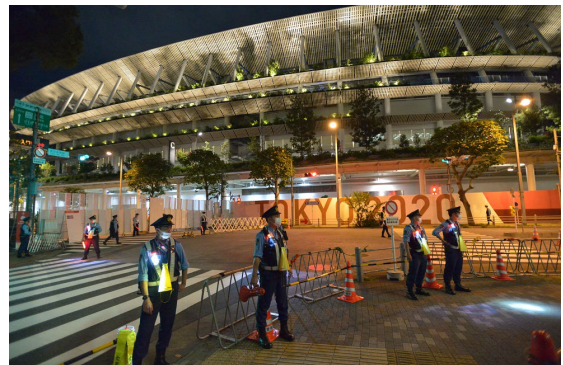
上記を踏まえ、引き続き、「国際テロ情報収集ユニット」、「国際テロ情報集約室」の活動の充実・強化を行い、より核心に迫る情報収集を図るとともに、国内外の関係機関との更なる連携強化を推進する。また、個人識別情報や事前旅客情報、乗客予約記録を活用し、効果的・効率的な水際対策に取り組む。さらに、テロ発生時における対処能力の向上のため、各種部隊の実践的訓練を実施する。

[会場警備等の様子 (宮城スタジアム)]



写真提供：総務省

[会場警備等の様子 (国立競技場)]



写真提供：警察庁

(3)サイバーセキュリティ対策

サイバーセキュリティ対策については、政府全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施したほか、関係府省庁、組織委員会、東京都等との緊密な連携の下、サイバーセキュリティに係る脅威・事案情報の共有等を担う中核的組織であるサイバーセキュリティ対処調整センターの構築に向け取組を進め、平成 31(2019)年4月より、「サイバーセキュリティ対処調整センター」を運用した。

また、重要サービス事業者等に対するリスク評価の取組を平成 28(2016)年度に開始し、同評価に基づく対策の実施を促進したほか、特に重要な事業者等を対象に NISC が検証する横断的リスク評価の取組を平成 30(2018)年度に開始した。

さらに、平成 30(2018)年 12 月に成立したサイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律に基づき、平成 31(2019)年4月に、官民の多様な主体から構成されるサイバーセキュリティ協議会が組織され、令和元(2019)年5月下旬から情報共有活動を開始した。

このような取組の結果、大会の運営に影響を与えるようなサイバー攻撃は確認されず、安全な大会が実現されたことから、大会において得られた知見等を踏まえ、今後開催される日本国際博覧会等の大規模国際イベントだけでなく、平時の持続的な日本のサイバーセキュリティの確保にも活用できるリスクマネジメントの促進及び対処態勢の整備等の取組を推進する。また、大会に向けた取組で得られたノウハウを適切な形で国際的にも共有していく。

(4)防災・減災対策

防災・減災対策については、国土強靱化を着実に進めるとともに、首都直下地震、台風、豪雨をはじめとする各種災害発生時における大会関係者等の避難誘導等の対策を検討、推進することとした。首都直下地震対策としては、既に、災害発生時に、即座に各防災関係機関が円滑かつ迅速に災害応急対策活動に当たれるよう平成 28(2016)年3月に、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定し、以降、実践的な防災訓練等を実施し、計画内容の検証や実効性の向上に向けた取組を進めた。一方、避難誘導対策としては、同年3月に、「災害種別避難誘導標識システム」等として日本産業規格(JIS)を制定し、関係府省庁等が連携して海外からの大会関係者等の避難誘導の強化に資するよう、国際標準化に努め、令和4(2022)年2月に国際規格(ISO)が発行された。

上記を踏まえ、引き続き、首都直下地震を想定し、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の必要な改定を図りつつ、政府における初動対処訓練並びに政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が連携した図上訓練を実施する。

6 輸送、外国人受入れ対策

大会期間中の人流・物流の増加を極力抑制するため、人と人との接触機会の低減や交通混雑の緩和を通じて、安全で円滑な大会輸送や経済活動と市民生活の共存を確保しつつ、安全・安心な大会を実現するべく、関係機関と連携し、交通需要マネジメント(TDM)等に取り組んだ。また、大会前及び期間中、海外から多くのアスリート、大会関係者等が来日することから、外国人の受入れ体制の強化等にも取り組んだ。

(1)輸送

①円滑な輸送の実現

平成 27(2015)年7月、大会関係者と観客の円滑な輸送を実現するとともに、経済活動や市民生活への影響を最小化するため、組織委員会、東京都、関係自治体、国、輸送関係業界等で構成される「輸送連絡調整会議」を開催し、輸送ルートの設定、観客の輸送対策等についての調整が行われた。特に、大会輸送については、道路網を使い専用車両により行われることから、経済活動や市民生活に配慮したルート設定や、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が経済活動や市民生活に与える影響を最小限に抑えるような検討がなされた。

また、大会期間中の国民・企業等の交通行動や働き方等の見直しに関する機運醸成や合意形成を図るため、平成 29(2017)年5月、政府、組織委員会、東京都、関係自治体、経済団体等で構成される「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議」を設置した。加えて、平成 30(2018)年8月、関連業界への情報提供や交通行動の見直しに関する取組の働きかけ等を行うため、東京都、内閣官房及び組織委員会が事務局となり、2020TDM 推進プロジェクトを立ち上げ、企業等に対して広く参画を呼び掛けた。

(参考:2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議概要)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議(平成 29 年5月設置)

- ・設置目的:円滑な大会輸送の実現に向けて、市民生活や経済活動への影響を踏まえつつ交通行動を見直す取組を、政府、組織委員会、東京都、関係自治体及び経済界が一体となって検討、調整するため
- ・座 長:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 局長
- ・副 座 長:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局セキュリティ推進統括官
- ・委 員:関係省庁局長級、東京都副知事、経済団体等

平成 31(2019)年2月には、東京都及び組織委員会主催の「交通輸送技術検討会」において、政府に対し、働きかけによる交通量の削減や交通規制に加えた更なる対策の検討が依頼されたことを受け、政府において追加対策の技術的検討を行った。その結果等を基に、令和元(2019)年10月、東京都及び組織委員会において「東京 2020 大会における首都高速道路の料金施策に関する方針」が取りまとめられ、大会期間中、首都高速道路利用の夜間シフトを促進するため、夜間半額割引を導入するとともに、一般道から首都高速道路への転換を抑制するため、昼間の料金を 1,000 円上乘せする方針が示された。

同年7月及び8月には、大会本番に向けた交通対策の試行として、休暇取得、テレワーク、時差出勤等による朝のピーク時の公共交通の需要削減、働きかけによる道路交通量の削減、都心部への流入抑制のための本線料金所の開放レーン数制限などの取組を行った。政府においても、同年7月、本府省等の常勤職員のピーク時の出勤人数を5割削減するなど率先した取組を実施した。

また、関係省庁、東京都及び組織委員会から、大会開催時の物流効率化に向け、荷主・物流事業者に対し、交通需要削減に向けた取組を依頼する文書を同年11月及び令和3(2021)年3月に発出する等、荷主・物流事業者に対する交通需要削減の働きかけを実施した。これらの取組もあり、大会期間中は物流については大きな混乱は見られなかった。

このほか、東京港においては多数の大会関係車両と港湾関係車両の錯綜により、深刻な交通混雑が発生することが懸念されたことから、大会時のコンテナターミナルのゲート前交通混雑の解消及び港湾物流機能の確保のために、令和元(2019)年10月及び大会直前の令和3(2021)年6月に国土交通省、東京都等の連名で長期蔵置貨物の解消について、ターミナル利用者向けに協力を依頼した。

東京都及び組織委員会では、大会期間中に首都圏の交通の状況を一体的に管理するため、同年7月、輸送センターを設置し、警察や道路管理者等と連携を図りながら、関係者輸送ルートの円滑性確保に必要な情報の収集を行った。

また、大会期間中は経済界に対する呼びかけや政府自ら率先したテレワークの推進等による交通需要削減に加え、首都高速道路の料金施策や関係者輸送ルートにおける交通規制等を実施した。

これらの取組により大会期間中の首都高速道路の平日平均交通量は、対 2019 年比で約 2 割減少し 2019 年の休日の通行台数と同程度となり、社会経済活動への影響を抑えつつ、大会関係車両の円滑な移動が確保された。

②道路輸送インフラの整備

道路輸送インフラの整備については、首都高速湾岸線東京港トンネルに並行する国道 357 号東京港トンネルの西行き(海側)が平成 28(2016)年3月に開通し、東行き(山側)についても令和元(2019)年6月に開通したほか、平成 30(2018)年3月には首都高速晴海線が、令和2(2020)年6月には臨港道路南北線が開通した。

(2)外国人受入れ対策

①円滑な出入国のための整備

大会では、海外から多くのアスリート、大会関係者等が来日することから、円滑な出入国の実現に向けて、平成 28(2016)年 12 月に関係府省庁連絡会議の下に設置された「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省庁等連絡会議」において、大会の一時的な需要の精査や処理能力の検証を行い、その結果を踏まえた体制強化の必要性について検討を行った。さらに、開会式や閉会式の前後には、要人を含む特別対応が必要な多くの関係者やパラリンピック選手団等が短期間に出入国するなど、大会特有の事情を考慮しつつ、空港における関係者の動線分離などの対応を行う必要があり、CIQ(税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine))関係省庁をはじめとした関係者と課題への対応やその進捗管理を行った。CIQ 職員を平成 27(2015)年度から令和2(2020)年度にかけて 3,481 名(入国審査官 1,473 名、税関職員 1,546 名、検疫所職員 229 名、動植物検疫官 233 名)増員するなど体制強化に向けた取組も進めた。

加えて、令和元(2019)年7月から、羽田空港を皮切りに、成田空港、関西空港、福岡空港、中部空港、新千歳空港及び那覇空港において、順次、顔認証技術を活用した自動化ゲートである「顔認証ゲート」の外国人出国手続における運用を開始している。

(参考:2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省庁等連絡会議概要)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省庁等連絡会議(平成 28 年 12 月設置)

- ・設置目的:大会に特有の事情を考慮の上、安全安心の確保にも配慮しつつ、出入国に関連する課題への対応やその進捗管理を関係者間で行うため
- ・議長:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
- ・副議長:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局セキュリティ推進統括官
- ・構成員:関係省庁及び組織委員会の担当者

また、首都圏空港の機能強化のため、羽田空港については、飛行経路の見直しに向けた航空保安施設や誘導路等の施設整備、騒音対策、落下物対策等を進めるとともに地域への丁寧な情報提供を実施し、令和2(2020)年3月から新飛行経路の運用を開始し、国際線の発着枠を年間約4万回拡大した。成田空港についても、高速離脱誘導路の整備等が完了し、同月から空港処理能力を約4万回拡大した。

今後、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運行再開に向けての調整を行うとともに、引き続き、タクシーの定額運賃について事業者からの申請に基づき適切に認可等するなど、空港アクセス等の改善に取り組む。

②外国人の受入れ対策

外国人の受入れのための対策としては、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会(多言語対応協議会)」を通じた多言語対応の強化、一般社団法人公衆無線 LAN 認証管理機構の会員事業者間の連携により、20万箇所以上で事業者の垣根を越えてシームレスな Wi-Fi 接続を実現するなどの利用開始手続の簡素化や地方公共団体、宿泊施設、観光案内所、公共交通機関等における整備支援等を通じた無料公衆無線 LAN の利用促進等に向けた取組を進めた。

(参考:2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会概要)

2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会(平成26年3月設置)

- ・設置目的:2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、都市力の向上のために欠くことのできない多言語対応の強化・推進のため、国の関係行政機関、関係地方公共団体、政府関係機関、民間団体及び企業等がそれぞれの取組に係る情報を共有するとともに、基本的方向の確認等により相互に連携・協働して取り組む
- ・座長:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長、東京都副知事
- ・委員:国、東京都、組織委員会、JNTO、関係自治体・団体・企業等

特に、多言語対応協議会において策定された「多言語対応の基本的な考え方」に基づく取組を進め、「新宿ターミナル協議会」における新宿駅の案内サインの改善を進めてきたほか、平成29(2017)年6月には、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」を設置し、多くの小売店が迅速かつ効率的に多言語対応を進めるための手引きとなる「小売業の多言語対応ガイドライン」を平成30(2018)年12月に策定し、小売業における多言語化についても推進した。多言語対応に向けた取組については、令和3(2021)年12月に開催された第11回多言語対応協議会において報告され、政府関係機関、関係地方公共団体、民間団体及び企業等において、引き続き、多言語対応に取り組むこととなった。

また、宿泊施設の十分な供給確保に向けた対策の一つとして平成29(2017)年6月に成立した、住宅宿泊事業法による民泊の活用、大型クルーズ船の宿泊施設としての活用の検討(ホテルシップ)、社会全体のICT化、美しい都市環境の創出や道路の防災性向上等の観点による無電柱化、海外発行クレジットカードなどの決済環境等の改善に向けた実証実験、案内用図記号の国内規格(JIS)の変更・追加等に取り組んだ。

上記を踏まえ、引き続き、無料公衆無線 LAN 環境の整備を行う宿泊施設等への支援、キャッシュレス決済対応等、取組を進める。

③外国人旅行者の訪日促進

平成28(2016)年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を令和12(2030)年

に6,000万人とするなどの目標を設定し、取組を進めた。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪日外国人旅行者の受入れは困難となったが、大会開催国として注目される期間に、明日の日本を支える観光ビジョン等に基づき、在外公館等を活用した日本の多様な魅力の発信と連動しつつ、大会後も見据えた訪日プロモーション等を推進することにより、令和12(2030)年の訪日外国人6,000万人に向けた基盤となる受入れ環境を整備した。

また、観光地域づくりの司令塔を担う法人である観光地域づくり法人(DMO)の形成・育成、観光地域づくり法人が中心となって行う地域の関係者が広域的に連携して訪日外国人旅行者等の来訪・滞在促進を図る取組に対する支援等により、大会後も含め、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するための施策により、大会の開催効果を東京のみならず広く地方に波及させるための取組を進めた。

さらに、欧米豪市場を中心として、訪日促進のための「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」を実施したほか、各地方ブロックにおいて、地域の観光資源をいかした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等の更なる充実に向けた取組を支援し、訪日プロモーションの戦略的高度化、大会開催効果の地方への波及に向けた取組を進めた。

加えて、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組を一体的に推進し、河川敷地占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保による街づくりと一体となった水辺環境の改善等を支援した。

このほか、札幌での東京2020オリンピックのマラソン・競歩で注目が集まる機会を活用し、アイヌ文化やアイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間(ウポポイ)の普及・啓発を図った。

具体的には、令和3(2021)年7月から9月にかけて、以下の取組を行った。

まず、令和3(2021)年7月には、政府広報番組で「ウポポイで発信する アイヌ文化の魅力!」を放送するとともに、東京2020オリンピックのマラソン・競歩が札幌開催された令和3(2021)年8月5日から8日までの4日間、さっぽろテレビ塔前でアイヌ舞踊を実施し、その映像をインターネットでライブ配信した。

また、その映像の一部はオリンピックの公式放送として世界に発信されるとともに、国内のテレビ地上波等においても放送された。アイヌ舞踊の映像については、東京2020オリンピックの閉会式やIOC総会でも上映され、舞踊のメンバーが聖火リレーや開会式にも参加した。

さらに、令和3年7月から9月にかけてNHK WORLD-JAPAN/jibtvでアイヌ文化とウポポイについて特別番組を国際放送した。

上記を踏まえ、引き続き、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、訪日外国人旅行者等の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して総合的な支援を実施していく。

また、ウポポイについても、国内外から多くの人々が訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを

体験し、民族共生の理念に共感してもらえるよう、年間来場者数 100 万人を目指し、新型コロナウイルス感染症対策にも対応した適切な管理運営、コンテンツの充実、誘客促進に向けた広報活動等を行う。

④外国人患者受入れ体制の整備

医療機関における外国人患者受入れ体制の整備については、外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の拡大や医療機関における医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置、院内案内表示の多言語化等の支援を行った。さらに、令和元(2019)年7月には、都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を含む「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公表し、外国語診療が可能な医療機関の情報の更なる充実を図った。

また、外国人来訪者等への救急・防災対応については、救急車利用ガイドの多言語対応、電話通訳センターを介した三者間同時通訳の導入による 119 番通報時等の多言語対応のほか、平成 29(2017)年4月に消防本部に対して多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の提供を開始した。

上記を踏まえ、引き続き、都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心に、外国人患者受入れ体制の更なる充実を目指す。

⑤訪日外国人旅行者の行動傾向等分析

平成 28(2016)年 10 月、訪日外国人に対し質の高いサービスや決済環境を提供するため、訪日外国人の属性情報等を事業者・地域間で共有・活用する「おもてなしプラットフォーム」の構築を目指し、3地域でサービス実証を実施した。平成 29(2017)年度は、各地域の事業者が得られる訪日外国人旅行者の属性や行動履歴等に関するデータを全国統合的に蓄積し、各地域の事業者がこれらの蓄積されたデータを利活用できるプラットフォームを構築し、10 地域においてデータを収集するとともに、当該プラットフォームにおいてデータを集計し、訪日外国人旅行者の行動傾向等を実証を行い、社会実装に向けた取組を推進した。

上記を踏まえ、引き続き、おもてなしプラットフォームの更なる普及に向け、他地域への展開を図り、各地域での収集データの活用及び、地域間での比較分析等、更なるデータ利活用を推進する。

7 暑さ対策、環境問題への配慮

(1) 暑さ対策

① アスリート、観客等が過ごしやすい環境整備

東京 2020 大会が暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備することは極めて重要であった。このため、関係府省庁連絡会議の下に設置され関係府省庁、東京都及び組織委員会で構成される「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」において平成 27(2015)年9月に策定した「東京 2020 に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」に基づき、ハード・ソフト両面からの暑さ対策を推進した。

(参考:東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議概要)

東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議
・設置目的: 競技会場等関係施設とその周辺のみならず街づくりの一環として暑さ対策を進め、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備するため
・議長: 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
・構成員: 関係府省庁審議官級、東京都部長、組織委員会局長等

令和3(2021)年3月には、「熱中症対策推進会議」において策定した「熱中症対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策と暑さ対策の両立を図るため、適切なマスク着用の推進や、選手村総合診療所発熱外来の設置等の取組を推進するなど、きめ細やかな対策を推進した。

② 競技会場等の暑さ対策

競技会場等の暑さ対策については、「アスリート・観客にやさしい道の検討会」における総合的な道路空間の暑熱対策の今後の方向性の提言を踏まえ、路面温度上昇抑制機能を有する舗装や道路緑化等の取組を進めた。

また、実際の暑熱環境の調査等に基づき、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を策定し、令和元(2019)年夏に実施したテストイベントでの試行を踏まえ、更なる充実を図った。

さらに、より効果的な熱中症予防情報の発信を行うため、平成 29(2017)年度から競技会場等における暑さ指数(WBGT)に関する調査を行い、大会期間中、全競技会場(43 会場)の周辺と一部の会場内における暑さ指数を提供し、スタッフ等への熱中症予防行動の啓発などに活用した。また、令和元(2019)年6月には2週間先までの気温予報を開始した。

訪日外国人等に対して、熱中症予防に関する普及啓発を実施するため、多言語でのリーフレット(日・英・中・韓)のホームページでの公表や、うちわ(日・英)の会場やその周辺等での配布を実施した。

③大会期間中の暑さ対策

東京 2020 大会期間中は、組織委員会において、アスリートラウンジへのエアコンの完備、体を冷やすためのアイスバスの設置、テントへのポータブルエアコンやミストファンの設置などの対策が講じられたほか、屋外会場においては、審判などのテクニカルオフィシャルにクールベストが用意され、その他の大会関係者に対しては、十分な休息を取れるシフトの作成、水分や塩分の摂取を徹底する等の対策が講じられた。加えて、暑い時間帯での競技を避けるため、テニスの開始時間を午前から午後に変更するなど、一部競技において、競技開始時間の変更や休憩時間の設定など、競技運営面で柔軟な対応が講じられた。

結果として、大会期間を通じ、一定の熱中症患者は発生したが、各種対策の実施により、重症者は少なく抑えられた。

上記を踏まえ、引き続き、ヒートアイランド対策に資する等、将来にわたる都市環境の改善、魅力的で快適な道路空間の創造につながる取組を実施するほか、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」等へ東京 2020 大会における暑さ対策の取組の成果を反映し、普及啓発するとともに、効果的な熱中症予防情報の発信等を行う。

(2)環境問題への配慮

①持続可能性に配慮した大会の準備・運営

東京 2020 大会では、「気候変動」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働、公正な事業慣行等」「参加・協働、情報発信(エンゲージメント)」の5つの主要テーマのもと、取組が進められた。大会における持続可能性を実現するため、組織委員会では、「持続可能性に配慮した運営計画(第1版:平成 29 年1月、第2版:平成 30 年6月)」を策定・公表し、大会の持続可能性のコンセプトを「Be better,together/より良い未来へ、ともに進もう。」に定めるとともに、上記のテーマにおける具体的な目標とそれに向けた施策を取りまとめ、具体的な取組を進めた。

平成 29(2017)年3月には、東京 2020 大会の準備・運営段階の調達プロセスにおける持続可能性の配慮を行うため、調達する物品・サービス及びライセンス商品を対象とする「持続可能性に配慮した調達コード」を組織委員会において策定・運用した。

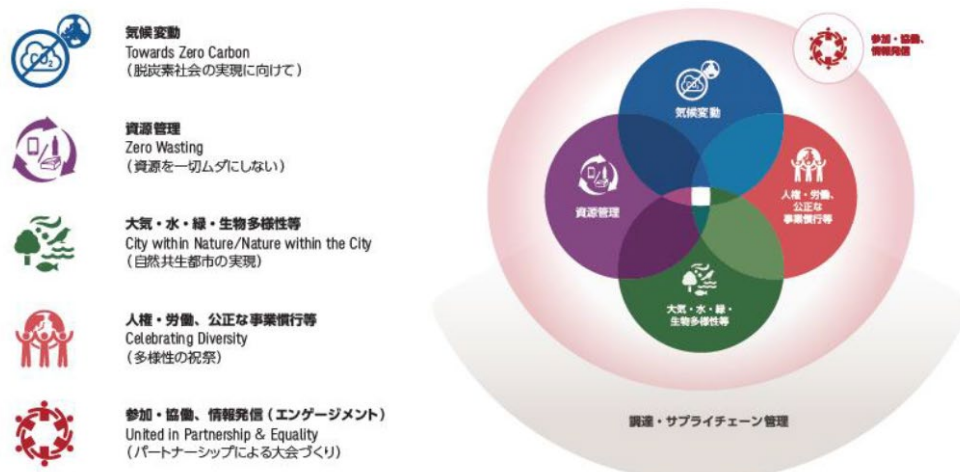
「持続可能性に配慮した運営計画」で定めた取組の進捗や実績について、組織委員会により、平成 31(2019)年3月末に「持続可能性進捗状況報告書」、令和2(2020)年4月末に「持続可能性大会前報告書」、令和3(2021)年7月に「持続可能性大会前報告書追補版」が策定・公表され、同年 12 月に、大会後に明確になった取組結果や大会から得た学び・気づき等を報告するとともに、東京 2020 大会の持続可能性を総括した「持続可能性大会後報告書」が策定・公表された。

(参考:5つの主要テーマとその大目標)

東京 2020 大会の持続可能性コンセプト

Be better, together

より良い未来へ、ともに進もう。



②省エネルギー・環境関連技術の活用

日本が保有する省エネルギー・環境関連の技術の活用をはじめとする環境等への配慮を通じて、東京 2020 大会の二酸化炭素等の排出量削減、3R(リデュース、リユース、リサイクル)促進をはじめとする環境負荷低減を図るため燃料電池自動車や燃料電池バスの導入や水素ステーションの整備に対し支援を行った。

また、福島で製造された水素を聖火台や聖火リレートーチに活用するとともに、大会時の運営電力の全量を再生可能エネルギーで供給するなど、大会の排出 CO₂をゼロ以下にする「カーボンマイナス大会」の実現に向けた取組を進めた。

大会運営時の使用電力については、再生エネルギー発電(バイオマスや太陽光)電力調達(約 1300 万 kWh)や東京都及び横浜市の協力によるグリーン電力証書(約 4900 万 kWh)により、100%の再エネルギー化を実現した。使用した再エネルギー発電電力には福島県内の太陽光発電施設で発電された電力(約 70 万 kWh)も含まれており、復興の後押しをする取組も推進された。

加えて、東京都及び埼玉県の募集により 217 の事業者から提供された 438 万 t-CO₂ のクレジットがカーボンオフセットに活用され、大会に関連した CO₂ 排出量 196 万 t-CO₂ を 242 万 t-CO₂ 上回ることとなり、カーボンマイナス大会が実現された。

③大会後の資源循環を見据えた取組

平成 29(2017)年 10 月、海外から来訪するアスリートや大会関係者等による廃棄物の分別を推進していくため、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドンス」を策定するとともに、関係自治体等関係団体に対して同ガイドンスの周知を行った。加えて、平成 31(2019)年3月まで実施した「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」では、中央府省庁の庁舎に小型家電の回収ボックスを設置する省庁リレーやホストタウン登録自治体の教育機関等で携帯電話を回収する「ホストタウン・メダルプロジェクト」を実施し、大会史上初めて金銀銅メダルを全量使用済み携帯電話等のリサイクル金属で製造したほか、表彰台を全量使用済みプラスチック等で製造、選手村ビレッジプラザの建設木材を自治体から借り受け、使用後に提供自治体へ木材を戻し、再利用する取組など、調達段階から大会後の資源循環を見据えた国民参加型の取組を実施した。

④大会後の取組

上記を踏まえ、引き続き、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通じて得られた機運や使用済小型家電の回収環境等を今後活かす「アフターメダルプロジェクト」を通じて、小型家電リサイクルの普及啓発を行うなど、循環型社会の構築や3R意識の醸成に活用し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいく。

[東京 2020 パラリンピックメダル]



©Tokyo2020/Shugo TAKEMI

8 メダル獲得へ向けた競技力の向上

東京 2020 大会において、日本選手が過去最多の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう、「第2期スポーツ基本計画」(平成 29 年3月 24 日)及び「競技力強化のための今後の支援方針(鈴木プラン) -2020 年以降を見通した強力で持続可能な支援体制の構築-」(平成 28 年 10 月3日)に基づき、我が国の国際競技力向上に向けた取組を推進した。

具体的には、オリンピック競技・パラリンピック競技に共通して、NF による選手強化活動(強化合宿、コーチ等設置など)に係る経費を支援するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)、JOC、JPC による協働コンサルテーションを実施し、NF が策定する強化戦略プランの実効化に向けた多面的な支援を行った。各 NF の強化戦略プランは、JSC、JOC 及び JPC からなる協働チーム並びに外部有識者によって評価され、国は、その評価結果に基づき、競技力向上事業助成金の重点配分や、スポーツ医・科学、情報等の重点的な支援を行った。

また、トップアスリートのトレーニング拠点であるナショナルトレーニングセンター(NTC)について、令和元(2019)年に拡充棟となる NTC 屋内トレーニングセンター・イーストを整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用化を推進するとともに、スポーツ医・科学、情報等によるアスリート支援の充実に取り組むなど、ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図った。

加えて、女性アスリートの活躍に向けた医・科学支援や調査研究、女性エリートコーチの育成プログラムの策定・実施、ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト等により全国から有望なアスリートを発掘する取組等を通じ、東京 2020 大会に向けた国際競技力の向上に取り組んだ。

東京 2020 大会後には、これまでの競技力向上施策の成果と課題を検証の上、「持続可能な国際競技力向上プラン(令和3年 12 月 27 日)」を策定した。今後、同プランに基づき、アスリート発掘・育成・強化の取組のシステム化・プログラム化、全国でスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる環境の実現、国と地方の競技力向上施策の連携強化の方向性の下、関係機関と連携しつつ我が国の国際競技力向上に向けた施策を推進する。

(参考:過去5大会及び1964年東京大会における入賞数との比較)

※パラの「4位～8位等」には順位付けされていない入賞者を含む。

オリンピック	金	銀	銅	小計	4位～8位	合計
2021/東京	27	14	17	58	78	136
2016/リオ	12	8	21	41	47	88
2012/ロンドン	7	14	17	38	42	80
2008/北京	9	6	10	25	52	77
2004/アテネ	16	9	12	37	40	77
2000/シドニー	5	8	5	18	42	60
1964/東京	16	5	8	29	36	65

パラリンピック	金	銀	銅	小計	4～8位等	合計
2021/東京	13	15	23	51	107	158
2016/リオ	0	10	14	24	73	97
2012/ロンドン	5	5	6	16	70	86
2008/北京	5	14	8	27	79	106
2004/アテネ	17	15	20	52	72	124
2000/シドニー	13	17	11	41	67	108
1964/東京	1	5	4	10	—	—

9 アンチ・ドーピング

東京 2020 大会では、世界各国から多くの選手が来日することもあり、多くのドーピング検査が必要となることに加え、組織的なドーピングが国際的に問題になったことを踏まえ、世界ドーピング防止機構(WADA)や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)とも連携しつつ、競技者等に対する研修、ドーピング検査員の育成、検査体制の強化等の万全の体制整備を行う必要があった。

また、スポーツの価値・インテグリティ(高潔性)を更に高めようとする国際的な取組に貢献するとともに、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化を支援する必要性があった。そこで、平成 28(2016)年度に、「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」において、ドーピング検査の実効性の向上、教育活動の充実・強化、研究活動の充実・強化、組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与等に関して論点の整理を行い、報告書を取りまとめた。この報告書に基づき、平成 29(2017)年度から、国際競技大会に対応できるドーピング検査員の養成、ドーピング通報窓口の運用開始などのインテリジェンス共有体制の構築に向けた基盤整備、大学等の研究機関による研究開発事業の推進等の取組を進めた。

また、平成 30(2018)年6月には、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項等を定めた、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律が成立した。

ドーピング防止活動推進法の成立を踏まえ、東京 2020 大会では国際検査機関(ITA)や IPC 及び国内関係機関と連携し、ドーピング検査だけでは捕捉できないドーピングの防止を図った。その結果、ドーピング防止活動については、東京 2020 大会において世界的にも評価される体制を構築することができた。

上記を踏まえ、今後、東京 2020 大会に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外のネットワーク等を国内外の活動において有効活用していく。

10 新国立競技場の整備に向けた取組

国立競技場については、建設から半世紀が経過し、老朽化が著しくなっていたことなどを踏まえ、新たな国立競技場を東京 2020 大会のメインスタジアムとするため、施設を所有する JSC が、文部科学省とともに、平成 24(2012)年 11 月に国際デザインコンクールで最優秀賞に選定されたデザインを基本にして整備計画を進めた。

その後、整備コストが当初の計画による想定よりも大きくなったことなどから、平成 27(2015)年 7 月に整備計画を見直すこととなったことを踏まえ、オリパラ担当大臣を議長とする「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(関係閣僚会議)」を設置し、8 月には、「新国立競技場の整備計画」を策定した。

同計画は、アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和や日本らしさを基本理念としつつ、できる限りコストを抑制して現実的にベストな計画を策定する観点から、スタジアムの施設については、原則として競技機能に限定すること、また、スタジアムの完成が大会に確実に間に合うよう、工期の期限は平成 32(2020)年 4 月末とし、同年 1 月末を工期短縮の目標とした技術提案を求め、工期を極力圧縮することなどとした。

この整備計画に基づき、JSC は、建築等の専門家からなる技術提案等審査委員会を設置し、業務要求水準書を策定の上、新国立競技場整備事業に係る技術提案を公募した。関係閣僚会議による点検を経て、工期の期限を平成 31(2019)年 11 月末などとする「大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計建築事務所共同企業体」の技術提案を選定した。

平成 28(2016)年 1 月から設計等を開始し、12 月には本体工事に着手した。関係閣僚会議の点検を受けつつ整備を進め、36 カ月の工期を経て、令和元(2019)年 11 月末に計画どおり大会のメインスタジアムが完成し、東京 2020 大会の開・閉会式と陸上競技で使用された。

[国立競技場]



©Tokyo2020/Meg Oliphant

大会後は、組織委員会による原状回復工事が行われ、令和4(2022)年4月より一般利用が開始された。日本におけるスポーツ振興の中核拠点として、サッカーやラグビー等の国際大会や全国大会の決勝戦が開催される予定であり、トップアスリートの活躍の場とするとともに、広く国民がトップレベルスポーツに触れ、スポーツへの関心を高める機会を提供する。なお、国立競技場は運営管理を民間事業化する予定であり、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活用し、日々人々が集まり、長く愛されるスタジアムになるよう、検討を進めていく。

11 オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成

(1) オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及

① オリンピック・パラリンピック教育

オリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成するため、全国各地でオリンピック・パラリンピック教育に取り組んだ。平成 28(2016)年7月には、「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」において「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて」を取りまとめた。これに基づき、スポーツ及び東京 2020 大会の意義、価値、歴史に対する国民の理解・関心の向上、障害者を含めた多くの国民の生涯にわたるスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、若者に対するこれからの社会に求められる資質・能力の育成について推進を図るための「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」について、平成 28(2016)年度は 12 府県において、平成 29(2017)年度は 15 府県5政令市において、平成 30(2018)年度は 26 道府県8政令市において、令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度には 34 道府県 11 政令市において、令和3(2021)年度は 31 道府県 10 政令市において実施した。具体的には、教員向け研修、オリンピック・パラリンピアンとの交流事業、市民セミナーの開催、パラリンピック体験授業の開催などに取り組み、学習指導要領の改訂や学習教材の活用等によりオリンピック・パラリンピック教育を推進した。あわせて、スポーツの記録と記憶を後世に残すため、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツに関する多様な資料のアーカイブ化、ネットワーク化に向けたガイドラインの作成等に取り組んだ。

上記を踏まえ、引き続き、東京 2020 大会における知見・経験を活かしつつ、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進する。

② 学校連携観戦

東京 2020 大会の開催期間中には、組織委員会を中心として、児童生徒が参加する様々な取組が行われる中、共生社会の実現に向けた教育的要素が大きく、競技観戦の機会を提供する「学校連携観戦プログラム」が行われた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、競技会場は原則無観客として取り扱われたが、保護者等の意向も踏まえ、児童生徒の感染症対策や熱中症対策を十分に講じた上で実施された。これにより、東京都・関係自治体・東日本大震災被災三県の児童生徒を中心とし、オリンピックで約 4,700 人、パラリンピックで約 1 万5千人の児童生徒が競技会場で観戦した。

参加した子供たちからは、選手のプレーを直接観たことでパラリンピック競技の迫力を感じたことや、選手の素晴らしさを体感できたこと、また、自分の可能性を改めて見直したり、勇気をもらうことができたりしたことなどの感想が寄せられ、その教育的意義の大きさが確認された。今後とも、アスリートとの直接的な触れあいの中で、子供たちの成長を促す取組を継続していくことが重要となる。

③聖火リレー

聖火リレーについては、令和2(2020)年3月12日にギリシャで採火式が実施され、同国アテネでの引継式後、聖火は特別輸送機で同月20日に航空自衛隊松島基地へ運ばれた。到着式では聖火皿への点火及びブルーインパルスによる展示飛行が実施され、同日以降、宮城県、岩手県及び福島県で「復興の火」としての展示が行われた。東京2020大会の延期決定後は、同年4月に福島県 J ヴィレッジで聖火の展示が実施されたほか、同年9月にはオリンピックミュージアムで、同年11月から令和3(2021)年3月には全国14道府県でも聖火の展示が行われた。

令和3(2021)年3月25日には、J ヴィレッジからオリンピックの聖火リレーがスタートし、同年7月23日のオリンピック開会式まで121日をかけて全国各地を巡った。聖火リレー期間中、緊急事態宣言の発出等を踏まえて、27都道府県では公道での聖火リレーの全部又は一部が中止され、点火セレモニー等の代替措置が実施された。

パラリンピックの聖火リレーについては、同年8月12日から20日にかけて全国846か所と英国ストークマンデビルで採火された火が、8月20日の集火式でひとつの聖火となり、8月24日まで都内各所で点火セレモニーが行われた。

聖火ランナーの人数は、開会式のランナーを除いて、オリンピック聖火リレーで10,515名、パラリンピック聖火リレーで1,070名であった。

④Sport for Tomorrow プログラム

平成25(2013)年9月、国際オリンピック委員会(IOC)総会でのプレゼンテーションにおいて、安倍内閣総理大臣は、スポーツ分野における我が国政府の国際貢献として、Sport for Tomorrow(SFT)プログラムの具体的な内容を発表し、東京が開催地として選ばれたことにより、SFTは国際公約となった。

平成26(2014)年度より、官民連携の下、SFTは開発途上国をはじめとする100か国以上・1,000万人以上に、スポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めるため、スポーツ分野での国際貢献・交流事業を行ったところであり、令和3(2021)年9月末時点までの活動実績は204か国・地域、1,319万人となった。スポーツ庁では、例えば、学校体育カリキュラム策定支援、パラリンピック参加国・地域拡大支援、運動会やラジオ体操等のスポーツイベントの開催支援、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援等の取組を進めた。外務省においては、開発途上国への支援の一環として、スポーツ関連施設の整備や器材供与、独立行政法人国際協力機構によるJICA海外協力隊の派遣、技術協力等を継続的に実施してきたほか、平成27(2015)年度からスポーツ外交推進の観点から取組を実施している「スポーツ外交推進事業」を通じて、東京2020大会に向けたスポーツ選手や指導者等の招へい・派遣、スポーツ器材輸送支援等の取組を実施した。

令和4(2022)年度以降は、SFTプログラムを通じて培われた官民ネットワークの活用等により、スポーツを通じた国際協力による日本の存在感の発揮や持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献するため、スポーツによる国際交流・協力を推進し、ポスト SFTプログラムを実施する。

(2) ボランティア等の機運醸成

全国でより多くの方々が東京 2020 大会に関連した取組に関わっていくことができるよう、大会の運営や地方における海外からの来訪者の受入れなどの各種ボランティア活動等への機運醸成を図ったほか、外国人への道案内や、障害者・高齢者等への支援の意思を持つ人々によるサポートの輪を全国に広げていくため、中学生以上の者を対象として、異文化交流に向けた心構えや、心のバリアフリーを学ぶことができるアニメーション動画について、異文化交流に係る有識者や障害当事者等の参画の下、作成した。

平成 30(2018)年7月には、大学等に対して、国民の祝日に関する法律に基づく祝日の適用を令和2(2020)年について変更する法改正の趣旨を踏まえ、各大学等における令和2(2020)年度の学事暦の設定に当たって適切に対応するよう要請するとともに、学生が大会等やボランティア活動へ参加する意義を踏まえて各大学等が学事暦の変更等を行う場合の留意事項を改めて周知した。

12 その他

(1) 記念貨幣の発行

東京 2020 大会の成功に向けた機運を醸成するため、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣を発行することについて、平成 28(2016)年7月に閣議決定を行った。日本初の試みとして開催都市(リオデジャネイロから東京へ)の引継ぎをテーマとする記念貨幣を同年 12 月に発行するとともに、大会開催までに一連のシリーズとして4回に分けて 37 種類の記念貨幣を発行した。

[2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣 (第四次発行分)]

競技大会名	東京オリンピック競技大会			東京パラリンピック競技大会		
貨幣の種類	千円銀貨幣	五百円バイカラー・クラッド貨幣	百円クラッド貨幣	一万円金貨幣	五百円バイカラー・クラッド貨幣	百円クラッド貨幣
図柄(表面)	 ボクシング  レスリング	 雷神	 サッカー  テニス  バレーボール  ミヤマトワ	 「聖火ランナー」と「国立競技場」と「心技体」	 風神	 自転車競技  車いすラグビー  ソメイティ

写真提供：財務省

(2) 宝くじの発売

全ての都道府県及び指定都市において、大会協賛宝くじを平成 28(2016)年度から令和2(2020)年度にかけて発売した。宝くじの収益金については、東京 2020 大会の準備及び運営に必要な資金に充てられた。

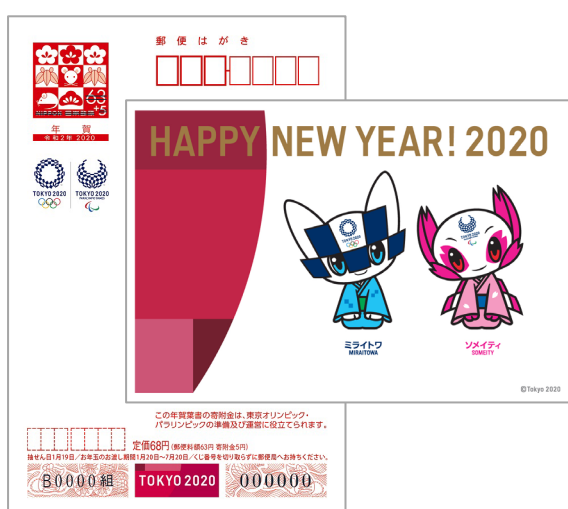
(3) 寄附金付郵便葉書等の発行

日本郵便株式会社は、オリパラ特措法第 15 条に基づき、平成 31(2019)年3月 12 日から5月 13 日及び8月 26 日から 10 月 28 日の間、特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(寄附金付)」を全国で販売した。

また、平成 29(2017)年から令和元(2019)年にかけて、東京 2020 大会[寄附金付]年賀葉書を全国で販売し、これらの寄附金(346,024,743 円)については東京 2020 大会の準備及び運営に必要な資金に充てられた。

[東京 2020 大会[寄附金付]2020 年用年賀葉書]

発行日 2019 年 11 月 1 日(金)



写真提供：日本郵便株式会社

[特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(寄附金付)」]

発行日 2019 年 3 月 12 日(火)



写真提供：日本郵便株式会社

(4) 特別仕様自動車ナンバープレートの交付

平成 29(2017)年 10 月より東京 2020 大会の開催を記念して、大会開催の機運を盛り上げる観点から、デザインの入った特別仕様自動車ナンバープレートの交付を開始し、令和 3(2021)年 9 月 30 日の申込終了までに約 289 万件の申込があった。申込みの際に募集した寄附金は、その収入を東京 2020 大会開催に向けて必要となる交通サービスの改善に充てられ、ノンステップバス 75 台(約 6,263 万円)、UD タクシー 345 台(約 7,342 万円)に助成金が交付された。

[特別仕様ナンバープレート]



写真提供：国交省

(5) 特定興行入場券の不正転売禁止

東京 2020 大会において、チケットの高額転売防止は重要な課題の一つであるため、平成 29(2017)年 8 月、超党派のオリパラ議連・スポーツ議連等の合同総会の場において、組織委員会から法整備について要望があった。法案については、スポーツ、エンターテインメント全般の問題として検討され、平成 30(2018)年 6 月、超党派の「チケット高額転売問題対策議連」が発足し、調整された。

その後、同年 12 月に、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めた、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律が成立した。

(6) 要人接遇、オリパラ外交

東京 2020 オリンピック及び東京 2020 パラリンピックの両大会に際し、天皇陛下主催の宮中茶会、閉会式前の政府主催の晩餐会の開催を予定していたが、感染症対策のために一部変更となった。宮中茶会については中止し、海外要人との御会見のみ実施された。閉会式前の晩餐会については、要人を安全かつ迅速に閉会式会場(国立競技場)に移動させる目的もあったことから、飲食を伴う晩餐会としての実施は中止し、要人の集合・待機場所として必要な会場の借上げ及び要人警護のみ実施した。加えて、東京 2020 オリンピック開会式前には、文部科学大臣主催の歓迎行事が開催され、感染症対策のために飲食を伴わない形で実施された。また、東京 2020 大会に際し、14 か国・2 国際機関から計 18 名の首脳級要人が訪日し、計 14 件の内閣総理大臣との会談等及び計 6 件の

外務大臣との会談等が実施された。

(7) オリンピック休戦決議の採択

オリンピック競技大会の7日前からパラリンピック競技大会後の7日間の期間、世界中で休戦を実施する「スポーツとオリンピックの理念を通じた平和でより良い世界の構築（通称：オリンピック休戦決議）」については、1994年のリレハンメル冬季大会以降、国連総会で決議が採択されており、外務省を通じて各国にオリンピック休戦決議の共同提案を働きかけ、186か国の賛同を得て提案し、無投票で採択された（令和元（2019）年12月の第74回国連総会で決議が採択され、東京2020大会の延期に伴い、同決議に記載されていた大会日程を修正する決定が令和2（2020）年7月の国連総会で採択された。）。休戦決議は、定型部分と各大会独自の部分から構成されており、今般の東京2020大会独自の部分については、大会コンセプト、平和への貢献、アジアでの3大大会開催によるパートナーシップ構築、Sport for Tomorrow、ホストタウン、持続可能性、東日本大震災への支援に対する謝意表明から構成された。

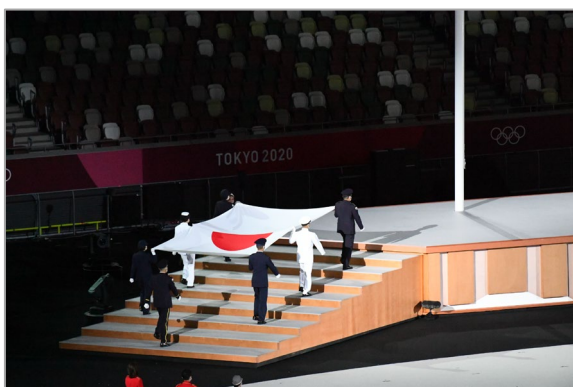
(8) 式典等大会運営への協力

組織委員会から依頼を受けた防衛省は、自衛隊法第100条の3に基づく大会の運営協力として、聖火到着式におけるブルーインパルスによる展示飛行及び航空中央音楽隊による演奏、組織委員会が維持・管理する情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る協力を大会までに行い、大会時には総勢約8,500名の隊員をもって、首都圏会場の整理、国旗等掲揚などの協力を行った。

また、オリパラ特措法に基づき、組織委員会に射撃競技会場として使用する陸上自衛隊朝霞訓練場をはじめとした防衛省所管の国有財産を無償提供した。

加えて、東京都からの依頼により、東京2020大会の開会日に東京都上空において、ブルーインパルスによる展示飛行を実施した。

[国旗等掲揚への協力]



写真提供：防衛省

[ブルーインパルス]



写真提供：防衛省

(9)ゴールドポストプロジェクト

東京 2020 大会で活躍した日本人選手等の栄誉を称える取組として、日本郵便株式会社の協力のもと、ゴールドポストプロジェクトを実施した。これは、大会で金メダルを獲得した日本人選手等にゆかりがある地域の郵便ポストを金色に塗り替え、選手等の名前や大会エンブレム等を記したプレートをつけることで、その栄誉を称えるものであり、全国各地に 79 本設置した(令和4年3月 31 日時点)。

このほか、国立競技場敷地内に、大会開催を記念するとともに、コロナ禍により大会が延期された中でもあきらめず前進し続けた全ての選手・指導者・関係者の挑戦を称えた記念ポストを 1 本設置した。

[ゴールドポスト]



写真提供：内閣官房

[記念ポスト（国立競技場）]



写真提供：内閣官房

13 第2章参考資料

参考1:オリパラ基本方針

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)

1. はじめに

(平和の祭典)

オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会は世界最大の平和の祭典であり、その開催は、国際的な相互理解や友好関係を増進させる。オリンピック憲章は、「肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランス良く結合させる生き方の哲学」を意味する「オリンピズム」の目的は、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることにある」としている。パラリンピックは、そのビジョンを、「パラリンピックアスリートが、スポーツにおける卓越した能力を発揮し、世界に刺激を与え興奮させることができるようにすること」としている。また、国連では、1994年のリレハンメル冬季オリンピック競技大会以来、大会に際して、オリンピック停戦の遵守に関する国連総会決議を採択し、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催期間における停戦の遵守を加盟国に促している。

(1964年大会の成果)

戦後一貫して平和国家としての道を歩み、世界の平和と繁栄に貢献してきた日本は、オリンピック・パラリンピックムーブメントについても、その発展に貢献してきた。日本にとって初のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催となった1964年の東京大会は、史上初めてアジアで開催された大会でもあり、オリンピズムをアジアにも広げた。1964年の東京大会は、日本の国際社会への本格的な復帰の象徴でもあり、敗戦から立ち上がった日本の復興を世界に示すものになった。日本人にとって、頑張れば世界と肩を並べることができるという自信を持つ契機となり、高度成長の弾みとなった。

(今回の大会の意義)

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)についても、より多くの国・地域から参加者を迎え、世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合える歴史に残る大会にするとともに、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機としなければならない。

特に、パラリンピック競技大会の開催は、障害者の自立や社会参加を促す大きな力となる。「パラリンピック」という語は1964年の東京大会の際に初めて使用されたものであり、夏季のパラリンピック競技大会が同一都市で2回開催されるのは、今回が史上初となる。参加国・地域数についても、オリンピック競技大会との差が縮まるよう、過去最多となることを目指し、大会を世界中の障害者をはじめ全ての人々に夢を与える大会としなければならない。

(運営の成功のための体制)

国際テロやサイバー攻撃の脅威の高まりなど、セキュリティをめぐる情勢は時代とともに変化しており、大会に参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、セキュリティの万全と防災・減災等の安全安心の確保、アスリート、観客の輸送等大会運営の成功のための体制を整えていくことは必須である。特に、パラリンピック競技大会については、パラリンピックの認知度向上、ユニバーサルデザインに基づく競技会場整備をはじめとして、過去最高の環境整備を進める。

(「復興五輪」・日本全体の祭典)

同時に、大会の開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることになる。この機会を国全体で最大限いかし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。また、スポーツ、文化・クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の魅力を発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、大会に関連した事業やイベントへの地方の企業、団体及び個人等の参画拡大等を推進する。こうした取組を通じて、大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にまで、大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる。

(有益な遺産(レガシー)の創出)

オリンピック憲章では、オリンピック競技大会の有益な遺産(レガシー)について、開催都市のみならず、開催国としても引き継ぐことが期待されている。1964年の東京大会は、新幹線、首都高速道路、ごみのない美しい街並みなど、現在にも残る数々の遺産(レガシー)が生み出された。今回の大会も、多くの先進国に共通する課題である高齢化社会、環境・エネルギー問題への対応に当たり、日本の強みである技術、文化をいかしながら、世界の先頭に立って解決する姿を世界に示し、大会を世界と日本が新しく生まれ変わる大きな弾みとする。「強い経済」の実現、文化プログラム等を活用した日本文化の魅力の発信、スポーツを通じた国際貢献、健康長寿、ユニバーサルデザインによる共生社会、生涯現役社会の構築に向け、成熟社会にふさわしい次世代に誇れる遺産(レガシー)を創り出す。

(政府のこれまでの取組)

政府は、平成25年9月に、2020年のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定された後、速やかに、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣を任命した。また、平成27年6月の平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号、以下「法」という。)の施行を受け、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(以下「推進本部」という。)を設置するとともに、専任の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を任命した。

その際、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「大会組織委員会」という。)、東京都、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会その他の関係機関(以下「関係機関」という。)と円滑な連携を図りつつ、大会に関連して政府が講ずるべき施策(以下「関連施策」という。)の立案と実行に取り組んできた。

(基本方針の策定)

2020 年に向け、大会に関連する取組を加速させるため、法第 13 条に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、本基本方針を定め、関連施策の立案と実行に当たっての基本的な考え方、施策の方向について明らかにする。関連施策とその進捗状況については、「大会に向けた政府の取組」として定期的に公表する。

2. 基本的な考え方

政府は、以下の基本的な考え方に基づき、関連施策の立案と実行に取り組む。

(1) 国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」の実現

大会の運営に万全を期すことに加え、大会を日本再興の契機とし、その効果が東日本大震災の被災地を含む日本全体に波及し、国民全体に参加意識が醸成されるよう努めるとともに、パラリンピック競技大会をオリンピック競技大会と一体的に運営することを通じて障害者の社会参加の拡大を図り、大会を日本全体で「夢と希望を分かち合う大会」にする。

(2) 次世代に誇れる遺産(レガシー)の創出と世界への発信

大会を開催期間において確実に成功させるのはもとより、高齢化社会、環境・エネルギー問題その他の日本が直面し多くの先進国に共通する課題を踏まえ、大会の開催後も有用であり、次世代に誇れる有形・無形の遺産(レガシー)を全国に創出するとともに、日本が持つ力を世界に発信する。

(3) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進

大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠である。大会組織委員会が、大会の運営主体として、大会の計画、運営及び実行に責任を持ち、東京都が、開催都市として、大会組織委員会の行う大会準備を全面的にバックアップするとともに、外国人受入れ体制の整備、開催機運の醸成等に取り組む。国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。また、ラグビーワールドカップ 2019 に関する施策については、大会と共通する施策が含まれることから、連携して準備を進める。

(4) 明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

政府は、明確なガバナンスの確立に向け、関係機関と円滑に連携し、オープンなプロセスにより意思決定を行う。また、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、関連施策については、事業の進捗と効果を点検することを通じて効率的・効果的に実行し、施策に要するコストをできる限り抑制するとともに、大会の確実な成功に向けた取組を加速する。

3. 大会の円滑な準備及び運営

大会の確実な成功に向けて、大会に参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、セキュリティの万全と防災・減災等の安全安心の確保、アスリート、観客その他の関係者の円滑な輸送のための措置、暑さ対策・環境問題への配慮及び大会のメインスタジアムとなる新国立競技場の整備を進める。また、日本人アスリートの活躍を通じて国民を感動の渦に巻き込めるよう、オリンピック・パラリンピックの一体的な競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及に取り組む。

大会の前年に開催されるラグビーワールドカップ 2019 は、大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営が、翌年に開催される大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることから、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号）を踏まえ、政府として必要な支援に努めるとともに、セキュリティの万全と安全安心の確保、外国人受入れのための対策など、共通する施策について連携して準備を進める。

①セキュリティの万全と安全安心の確保

時々刻々変化する各種脅威への対処とスポーツの祭典であることとの調和を図り、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施する。

このため、「世界一安全な日本」の創造に向けた政府を挙げての戦略的・総合的な取組を進めるほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に開催されるセキュリティ幹事会、大会の安全に関する情報を集約するために平成 29 年 7 月を目途に設置されるセキュリティ情報センター等を活用し、セキュリティの確保に係る機関が緊密に連携して、情報の共有、対策の検討・実施、訓練等を推進する。

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、当該戦略に基づき、大会に係るサイバーセキュリティ上のリスクを明確にした上で、各関係主体で必要な対策を施していくとともに、脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としてのオリンピック・パラリンピックCSIRT(Computer Security Incident Response Team)の構築、運用を図る。

防災・減災対策については、国土強靱化を着実に進めるとともに、首都直下地震、台風、豪雨をはじめとする各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等の対策を検討、推進する。

感染症対策については、中東呼吸器症候群(MERS)等の海外の感染症発生動向を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制を整備するとともに、サーベイランスの強化などの国内の感染症対策を推進する。また、併せて食中毒予防策を推進する。

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

アスリート、観客等や貨物等の円滑な輸送のため、首都圏空港の機能強化、空港アクセスの改善、

道路・交通インフラの整備等を推進する。その際、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう配慮する。

首都圏空港(羽田・成田)の機能強化については、羽田空港における飛行経路の見直し等を含む機能強化方策の具体化に向けた取組を進めるとともに、バリアフリー化等を通じて空港アクセスをはじめとする鉄道・バス等の利便性向上を進める。

道路・交通インフラについては、大会時における渋滞が緩和され、人流・物流が円滑に行われるよう、東京臨海部をはじめとする関連インフラの整備等を推進する。特に、大会関係者の輸送については、オリンピック・パラリンピックレーンの設置に向けて、関係機関が連携して検討を進める。

また、CIQ体制の強化その他の外国人の受入れのための対策については、人的・物的な体制の整備を推進するとともに、多言語対応の強化、無料公衆無線LANの環境整備などの社会全体のICT化の推進、宿泊施設の供給確保に向けた対策、医療機関への外国人患者受入れ環境整備、外国人来訪者等への救急・防災対応、無電柱化、海外発行クレジットカード等の決済環境等の改善を推進する。

③暑さ対策・環境問題への配慮

大会が暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備するため、大会の暑さ対策として、道路緑化等を含む総合的な道路空間の温度上昇抑制対策等によるハード・ソフト両面の競技会場等の暑さ対策、熱中症等関連情報について多言語による外国人向け啓発をはじめ多様な情報発信の実施、ICTを活用した救急通報等、外国人・障害者も含めた救急医療体制の整備等を進める。

また、大会における持続可能性を実現するため、日本が保有する省エネルギー・環境関連の技術の活用をはじめとする環境等への配慮を通じて、大会の二酸化炭素等の排出量削減、3R促進をはじめとする環境負荷低減に向けた取組を推進する。

④メダル獲得へ向けた競技力の強化

公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、日本人アスリートが、大会において最高のパフォーマンスを発揮し、過去最高の金メダル数を獲得するなど優秀な成績を収めることができるよう、トップアスリート及び次世代アスリートの育成・支援のための戦略的な選手強化、競技役員など国際的に活躍できる人材の育成、スポーツ医・科学、情報分野の多方面からの専門的かつ高度な支援体制の構築に努めるとともに、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進める。特に、パラリンピック競技については、基盤の強化をはじめ、大会の成功に向けた重層的な支援を講ずる。

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備

競技の公平・公正性を確保するため、アンチ・ドーピング対策を強化する必要がある。具体的には、世界ドーピング防止機構(WADA)や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)とも連携しつつ、競技者等に対する研修、ドーピング検査員の育成、検査体制の強化等の万全の体制整備を行う。また、スポーツの価値・インテグリティ(高潔性)を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化を支援する。

⑥新国立競技場の整備

大会のメインスタジアムとなる新国立競技場については、世界の人々に感動を与える場となるよう、「新国立競技場の整備計画」(平成 27 年 8 月 28 日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定)に基づき、アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさを基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を進める。

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成

大会開催を契機に、オリンピック・パラリンピック教育の推進によるスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成する。

具体的には、スポーツ及びオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の意義、価値、歴史に対する国民の理解・関心の向上、障害者を含めた多くの国民の生涯にわたるスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、若者に対するこれからの社会に求められる資質・能力の育成について推進を図るとともに、大会をはじめとするスポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブの在り方について検討を進める。

「Sport for Tomorrow」プログラムを通じて、スポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを普及させるため、スポーツ分野での世界の国々への貢献・協力関係の構築を行う。

また、全国でより多くの方々が大会に関連した取組に関わっていくことができるよう、大会の運営や地方における海外からの来訪者の受入れなどの各種ボランティア活動、大会に関連する取組に係る寄附等への機運醸成を図る。

4. 大会を通じた新しい日本の創造

(1)大会を通じた日本の再生

世界の熱い注目が集まる大会の開催を通じて、復興を成し遂げつつある東日本大震災の被災地の姿、季節感にあふれた祭り・花火、地域の伝統芸能や特色ある文化芸術活動、食からおもてなしの心に至る全国の地域の魅力、日本の強みである環境・エネルギー関連などの科学技術を世界にアピールし、地方創生・地域活性化、日本の技術力の発信及び外国人旅行者の訪日促進等を通じた「強い経済」の実現につなげる。

①被災地の復興・地域活性化

東日本大震災の被災地の復興を後押しするとともに、復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に向けて発信することは、この大会の大きな目的の一つである。被災地の方々の声を十分に聴きながら、被災地を駆け抜ける聖火リレー、被災地での大会イベントの開催や事前キャンプの実施、被災地の子どもたちの大会への招待等について取組を進めるとともに、被災地における取組を世界に伝えていくことを通じ風評被害を払拭し、産業面を含めた着実な復興へとつなげる。

また、大会に関連する様々な事業、イベント等に全国各地の中小企業をはじめとする企業、団体・NPO、個人等の各主体が積極的に参画し、日本全体でビジネス機会の拡大を含め地域活性化につながるよう、大会開催の効果を全国に波及させるための取組を関係機関と連携しつつ進める。特に、大会の

開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、被災地を含む全国各地に広げる。さらに、改善された日本のビジネス環境を世界に発信し、投資を促進する。

②日本の技術力の発信

日本が世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する機会となる大会を、「強い経済」の実現に向けたイノベーションの牽引役と捉え、大会を通じて日本の強みである技術をショーケース化し、世界に発信する。

具体的には、水素社会の構築に向けた環境・エネルギー技術、自動走行技術の実用化、ロボット技術、高精度衛星測位技術を活用した新サービス等を制度面も含めて推進する。また、日本のものづくり力をいかした義肢装具の普及を促進する。

③外国人旅行者の訪日促進

2016年のリオデジャネイロ大会以降、2020年までの次期開催国として注目される期間に、多言語対応等を含めた外国人受入れのための対策及び日本文化の魅力の発信と連動しつつ、訪日プロモーションを推進する。その際、多言語対応、ICT環境の整備、各種ボランティア活動等による「おもてなし」を向上させ、外国人旅行者を地方へ誘客するための施策により大会の開催効果を東京のみならず広く地方に波及させる。また、バリアフリー化等を通じて空港アクセスをはじめとする鉄道・バス等の利便性向上を進める。さらに、道路インフラの整備、水辺環境の改善等についても、大会後の日本の成長基盤となるよう配慮する。

(2)日本文化の魅力の発信

大会はスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもある。日本には、伝統的な芸術から現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、さらには、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化がある。文化プログラムの推進も含め、こうした多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成し、東京におけるショーウィンドウ機能を活用しつつ、日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる。

また、障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能をいかして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進する。

(3)スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

大会の開催は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の目指す「スポーツを通じて全ての人が幸福で豊かな生活を営むことのできる社会」を実現する好機である。この点を踏まえ、2020年に向けて、スポーツ庁が中心となって、関係各省や関係団体が協働しつつ、競技力強化、アンチ・ドーピング対策の推進、地域におけるスポーツの振興などの多様なスポーツの機会確保のための環境の整備、指

導者の養成、スポーツ関連産業の育成及び同産業との連携、スポーツに関する科学的研究の推進、国際的な交流及び貢献の推進、障害者スポーツの推進等、スポーツ基本法に掲げる各般の施策に取り組み、スポーツ立国の実現を図る。

障害者スポーツの推進については、各地域において認知度の向上を図るとともに、障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を促進する。

(4)健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

大会が開催される2020年には団塊の世代が70歳を超えることを踏まえ、生涯現役社会を構築できるように、大会への準備を弾みとして、スポーツ・運動を通じた健康増進、障害者・高齢者にとどまらず誰もが安全で快適に移動できる公共施設等のユニバーサルデザイン化・障害者等への理解などのいわゆる「心のバリアフリー」による共生社会の実現を通じて、障害者・高齢者の活躍の機会を増やす。

①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止

大会を弾みとして、個人の主体的な健康増進の取組を促進することにより、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指す。

このため、市町村が実施する取組への支援や医療保険者において、個人のスポーツ・運動を通じた健康増進への問題意識を喚起するための普及啓発や、個人がライフステージに応じて、主体的にスポーツ・運動に取り組むための環境整備、国民の主体的な取組を促し、支えるための環境整備を進める。

受動喫煙防止については、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する。

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

高齢化が進展する中で、障害者・高齢者にとどまらず、全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、パラリンピック競技大会の開催を通じて、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進する。このため、全国展開を見据えつつ、東京において、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備する。特に、「アクセシビリティガイドライン」を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての人にとってアクセス可能な大会を実現する。

障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげる。このため、障害者スポーツを全ての子供たちが体験するなどの取組を通じて、教育現場・地域における交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

東京大会に関連する施策の推進体制について

R2.10.8現在

オリンピック・パラリンピック推進本部

本部長：総理大臣、副本部長：オリパラ担当大臣、官房長官
 本部長：全ての国務大臣
 事務：①基本方針の作成／②基本方針の実施推進／③大会準備運営の企画立案・総合調整

関係府省庁連絡会議
 議長：内閣官房副長官（事務）
 構成員：全府省庁事務次官 等

ホストタウン関係府省庁連絡会議
 議長：オリパラ担当大臣
 構成員：関係府省庁局長 等

幹事会

ホストタウン首長会議
 議長：オリパラ担当大臣
 構成員：関係府省庁局長
 各ホストタウンの長 等

日本の食文化の発信に係る関係府省庁等連絡会議
 議長：オリパラ担当大臣
 議長代理：オリパラ事務局長
 副議長：農林水産省食料産業局長
 構成員：関係府省庁局長級、東京都局長級
 組織委員会副事務総長 等

ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議
 議長：オリパラ担当大臣
 副議長：内閣官房長官
 構成員：担当大臣

幹事会

東京大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議
 議長：内閣官房副長官（事務）
 議長代行：内閣官房副長官補
 副議長：東京都副知事、組織委員会事務総長
 オリパラ事務局長、コロナ室長
 東京府省庁局長、審議官級、東京都局長・理事、組織委員会局長、JOC専務理事、JPC委員長
 アドハドック：感染症専門家

東京都との連絡協議会
 主催：内閣官房副長官（事務）
 構成員：全府省庁事務次官、東京都副知事 等

幹事会

東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議
 主催：オリパラ事務局長
 構成員：関係府省庁審議官級、東京都部長、組織委員会局長 等

文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議
 議長：オリパラ事務局長
 構成員：関係府省庁審議官級 等

出入国に関する関係府庁等連絡会議
 議長：オリパラ事務局
 企画・推進統括官
 構成員：関係府庁課長
 組織委員会局長 等

セキュリティ幹事会
 議長：内閣危機管理監
 構成員：関係府庁局長 等

70等警備対策WT

94等-セキュリティWT

受動喫煙防止対策強化検討チーム
 主宰：内閣官房副長官（事務）
 構成員：関係府庁局長 等

2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会
 議長：オリパラ事務局長、東京都副知事
 構成員：国、東京都、組織委員会、JNTO、関係自治体・団体・企業 等

木材利用等に関するワーキングチーム
 議長：オリパラ事務局企画・推進統括官
 構成員：関係府庁審議官 等

交通輸送円滑化推進会議

議長：オリパラ事務局
 副議長：オリパラ事務局
 企画・推進統括官、セキュリティ推進統括官
 構成員：関係府庁局長級、東京都副知事、経済団体 等

参考3:会議等の実施状況

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

本部長：内閣総理大臣

副部長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、内閣官房長官

本部員：全ての国務大臣

[開催実績]

第1回	平成27年7月24日
第2回	平成27年11月27日
第3回	平成28年2月19日
第4回	平成28年5月31日
第5回	平成28年10月7日
第6回	平成29年2月20日
第7回	平成29年4月4日
第8回	平成29年5月19日
第9回	平成29年6月23日
第10回	平成29年10月20日
第11回	平成29年12月5日
第12回	平成30年5月29日
第13回	令和元年6月7日
第14回	令和2年2月14日
第15回	令和2年5月29日
第16回	令和2年6月12日
第17回	令和2年10月23日
第18回	令和3年6月15日
第19回	令和3年7月16日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議

議長：内閣官房副長官（事務）

議長代行：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長

副議長：内閣危機管理監、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）、文部科学事務次官

構成員：全府省庁事務次官等

[開催実績]

第1回	平成25年10月11日
第2回	平成26年10月3日
第3回	平成27年1月30日

- 第4回 平成27年7月31日
- 第5回 平成28年1月29日
- 第6回 平成28年10月14日
- 第7回 平成28年12月20日
- 第8回 平成29年6月2日
- 第9回 平成30年8月3日
- 第10回 令和元年7月12日
- 第11回 令和元年11月29日
- 第12回 令和2年2月7日
- 第13回 令和2年11月6日

※ 第1～3回については、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議」として開催

○東京都との連絡協議会

主 宰：内閣官房副長官（事務）

構成員：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長、全府省庁事務次官、東京都副知事等

[開催実績]

- 第1回 平成26年1月31日
- 第2回 平成27年4月17日
- 第3回 平成28年4月15日
- 第4回 平成29年4月21日
- 第5回 平成30年6月1日
- 第6回 平成31年4月12日

※ 第1回及び第2回については、「関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会」として開催

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議

議 長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長

副議長：厚生労働省健康局長

構成員：関係省庁審議官級、東京都技監、大会組織委員会局長等

[開催実績]

- 第1回 平成31年4月24日
- 第2回 令和元年8月1日

○東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議

議 長：内閣官房副長官（事務）

議長代行：内閣官房副長官補（内政担当）

副議長：東京都副知事、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

構成員：国、東京都、大会組織委員会、JOC、JPC等

[開催実績]

第1回	令和2年9月4日
第2回	令和2年9月23日
第3回	令和2年10月9日
第4回	令和2年10月27日
第5回	令和2年11月12日
第6回	令和2年12月2日
第7回	令和3年4月28日

○セキュリティ幹事会

座長：内閣危機管理監

座長代理：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）、警察庁次長

構成員：関係省庁局長級

[開催実績]

（セキュリティ幹事会）

第1回	平成26年10月14日
第2回	平成27年2月26日
第3回	平成27年8月3日
第4回	平成28年12月8日
第5回	平成29年3月21日
第6回	平成29年7月21日
第7回	平成29年12月7日
第8回	平成30年3月23日
第9回	平成30年7月19日
第10回	平成30年11月29日
第11回	平成31年3月25日
第12回	令和元年7月30日
第13回	令和元年11月25日
第14回	令和2年12月22日
第15回	令和3年7月13日
第16回	令和3年9月8日

(同 テロ対策ワーキングチーム)

- 第1回 平成26年10月30日
- 第2回 平成27年8月5日
- 第3回 平成28年7月13日
- 第4回 平成28年9月28日

(同 テロ等警備対策ワーキングチーム)

- 第1回 平成28年12月22日
- 第2回 平成29年3月8日
- 第3回 平成29年7月6日
- 第4回 平成30年4月13日
- 第5回 令和元年7月17日
- 第6回 令和元年11月13日
- 第7回 令和2年12月2日
- 第8回 令和3年6月30日

(同 サイバーセキュリティワーキングチーム)

- 第1回 平成26年10月30日
- 第2回 平成27年7月16日
- 第3回 平成27年10月19日
- 第4回 平成28年1月26日
- 第5回 平成28年3月15日
- 第6回 平成28年6月8日
- 第7回 平成28年9月6日
- 第8回 平成29年1月31日
- 第9回 平成29年3月8日
- 第10回 平成29年4月14日
- 第11回 平成29年7月6日
- 第12回 平成29年11月22日
- 第13回 平成30年3月19日
- 第14回 平成30年7月5日
- 第15回 平成30年11月15日
- 第16回 平成31年3月12日
- 第17回 令和元年7月17日
- 第18回 令和元年11月13日
- 第19回 令和2年12月2日
- 第20回 令和3年6月14日

○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた出入国に関する関係省
庁等連絡会議

議長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局企画・推進統括官

副議長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局セキュリティ推進統括官

構成員：関係省庁及び大会組織委員会の担当者

[開催実績]

第1回 平成28年12月21日

第2回 平成30年8月31日

○東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議

議長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長

構成員：関係府省庁審議官級、東京都部長、大会組織委員会局長等

[開催実績]

第1回 平成27年5月22日

第2回 平成27年7月3日

第3回 平成27年9月2日

第4回 平成29年6月19日

第5回 平成30年6月7日

第6回 令和元年5月30日

○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成
策に関する関係府省庁等連絡・連携会議

議長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長

副議長：内閣府知的財産戦略推進事務局長、文化庁長官

構成員：関係府省庁審議官級等

[開催実績]

第1回 平成27年11月26日

第2回 平成28年3月2日

第3回 平成28年9月26日

第4回 平成28年12月14日

第5回 平成29年3月22日

第6回 平成29年12月18日

第7回 平成30年5月28日

第8回 平成30年12月21日

第9回 令和2年1月30日

第10回 令和2年3月31日

○受動喫煙防止対策強化検討チーム

座長：内閣官房副長官（事務）

副座長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長、内閣官房副長官補（内政担当）、厚生労働事務次官

構成員：関係省庁局長等

[開催実績]

第1回 平成28年1月25日

第2回 平成30年3月5日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省
庁連絡会議

議長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

議長代理：内閣官房副長官（参）

副議長：内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、
健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）、内
閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長

構成員：関係府省庁局長等

[開催実績]

第1回 平成26年7月18日

第2回 平成27年9月30日

第3回 平成28年1月26日

第4回 平成29年12月11日

第5回 平成30年6月6日

第6回 平成30年11月15日

第7回 平成31年1月16日

第8回 平成31年2月15日

第9回 令和元年6月11日

第10回 令和元年11月13日

第11回 令和3年4月6日

第12回 令和3年9月28日

※ 第1回及び第2回については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会にお
けるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」として開催

○ホストタウン首長会議

座長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

構成員：内閣官房副長官（参）、内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資

本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当)、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長、関係府省庁局長、各ホストタウンの長

[開催実績]

- 第1回 平成30年6月6日
- 第2回 平成30年11月15日
- 第3回 令和元年6月11日
- 第4回 令和元年11月13日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議

議長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

議長代理：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長

副議長：農林水産省食料産業局長

構成員：関係省庁局長級、東京都局長級、大会組織委員会副事務総長等

[開催実績]

- 第1回 平成28年6月3日
- 第2回 平成28年12月12日
- 第3回 平成29年10月25日
- 第4回 平成30年8月7日
- 第5回 平成31年4月9日
- 第6回 令和3年9月16日

○ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議

議長：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

副議長：内閣官房長官

構成員：担当大臣

[開催実績]

- 第1回 平成29年2月20日
- 第2回 平成30年1月23日
- 第3回 平成30年12月4日
- 第4回 令和2年12月22日

○ユニバーサルデザイン2020評価会議

議長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長

構成員：障害者当事者団体、学識者等

[開催実績]

- 第1回 平成30年12月4日
- 第2回 平成31年3月19日
- 第3回 令和元年10月28日
- 第4回 令和3年3月19日
- 第5回 令和3年11月5日

○2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会

座長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長、東京都副知事

委員：国、東京都、大会組織委員会、JNTO、関係自治体・団体・企業等

[開催実績]

- 第1回 平成26年3月19日
- 第2回 平成26年11月26日
- 第3回 平成27年7月22日
- 第4回 平成27年12月22日
- 第5回 平成28年12月20日
- 第6回 平成29年6月16日
- 第7回 平成30年1月30日
- 第8回 平成30年12月20日
- 第9回 令和元年12月24日
- 第10回 令和2年12月23日
- 第11回 令和3年12月20日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム

座長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局企画・推進統括官

構成員：関係省庁審議官等

[開催実績]

- 第1回 平成27年10月20日
- 第2回 平成28年2月23日
- 第3回 平成28年7月21日
- 第4回 平成30年1月25日
- 第5回 平成31年1月24日
- 第6回 令和2年2月5日

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る交通輸送円滑化推進会議

座長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局長

副座長：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
事務局企画・推進統括官、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラ
リンピック競技大会推進本部事務局セキュリティ推進統括官

委員：関係省庁局長級、東京都副知事、経済団体等

[開催実績]

第1回	平成29年5月18日
第2回	平成30年1月15日
第3回	平成30年5月25日
第4回	平成30年11月13日
第5回	平成31年4月17日
第6回	令和元年10月18日
第7回	令和2年3月4日
第8回	令和3年7月14日

参考4:オリパラ関係予算

令和3年1月22日
内閣官房

令和2年度第3次補正予算(案)、令和3年度当初予算(案)における オリパラ関係予算について

- 各省庁がオリパラ基本方針(平成27年11月閣議決定)に基づいてオリパラ関係の施策の実効性を担保し、その進行管理に資するよう、令和2年度第3次補正予算(案)、令和3年度当初予算(案)におけるオリパラ関係予算を取りまとめた。

具体的には、予算を所管する各省庁が下記①及び②に該当すると整理した予算を取りまとめたもの。

①東京大会の大会運営又は同大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること。

②大会招致を前提に、新たに、又は、追加的に講じる施策であること(実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単なる看板の掛け替えは認めない)。

- 平成25年度当初予算から令和3年度当初予算(案)までのオリパラ関係予算の合計は約3,959億円(令和2年度予算は補正後ベース)。主な内訳は、競技力の強化関連で約1,299億円、新型コロナウイルス感染症対策で約809億円、セキュリティ関連で約536億円、新国立競技場整備等のための独立行政法人日本スポーツ振興センターへの運営費交付金等で約517億円、東京パラリンピック競技大会開催準備で450億円。

(参考1)年度別オリパラ関係予算

平成25年度	当初予算	約83億円	補正予算	約200億円
平成26年度	当初予算	約138億円	補正予算	約126億円
平成27年度	当初予算	約138億円	補正予算	-
平成28年度	当初予算	約167億円	補正予算	約163億円
平成29年度	当初予算	約208億円	補正予算	約316億円
平成30年度	当初予算	約288億円	補正予算	約63億円
令和元年度	当初予算	約322億円	補正予算	約28億円
令和2年度※	当初予算	約537億円	補正予算	約19億円(第1次補正)
			補正予算(案)	約959億円(第3次補正)
令和3年度	当初予算(案)	約452億円		

(参考2)平成25年度から令和元年度までのオリパラ関係予算の決算額は2,081億円(予算額:2,240億円)

※ 令和2年度当初予算において措置された事業等に関し、東京大会の開催が令和3年に延期されたことに伴い、令和2年度第3次補正予算(案)において合計約248億円の減額補正を行うこととしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成25年度当初予算)

合計 約 83億円

所管	事業名	25年度 当初予算	概要
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	2,357百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートの競技水準の向上を図るとともに、中・長期的な我が国の国際競技力の向上を推進するため、強化対策を効果的に推進する。
文部科学省	マルチサポートによるトップアスリートの支援	2,299百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、確実にメダルを獲得することができるよう、多方面からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、第22回オリンピック冬季競技大会(2014/ソチ)での競技や試合への最善の準備を行う環境を提供するため、選手村村外にスポーツ医・科学、情報面等から総合的にサポートするための「マルチサポート・ハウス」を設置する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	589百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技及び高地トレーニングについて、既存のトレーニング施設を競技別のNTCIに指定の上、施設を活用した事業を実施し、国際競技力の向上を図る。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援	467百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、男女間格差の改善に向けた事業を実施し、女性アスリートの更なる競技力の向上を支援する。
文部科学省	次世代アスリート特別強化推進事業	394百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待できる競技を選定し、次世代トップアスリートを育成するための中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動全般を統括するナショナルコーチ及びより実働的に取り組むアシスタントナショナルコーチを設置することにより、競技団体の更なるレベルアップを図る。
文部科学省	トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	22百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のナショナルトレーニングセンター(NTC)中核拠点、NTC競技別強化拠点及び国立スポーツ科学センターの効果を分析するとともに、メダル獲得上位国やNTC中核拠点、地域のトレーニング拠点及びスポーツ科学センターの機能や連携状況が優れている諸外国の調査・分析を行い、我が国の強化・研究活動拠点の更なる機能強化に向けた調査研究を実施する。
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	2,142百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致等を視野に入れ、基本設計費及び埋蔵文化財発掘調査費を運営費交付金に計上することにより、国立競技場の改築準備を推進。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成25年度補正予算)

合計 約 200億円

所管	事業名	25年度 補正予算	概要
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	20,000百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催のため、国立競技場の改築に向けた準備等を実施。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成26年度当初予算)

合計 約 138億円

所管	事業名	26年度 当初予算	概要
文部科学省	戦略的スポーツ国際貢献事業	1,144百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、国際的な人材養成の中核拠点形成、国際的なアンチドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに取り組む。
文部科学省	メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業	2,834百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、アスリート支援や研究開発について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、アジア競技大会においてスポーツ医・科学、情報面等から総合的にサポートするための「マルチサポート・ハウス」を設置する。また、パラリンピック競技について、上記取組の分析等を行いつつ、トライアルを実施する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	2,391百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートの競技水準の向上を図るとともに、中・長期的な我が国の国際競技力の向上を推進するため、強化対策を効果的に推進する。
文部科学省	2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト	1,369百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、2020年オリンピック東京大会において活躍が期待される年代の競技者に対する特別育成・強化プロジェクトを実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	658百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技及び高地トレーニングについて、既存のトレーニング施設を競技別のNTCに指定の上、施設を活用した事業を実施し、国際競技力の向上を図る。また、パラリンピック競技について、トライアルを実施する。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	412百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化のためのモデルプログラムによる女性アスリートの育成、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等に関するモデル支援プログラムを実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。
文部科学省	次世代アスリート特別強化推進事業	394百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待できる競技を選定し、次世代トップアスリートを育成するための中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動全般を統括するナショナルコーチ及びより実働的に取り組むアシスタントナショナルコーチを設置することにより、競技団体の更なるレベルアップを図る。
文部科学省	トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	21百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のナショナルトレーニングセンター(NTC)中核拠点、NTC競技別強化拠点及び国立スポーツ科学センターの効果进行分析するとともに、メダル獲得上位国やNTC中核拠点、地域のトレーニング拠点及びスポーツ科学センターの機能や連携状況が優れている諸外国の調査・分析を行い、我が国の強化・研究活動拠点の更なる機能強化に向けた調査研究を実施する。
文部科学省	パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究	22百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のパラリンピックアスリート等のニーズ調査や諸外国の強化・研究活動環境に関する調査を踏まえ、強化・研究活動拠点の整備・運営に関する検討課題(設置形態、設置形態に応じた役割や機能等)について検討するなど、パラリンピック競技に関する強化・研究活動拠点に関する調査研究を実施する。
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	4,591百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致等を見据えた国立競技場改築関連事業を円滑に進めるための財務基盤の強化(出資)。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成26年度補正予算)

合計 約 126億円

所管	事業名	26年度 補正予算	概要
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	12,471百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向け、国立競技場改築関連事業を円滑に進めるための財務基盤の強化(出資)。具体的には、オリンピック等の国際競技大会の招致・開催に向けて計画していく。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業	88百万円	「化学テロリズム対策についての提言」(厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月)において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、東京大会に向けて有事の際に適切に対応できるよう備蓄を行う。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成27年度当初予算)

合計 約 138億円

所管	事業名	27年度 当初予算	概要
警察庁	東京オリンピック・パラリンピック対策に係る新たな警備手法に関する調査研究	8百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の警備手法を検討する際の参考とするため、2012年ロンドン大会等における警備手法に関する調査・研究を行ったものである。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,224百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	7,400百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、従来のJOC補助事業やJPC補助事業等を見直し、PDCAサイクルの強化等を通じた戦略的な選手強化を実施することにより、2020年東京大会に向けた国際競技力の向上を図る。
文部科学省	マルチサポート戦略事業	3,099百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、オリンピック競技・パラリンピック競技を対象に、我が国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち、確実にメダルを獲得することができるよう、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、アスリート支援や研究開発等について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	883百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、NTC(中核拠点)のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	378百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化のためのモデルプログラムによる女性アスリートの育成、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等に関するモデル支援プログラムを実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成事業	100百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、スポーツにおける独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に活かした斬新な研究について、次世代の中核を担う若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定し、その取組を支援する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	91百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	84百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助	62百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	国際情報戦略強化事業(IF役員倍増戦略)	70百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、我が国が十分な競技力を発揮するため、国内競技団体(NF)が国際競技連盟(IF)の要職ポストを獲得することを支援し、情報戦略の観点からの競技力強化を図る。

所管	事業名	27年度 当初予算	概要
文部科学省	トップアスリートの強化・研究活動拠点の機能強化に向けた調査研究	18百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、平成27年1月の最終報告において提言された内容について、我が国のトップアスリートにおける強化活動拠点全体の在り方を見据えつつ、冬季競技、海洋・水辺系競技、屋外系競技及び高地トレーニングにおける拠点の在り方に関する具体的な課題等について、諸外国の状況を把握・分析するための委託調査研究を行うとともに、有識者会議を設置し、検討を行う。
環境省	2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	330百万円	オリンピック東京大会に向け、東京都市圏における低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる環境対策について、ソフトからハードに至るまでのあらゆる施策の総合的な実施効果を検証するため、マクロモデルを活用して都市圏における環境対策効果をシミュレーションし、都市圏の環境対策の推進に向けた方策等を取りまとめたガイドラインを作成する。また、ガイドラインを踏まえた環境対策を実践する地方公共団体等の取組を支援するための調査検討事業を実施することで、統合的アプローチによる環境対策の推進を図る。
環境省	東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	15百万円	夏季の暑熱環境においてイベント等を行う場合における熱中症対策については知見が不足している。また、外国人に対する熱中症対策についても、知見が少ない。そのため、夏季の大規模イベントを中心に、WBGT(暑さ指数)等を調査し、取りまとめるとともに、日本と海外との気候条件の違いや、それによる人体への影響等について知見収集を行い、多言語に対応した普及啓発資料を検討していく。
環境省	東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業	30百万円	2020年に開催される東京オリンピックでは、国内のみならず、海外からも多くの観光客が東京都市圏を訪れ、大量の廃棄物が排出されることが予想される。現在、日本では、市区町村ごとに一般廃棄物の分別の種類に差異があり、海外を含む地域外からの観光客については、分別が正確に行われない場合がある。そこで、廃棄物を排出する側にとって分かりやすい統一的な仕組み・ルールの導入(例えば分別ラベル)のため検討を実施する。
環境省	東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討事業	10百万円	これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準、調達実績、環境影響低減効果等に関する調査を行い、オリンピック・パラリンピックをはじめとするイベントへのグリーン購入の適用に関する包括的な課題を明確化するとともに、対象品目候補の抽出を行う。さらに、環境規制や環境ラベル及び環境関連技術等の動向を踏まえた上で、それらを元に、イベントにおけるグリーン購入の対象品目やその環境側面、環境基準等について、有識者委員会で検討を行い、イベント全般及びオリンピック・パラリンピック東京大会におけるプレミアム基準の活用案を策定する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成28年度当初予算)

合計 約 167億円

所管	事業名	28年度 当初予算	概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整や日本全国でオリンピック・パラリンピック成功に向けた機運を高めるためのホストタウン、心のバリアフリー、文化・スポーツ・街づくり・経済・復興等のレガシーに関する事、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
警察庁	海外における情報収集要員の配置	9百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を標的とした国際テロ関連情報を含む各種情報収集体制の強化、海外治安情報機関との連携を図るため、事案対処を中心とするテロ関連情報等の収集を行う要員の配置を行う。
警察庁	海外治安情報機関関係者の招へい	2百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して予定している各国治安情報機関を対象とした情報センターの設置に向けて、英国等のオリンピック開催経験国の治安情報機関関係者の招へいを行い、セキュリティに関する情報交換等を実施。
警察庁	オリンピック開催時における交通対策の視察	2百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で実施する交通対策の検討に当たり、2016年開催のリオ・デジャネイロオリンピックにおける交通状況の把握及びオリンピック・レーン等各種交通対策を視察。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,214百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を行う。
文部科学省	競技力向上事業	8,700百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、2020年大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な選手強化を行う。
文部科学省	ハイパフォーマンスサポート事業	3,528百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、アスリート支援や研究開発について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	900百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘のナショナルトレーニングセンター(中核拠点)のみでは対応が困難なオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	200百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター(NTC)のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する計画を進める。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	380百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技における戦略的かつ実践的な強化のためのモデルプログラムの実施、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等による支援、女性エリートコーチの育成により、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。

所管	事業名	28年度 当初予算	概要
文部科学省	国際情報戦略強化事業(IF役員倍増戦略)	71百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を最大限活用するため、スポーツ国際戦略を検討する上で必要となる国際機関、各国の政策情報等を収集・分析する機能を強化し、スポーツ団体と連携して国際スポーツ団体の動向や競技の普及・強化に関する情報を収集・分析する。また、官民共同の「スポーツ国際戦略会議」を設置し、IF役員等の選挙や新たな国際競技大会の招致をオールジャパンで支援する。さらに、IF役員ポスト獲得や国際競技大会招致に必要な選挙活動や国際的な人材の養成を支援する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助(競技力向上推進事業等)	51百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	90百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での我が国アスリートのメダル獲得を目指し、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限にいかした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催	501百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて国内外の機運の醸成を図るため、観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信する国際会議を、2016年リオ大会直後の秋に、京都と東京で開催する。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	61百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、作業に習熟した労働者や現場管理者の不足も懸念され、更なる安全管理の徹底が求められる。このため、これらの各種建設工事において、新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や工事の施工業者への技術指導等を行う。
厚生労働省	障害者芸術・文化祭開催事業	14百万円	障害者の芸術文化活動の全国的な発表の場である「全国障害者芸術・文化祭」の開催を契機に、2020年大会で予定されている文化プログラムにつなげるための取組を実施。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	17百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止するため、馬術競技場及びその周辺の疾病を媒介するダニの生息調査。
国土交通省	大会警備体制の整備	162百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるテロの未然防止、デモ活動に対応するため、東京港等の詳細な海洋調査を実施し、海上警備体制構築に必要な最新の情報を含んだ警備用参考図等の整備を行うための小型測量船の代替整備等を進める。
環境省	2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	26百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて推進すべき環境対策について、平成27年度の評価検証報告書に基づき、ロンドン大会での導入実績やリオ・デジャネイロ大会での導入予定対策等も踏まえ、更なる検討を行い、導入可能な環境対策について、関係各主体への普及啓発に努める。
環境省	東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	36百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平成27年度に作成予定の夏期の大規模イベント等における熱中症対策に関する指針を検証するとともに、日本の夏に慣れていない海外からの旅行者等に向けた熱中症対策の普及啓発手法の検討を行う。

所管	事業名	28年度 当初予算	概要
環境省	東京オリンピックを契機とした 一般廃棄物の統一分別ラベル 導入検討事業	18百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、国内外から多くの観光客が東京都心圏を訪問し、大量の廃棄物が分別されずに排出されサステナビリティを損ねるおそれがあることから、廃棄物を排出する者にとって分かりやすい仕組みを検討する。具体的には東京都、23区、オリンピック組織委員会等と連携して分かりやすいラベル等を作成し対象モデル地域での実証事業などを行う。
環境省	東京オリンピック・パラリンピック におけるグリーン購入促進 検討	7百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるグリーン購入の実施に関し技術的支援を行うため、これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準等の調査を行い課題を明確化するとともに、環境規制や環境ラベル及び環境関連技術等の動向を把握する。さらに、有識者委員会や東京都等との連携を通じて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるプレミアム基準の活用案を策定する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成28年度第2次補正予算)

合計 約 163億円

所管	事業名	28年度 補正予算	概要
内閣	オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費)	299百万円	オリパラ基本方針の推進に向け特に重要な分野を選定し、その重要分野において試行プロジェクトを実施することを通じ、オリパラ機運醸成の効果、課題を抽出する委託調査事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	2,406百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンター情報システムの基盤整備	1,054百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化を図り、我が国の国際競技力が成長していくための基盤として必要となる情報システム基盤を整備する。
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター出資金	12,500百万円	平成27年12月の関係閣僚会議において決定された新国立競技場の整備に係る財源スキームに基づき、国が負担すべき財源のうち125億円を出資し、大会に確実に間に合うよう整備を進める。なお、資金の有効活用を図る旨の会計検査院の指摘を踏まえて、スポーツ振興基金の一部を国庫納付し、それを財源として充てる。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成29年度当初予算)

合計 約 208億円

所管	事業名	平成29年度 当初予算	概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整を行う。また、日本全国でオリンピック・パラリンピック成功に向けた機運を高めるためにホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進、オリパラアンバサダー(仮称)の導入等ボランティア人材の育成普及、「beyond 2020 プログラム」の全国展開を行うとともに、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
総務省	電波の監視等に必要経費	684百万円	競技会場内において電波監視のためのアンテナ・装置類を用いて、いち早く妨害源を特定・排除する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	240百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多種多様な無線局の運用並びに通信需要の激増が予想される。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等避けるため、異なる無線システム間のより柔軟かつ稠密な周波数共同利用の効率的な実現に向けた技術的検討を実施する。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,167百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	9,150百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、2020年東京大会における追加競技を含む各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び2020年東京大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	1,591百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待されるスポーツを対象に、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	945百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘地区にある国立スポーツ科学センター(JISS)及びNTC等から構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集や競技用具の機能を向上させる技術等を開発するための体制を整備するとともに、同センターにおける各種情報を一元的に管理するシステムを構築し、我が国の国際競技力を強化していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	900百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、NTC(中核拠点)のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	3,640百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。

所管	事業名	平成29年度 当初予算	概要
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	388百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性アスリートの国際競技力の向上を図るため、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性競技種目における強化プログラム、女性エリートコーチの育成プログラム、産婦人科医等への講習会を実施する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	101百万円	国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるため、官民合同の「スポーツ国際戦略会議」を設置するとともに、国内外の政策・情報を収集・分析し、共有・活用する国際情報収集・分析拠点を形成する。これらの基盤を活用し、国際競技連盟役員等の選挙及び国際的な人材の育成を支援する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障害者スポーツ協会補助 (競技力向上推進事業)	51百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	86百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限にいかした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	201百万円	ユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」における「国の役割」であるドーピングの防止に関する教育・研修及び研究に係る取組を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をドーピングのないクリーンな大会として成功させるために、国際競技大会に対応できるドーピング検査員等の育成、アスリートやサポートスタッフに対する教育及び学校教育課程における教育の推進、最新の検査手法の研究・開発を行う。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	74百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、作業に習熟した労働者や現場管理者の不足も懸念され、更なる安全管理の徹底が求められる。このため、これらの各種建設工事において、建設業の経験が浅い方や管理監督者等に対する安全衛生教育、工事の施工業者への技術指導等を行う。
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷(切創、銃創、爆創等)により生じた外傷治療を担う外科医を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	15百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ヒポプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して競技の円滑な実施に資するため、馬術競技場及びその周辺の疾病を媒介するダニの駆除を実施するとともに、駆除効果を測定する。
国土交通省	海上警備体制等の強化	809百万円	世界的なテロの脅威が増大する中、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、テロ等の未然防止を図るとともに、テロ事案発生時における対処等、法執行能力を強化するため、東京港等の詳細な海洋調査を実施し、海上警備体制の構築に必要な最新の情報を含んだ警備用参考図の整備を行うための小型測量船の代替整備を着実に進める。
環境省	熱中症対策推進事業(2020年東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業)	21百万円	①外国人旅行者等に対し、熱中症の意識調査や水分補給の重要性を伝えるための活動を行うことで、外国人に対する熱中症の普及啓発手法を検討し実施する。 ②夏季に開催されるイベントにおける熱中症対策ガイドライン(平成27年度作成)の有効性の確認や検証を行う。さらに、ガイドラインの見直しとともに、「熱中症環境保健マニュアル2014」との統合を図る。

所管	事業名	平成29年度 当初予算	概要
環境省	東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業	17百万円	2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会では、国内のみならず、海外からも多くの観光客が東京都市圏を訪れることから、大量の廃棄物の排出が予想される。そこで、廃棄物を排出する者にとって分かりやすい仕組みについて、東京都が目標としている2019年度までの導入を目指し、実効性の高い分別の在り方の検討を行うことで、東京オリンピック来場者に対して、日本の優れた3R政策をアピールするとともに、環境省全体の目標である、大会を通じての廃棄物の発生抑制及び再資源化を促進する。
環境省	東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討	3百万円	2020年オリパラ東京大会におけるグリーン購入の実施に関する技術的支援を視野に、これまでの国内外のイベントにおけるグリーン購入の対象品目、基準等の調査を行い課題を明確化するとともに、環境ラベル及び環境関連技術等の動向を把握する。さらに、国内外イベントにおける環境配慮の取組等を参考に、プレミアム基準の考え方を活用した各種イベントにおけるグリーン購入ガイドラインを策定し、2020年オリパラ東京大会での活用を検討していく。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	29百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要大会会場周辺地区を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数の推計手法を確立する。熱中症対策として特にリスクの高い場所での暑さ指数を大会開催期間に日本の夏に不慣れな外国人を含む観客等に熱中症予防情報の発信等に活用。

※オリパラ関係予算を精査し、総務省「電波の監視等に必要経費」を本公表より追加

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成29年度補正予算)

合計 約 316億円

所管	事業名	29年度 補正予算	概要
総務省	競技会場におけるICT利活用促進事業	199百万円	本事業は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場において、訪日外国人や障害者などが災害時等における避難誘導等の情報を容易に入手できるようにするため、無線LANやデジタルサイネージ等のICTを活用したモデルを構築するものである。 東京オリンピック・パラリンピックを成功裏に終えるためには、防災情報はもとより、災害等の緊急時に全ての観戦者等に的確に情報を提供するとともに、万一災害等が発生した場合に円滑な避難誘導を行うことが重要。 このため、本事業によって、効果的なICT利活用モデルを構築することで、競技会場への展開を促し、誰もが安心、安全に観戦できる環境の整備を目指すものである。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	1,424百万円	トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	東京パラリンピック競技大会開催準備	30,000百万円	東京2020大会開催経費のうち、平成29年5月の関係者(東京都、組織委員会、国、会場所在自治体)間の合意を踏まえ、国の経費分担として、パラリンピック競技大会開催準備に必要な経費の一部を負担する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成30年度当初予算)

合計 約 288億円

所管	事業名	平成30年度 当初予算	事業の概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	576百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整を行う。また、日本全国で大会の成功に向けた機運を高めるため、ホストタウンの推進や「beyond 2020 プログラム」の全国展開、基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
警察庁	情報の収集・分析に要する経費	1,448百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、テロ等に関する情報の収集・分析能力を強化する。
警察庁	各種部隊の資機材の整備等に要する経費	2,208百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事案対処能力の向上を図る。
警察庁	警備実施及び要人警護に要する経費	1,297百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警備実施及び要人警護に万全を期すため、必要な資機材や待機施設を整備する。
警察庁	警察庁における指揮機能の強化に要する経費	2,300百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、長期にわたり、複数の競技会場等の警備対策に当たる必要があることから、警察庁における指揮調整機能を強化する。
警察庁	大会の開催に伴う交通安全施設等整備事業	510百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会関係者や観客等の円滑な輸送の実現及び競技会場周辺等のバリアフリー化の推進に向けた交通安全施設等の整備事業を実施する。
警察庁	サイバー攻撃の未然防止対策等に要する経費	583百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、サイバー攻撃の未然防止対策等を実施する。
総務省	電波の監視等に必要な経費	790百万円	競技会場内において電波監視のためのアンテナ・装置類を用いて、いち早く妨害源を特定・排除する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	370百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多種多様な無線局の運用並びに通信需要の激増が予想される。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等を避けるため、異なる無線システム間のより柔軟かつ稠密な周波数共同利用の効率的な実現に向けた技術的検討を実施する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた消防・救急体制の構築	4百万円	ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、競技会場等を管轄する消防本部等を委員とした消防対策協議会を各競技大会において設置し、全ての会場において万全な消防・救急体制を構築する。

所管	事業名	平成30年度 当初予算	事業の概要
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等 推進プログラム	1,167百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピックムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	9,600百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	1,296百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待されるスポーツを対象に、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの 基盤整備	945百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘にある国立スポーツ科学センター及びNTCから構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析や競技用具の開発等に係る機能強化を図るとともに、関係機関間の連携を促すプラットフォームを整備し、我が国の国際競技力が中長期にわたって向上していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター 競技別強化拠点施設活用事業	912百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、NTC(中核拠点)のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系等のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技について、既存の施設を活用した事業を実施する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター の拡充整備	3,647百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援 プロジェクト	230百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性アスリートの国際競技力の向上を図るため、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	130百万円	国際的地位の向上を図るため、国際競技大会等の招致・開催、スポーツ大臣会合の開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開する。また、各国内外の政策や施策展開を調査研究するとともに、情報を収集・分析して共有・活用する国際情報収集・分析拠点を形成し、戦略的に発信する基盤を構築する。加えて、これらの基盤を活用し、国際競技連盟(IF)役員等の選挙及び国際的な人材の育成を支援・推進する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	113百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技において日本人の国際審判員や記録測定などで競技に直接関わるスタッフを増やすことにより、日本代表選手の競技環境を向上させる、国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。

所管	事業名	平成30年度 当初予算	事業の概要
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助	52百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点 形成プロジェクト	81百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限にいかした斬新な研究について、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成への取組を含めて行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	296百万円	フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、ドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、ドーピング検査員の新規資格取得者の増加や国際競技大会に対応できる検査員の育成に取り組む。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリン ピック競技大会に係る建設需要 に対応した労働災害防止対策	72百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備やインフラ整備、再開発等の各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、現場の作業に習熟した労働者の不足も懸念され、更なる安全衛生管理の徹底が求められる。このため、これらの各種建設工事において、労働災害の増加を招くことがないよう新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や、各種建設工事現場を巡回し安全な作業方法等について専門技術的な立場で助言指導を行う。
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷（切創、銃創、爆創等）により生じた外傷治療を担う外科医等を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄 等事業	152百万円	「化学テロリズム対策についての提言」（厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月）において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、備蓄を進めており、東京大会等に向けて、有事の際に適切に対応できるよう備蓄の増強を行うもの。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリン ピック競技大会馬術競技場にお ける衛生管理事業委託費	11百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して競技の円滑な実施に資するため、馬術競技場及びその周辺におけるダニの生息調査を実施するとともに、生息調査の結果に基づくダニの追加的駆除及び駆除効果の測定を行うことにより、馬術競技場及びその周辺における清浄性を確保する。
環境省	熱中症対策推進事業（2020年東 京オリンピックに向けた熱中症に 関する普及啓発事業）	7百万円	訪日外国人等に対し、熱中症の意識調査や水分補給の重要性を伝えるための活動を行うことで、訪日外国人等に対する熱中症の普及啓発手法を検討し実施する。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱 環境測定事業	30百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要競技会場周辺等を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数の推計手法を確立する。得られたデータを関係機関の暑さ対策検討や、大会期間の熱中症予防情報の発信等に活用する。
環境省	2020年オリンピック・パラリンピッ ク東京大会を契機とする3R推進 事業	5百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において廃棄物分別ボランティアやリユース容器等の利用を促進する人材として活躍し、その後は国内各地において持続的に3Rを進められる人材を育成することを目的として、3か年計画で全国各地の青少年層に提供する3R人材育成プログラムを作成・運用する。

※オリパラ関係予算を精査し、総務省「電波の監視等に必要経費」を本公表より追加

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(平成30年度第2次補正予算)

合計 約 63億円

所管	事業名	30年度 補正予算(案)	概要
内閣	オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査 (2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費)	249百万円	ホストタウン未登録国・地域の早期解消を目指し、自治体関係者が相手国・地域を訪問して関係者等と面会し、ホストタウン交流の相互理解を促進するとともに、選手等の関係者を招へいし、住民との交流を行うことで、早期にホストタウンへの登録を促すための調査を行う。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	6,043百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(令和元年度当初予算)

合計 約 322億円

所管	事業名	令和元年度 当初予算	概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	592百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整を行う。また、日本全国で大会の成功に向けた機運を高めるため、ホストタウンや「beyond2020プログラム」の全国展開を推進するとともに、オリパラ基本方針の推進に関する調査等の取組を行う。
警察庁	情報の収集・分析に要する経費	1,593百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、テロ等に関する情報の収集・分析能力を強化する。
警察庁	各種部隊の資機材の整備等に要する経費	2,232百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な装備資機材等を整備し、各種部隊の事案対処能力の向上を図る。
警察庁	警備実施及び要人警護に要する経費	3,202百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警備実施及び要人警護に万全を期すため、必要な資機材や待機施設を整備する。
警察庁	情報通信基盤の整備に要する経費	1,721百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な資機材等を整備し、情報通信の円滑化等を図る。
警察庁	サイバー空間の脅威への対処に要する経費	1,307百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、サイバー空間の脅威への対処に必要な各種資機材の整備や、広報啓発活動を実施する。
警察庁	安全かつ快適な交通の確保に要する経費	1,257百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う交通安全施設等整備事業、訪日外国人に対する広報啓発等を実施する。
総務省	電波の監視等に必要経費	1,907百万円	競技会場内において電波監視のためのアンテナ・装置類を用いて、いち早く妨害源を特定・排除する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴って開設される無線局と既存無線局の周波数共用に関する調査検討	325百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多種多様な無線局の運用並びに通信需要の激増が予想される。東京近郊の電波利用密集地域での周波数緩和及び無線局の混信等为了避免するため、異なる無線システム間のより柔軟かつ稠密な周波数共同利用の効率的な実現に向けた技術的検討を実施する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019における消防・救急体制等の整備に要する経費	5百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、競技会場を管轄する消防本部において、大会開催期間中の競技会場等におけるテロ災害の発生に備えた消防・救急体制を強化するとともに、警戒の万全を期すため、競技会場等の事前立入検査、施設関係者の訓練指導等を行う。体制強化に当たり人員、車両、資機材等を増強する必要があることから、消防本部の規模により、開催都市以外の消防本部からの応援による体制の整備を図る。
外務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事務局経費	102百万円	大会運営の成功に向けた取組(主に外国要人対応)として、大会期間中に相当数の要人訪日が見込まれることから大会組織委員会及び関係省庁等と連携した要人対応が必要。そのための準備事務局を設置するための経費。

所管	事業名	令和元年度 当初予算	概要
外務省	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた核テロ対策	3百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、我が国として大規模公共行事における核テロ対策を強化する目的で、平成30年2月にIAEAとの間で協力に関する実施取決めを署名した。同実施取決めに基づく協力の具体化のため、IAEAとの協力について意見交換・情報収集を行う他、IAEA関係者等の出席により核テロ対策に関するワークショップを開催予定。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,167百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピクムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	10,047百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	1,263百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待されるスポーツを対象に、スポーツ医・科学、情報による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサポート体制等の準備を行う。
文部科学省	ハイパフォーマンスセンターの基盤整備	780百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘にある国立スポーツ科学センター及びNTCから構成される「ハイパフォーマンスセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析や競技用具の開発等に係る機能強化を図るとともに、関係機関間の連携を促すプラットフォームを整備し、我が国の国際競技力が中長期的にわたって向上していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業	962百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点について、ハイパフォーマンスセンター及び拠点近隣の関係機関・施設との連携・ネットワークの構築等により、トレーニング機能、医・科学サポート機能、マネジメント機能の強化等を図る。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	2,540百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、トップアスリートが、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンター（NTC）を整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を図る。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	210百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決のための調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、女性エリートコーチの育成プログラムを実施する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	177百万円	2020年東京オリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技において日本人の国際審判員や記録測定などで競技に直接関わるスタッフを増やすことにより、日本代表選手の競技環境を向上させる国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助	60百万円	2020年東京パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。

所管	事業名	令和元年度 当初予算	概要
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	78百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、競技現場のニーズを踏まえた基礎的研究とそれに基づく実践的研究の実施及び次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成・輩出を、ハイパフォーマンスセンターと連携し継続して行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	108百万円	スポーツ国際戦略に基づき、国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツの国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるため、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成を実施するとともに、国内関係者による戦略会議の開催、国際会議への参画、ネットワークの構築、海外拠点の設置に向けた準備を行う。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	305百万円	フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、ドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国際競技大会に対応できる検査員の育成や新たな検査方法に対応できる体制整備に取り組む。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業	135百万円	「化学テロリズム対策についての提言」(厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月)において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、備蓄を進めており、東京大会に向けて、有事の際に適切に対応できるよう備蓄の増強を行うもの。
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	10百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷(切創、銃創、爆創等)により生じた外傷治療を担う外科医等を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	61百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、大会施設の整備やインフラ整備、再開発等の各種建設工事が、安全かつ着実に実施される必要があるが、こうした建設投資の増大に対し、現場の作業に習熟した労働者の不足も懸念され、更なる安全衛生管理の徹底が求められる。このため、これらの各種建設工事において、労働災害の増加を招くことがないよう新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や、各種建設工事現場を巡回し安全な作業方法等について専門技術的な立場で助言指導を行う。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技における衛生管理事業委託費	9百万円	馬ピロプラズマ病の侵入及びまん延の防止のため、平成30年度までに実施されたダニの駆除及び生息調査によって確認された競技場の清浄性をオリンピック・パラリンピック競技大会が終了するまで継続的に維持・確保し、円滑な馬術競技の実現による大会成功へ寄与する。
環境省	東京オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	7百万円	2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人等に対し、熱中症の意識調査や水分補給の重要性を伝えるための活動を行うことで、訪日外国人等に対する熱中症の普及啓発手法を検討し実施する。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	36百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要競技会場周辺等を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数の推計手法を確立する。得られたデータは関係機関の暑さ対策検討や、大会期間の熱中症予防情報の発信等に活用する。

※オリパラ関係予算を精査し、厚生労働省「外傷外科医養成研修事業」の予算額を本公表より変更

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(令和元年度補正予算)

合計 約 28億円

所管	事業名	令和元年度 補正予算	概要
内閣	オリンピック・パラリンピック基本 方針推進調査 (2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会推進本部経 費)	1,999百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後を見据え、ホストタウン交流の取組を、共生社会の実現に向けた暮らしやすい地域づくりや被災地の応援、インバウンド拡大、地域活性化等につなげていくためのモデル的な取組の調査を実施する。また、大会のレガシーを国内外に広く発信するための具体的な方策に関する調査を行う。
警察庁	感染症(風しん・麻しん)対策に 要する経費	157百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係業務に従事する警察官の風しん・麻しんへの感染リスクを低下させ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における感染症対策に万全を期すため、東京大会警戒警備に従事する30歳以上の警察官に対し、感染症対策として予防接種を行う。
文部科学省	2020年東京大会関係者を対象と した風しん・麻しんに関する特別 対策事業	620百万円	「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」における特別対策の一環として、大会開催の1カ月前までに、30歳以上の大会関係者に対し、MRワクチンの接種を実施する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(令和2年度当初予算)

合計 約 537億円

所管	事業名	令和2年度 当初予算	概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	444百万円	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の運営及び大会成功に向けた取組の推進・総合調整等を行う。また、オリパラ基本方針の推進のため、大会後にレガシーを発信していくための調査を実施するほか、ホストタウンや「beyond2020プログラム」等をさらに推進する。
警察庁	各種部隊の活動に必要な経費	10,069百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、大会警備に当たる各種部隊の態勢を強化する。
警察庁	警備実施に必要な資機材の借上等に必要な経費	12,711百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警備実施に万全を期すため、必要な資機材や待機施設を整備する。
警察庁	交通規制用資機材の借上等に必要な経費	439百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、大会関係者等の安全で円滑な通行を確保するとともに、一般交通への影響を抑えるため、所要の交通対策を実施する必要があるところ、交通規制や指揮所における活動に必要な資機材を整備する。
警察庁	通信機器の設置・運用に必要な経費	1,500百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な通信機器を設置及び運用し、情報通信の円滑化等を図る。
警察庁	セキュリティ情報センターの運用に必要な経費	143百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、大会の安全に関する情報の集約等を行う。
警察庁	サイバー空間の脅威への対処に要する経費	17百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、サイバー空間の脅威への対処に必要な広報啓発活動を実施する。
総務省	電波の監視等に必要な経費	1,976百万円	競技会場内において電波監視用のアンテナ・装置類を用いて、いち早く妨害源を特定・排除する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防・救急体制等の整備に要する経費	722百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、競技会場を管轄する消防本部において、大会開催期間中の競技会場等におけるテロ災害の発生に備えた消防・救急体制を強化するとともに、警戒の万全を期すため、競技会場等の事前立入検査、施設関係者の訓練指導等を行う。
外務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック要人接遇関係経費	4,341百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際しては、諸外国から多数の要人来訪が想定されている。その接遇については、組織委員会を含む関係機関・省庁との調整を含め、外務省が中心となって対応することが求められており、接遇に遺漏なきよう万全の体制を整える。

文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	1,031百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。
文部科学省	競技力向上事業	10,054百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び2024年パリ大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	2,203百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得の可能性の高い競技を対象に、我が国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち、メダルを獲得することができるよう、スポーツ医・科学、情報による専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。また、2020年東京大会において、アスリート、コーチ、スタッフが競技へ向けた最終準備を行うための医・科学・情報サポート拠点を設置するとともに、2022年北京大会におけるサポート拠点設置に向けた準備を行う。
文部科学省	ハイパフォーマンススポーツセンターの基盤整備	715百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、東京都北区西が丘にある国立スポーツ科学センター及びNTCから構成される「ハイパフォーマンススポーツセンター」について、ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析や競技用具の開発等に係る機能強化を図るとともに関係機関間の連携を促すプラットフォームを整備し、我が国の国際競技力が中長期にわたって向上していくための基盤を整備する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業	963百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点について、中央競技団体が強化戦略プランに基づく強化活動を効果的に実施できるよう、ハイパフォーマンススポーツセンター及び拠点近隣の関係機関・施設との連携・ネットワークの構築等により、トレーニング機能、サポート機能、マネジメント機能の強化等を図り、ナショナルトレーニングセンターとしての環境を整備する。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	210百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	233百万円	2020年東京オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、日本代表選手団の派遣や各競技において日本人の国際審判員を増やすことにより、日本代表選手の競技環境を向上させる国際審判員等養成プログラムなどに取り組む。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助	148百万円	2020年東京パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、日本代表選手団の派遣や国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進などに取り組む。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト	78百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得および、2020年以降の我が国の国際競技力の更なる向上に資するため、競技現場のニーズを踏まえた基礎的研究とそれに基づく実践的研究の実施、および、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成・輩出を、ハイパフォーマンススポーツセンターと連携し継続して行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	146百万円	我が国のスポーツ国際展開を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるため、IF等役員ポスト獲得支援、IF等事務局スタッフ派遣支援、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成、国内外の政策や施策展開の調査研究を実施するとともに、政府間会合への参画、国内関係者による戦略会議の開催等を行い、2020年以降も見据えた強固な基盤を構築する。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	305百万円	フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、ドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施する。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2021年に改訂される世界ドーピング防止規程等への対応に必要な体制整備に取り組む。

厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	10百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷(切創、銃創、爆創等)により生じた外傷治療を担う外科医等を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う救急医療体制整備事業	123百万円	国、東京都、大会組織委員会等との協力体制のもと、オリンピック・パラリンピックにおける救急医療体制の確保を図る。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業	135百万円	「化学テロリズム対策についての提言」(厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月)において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、備蓄を進めており、大規模イベント時に向けて、有事の際に適切に対応できるよう備蓄の増強を行う。
厚生労働省	熱中症予防対策事業 (オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症予防対策の強化)	19百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、近年大きな問題となっている熱中症予防対策について、国民に向けた情報発信を強化するとともに、外国人や特に配慮が必要な方の特性に合わせた効率的・効果的な普及啓発を行うことにより、2020年東京大会の運営及び成功に資する。
厚生労働省	東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う検疫業務の応援体制確保に必要な経費	6百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴って多くの各国要人が来日することが見込まれている。各国要人に対する検疫は、外務省からの便宜供与依頼に基づき、政府専用機到着後、検疫官が2名1班制(医療職と事務担当者)となり政府専用機付近に向かい、機内あるいは政府専用機付近にて検疫を行うことになり、通常の検疫とは異なる対応が必要となる。ついては、全国の検疫所からの応援体制が必要となるため、応援体制に必要な経費を計上する。
厚生労働省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策	56百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事における労働災害防止のため、工事に従事する新規入職者、管理監督者等に対する安全衛生教育や、工事現場に対する巡回指導を実施する。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	5百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して競技の円滑な実施に資するため、馬術競技場及びその周辺におけるダニの生息調査を実施するとともに、生息調査の結果に基づくダニの追加的駆除及び駆除効果の測定を行うことにより、馬術競技場及びその周辺における清浄性を確保する。
国土交通省	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う経費	518百万円	大会開催に伴い、海上における警戒警備・テロ対策・水際対策・災害時の対応等の確かつ適切に実施する。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	39百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の主要競技会場周辺等を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数の推計手法を確立する。得られたデータは関係機関の暑さ対策検討や、大会期間の熱中症予防情報の発信等に活用する。
環境省	熱中症対策推進事業	13百万円	大会に向けて、夏季の大規模イベント等における熱中症のリスク把握手法等の開発や観客、特に日本の夏に慣れていない海外からの旅行者等に向けた熱中症予防策の検討及び普及啓発等を実施する。
防衛省	警戒監視、被害拡大防止対策等	4,165百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における競技会場周辺を含む我が国上空・海域の警戒監視や、災害・テロ等が発生した場合の警察等の関係機関と連携した自衛隊による被災者救援・被害拡大防止に係る施策を実施する。
防衛省	式典等大会運営への協力	197百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会運営のため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの依頼に基づき協力を実施する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(令和2年度第1次補正予算)

合計 約 19億円

所管	事業名	令和2年度 補正予算	概要
内閣	オリンピック・パラリンピック基本 方針推進調査 (2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会推進本部 経費)	1,892百万円	東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、新型コロナウイルス感染症の拡大により 困難に直面しているホストタウン自治体の安全性を確保・PRし、各国選手団らが安心して来訪 できる環境を整備するとともに、住民の相手国・地域の競技への理解・関心を向上させるなど ホストタウン活動を通じて継続的な大会への機運醸成を図る取組の調査・支援を行う。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(令和2年度第3次補正予算)

合計 約 959億円

所管	事業名	令和2年度 補正予算	概要
内閣	オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査	634百万円	東京大会に向けて、ホストタウン交流における新型コロナウイルス感染症対策の取組の調査・支援や、コロナ禍を乗り越えた大会レガシーの形成及び大会レガシーを継続的に情報発信していくための具体的な方策についての調査を実施する。
文部科学省	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う新型コロナウイルス感染症対策等事業	71,000百万円	新型コロナウイルス感染症の影響で東京大会が1年延期されたことによる大会の追加経費のうちパラリンピック経費の一部を負担(※1)するとともに、コロナ対策調整会議の中間整理(令和2年12月2日)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策関連の経費の一部を負担する。 ※1:平成29年5月の関係者(組織委、都、国、関係自治体)間の合意(「大枠合意」)において、パラリンピック経費については、国が「4分の1相当額を負担する」とされた。
文部科学省	ホストタウン・事前キャンプ地における新型コロナウイルス感染症対策事業	12,690百万円	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心な運営を確保するため、ホストタウンや事前キャンプ地での各種の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。
文部科学省	国立競技場等における感染症対策	2,043百万円	国立競技場、代々木競技場、ハイパフォーマンススポーツセンター等のJSC所管のスポーツ施設において、様々な感染症対策を講じることにより、東京大会におけるコロナ対策に資するとともに、大規模イベントの開催等を促進し、感染防止とスポーツ活動実施の両立を図る。
厚生労働省	訪日外国人健康フォローアップ等事業	9,497百万円	コロナ禍での2020東京オリンピック・パラリンピックの開催やインバウンドの拡大について、数多くの国から来日する外国人の健康フォローアップを効率的に行うため、国において多言語に対応した健康フォローアップを一元的に行う健康フォローアップセンターを設置するなど感染症対策を行う。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(令和3年度当初予算)

合計 約 452億円

所管	事業名	令和3年度 当初予算	概要
内閣	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部経費	297百万円	「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備や運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成27年11月27日閣議決定)の実施を推進するため、必要な総合調整等を行う。
復興庁	被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進に必要な経費(うち「復興五輪」発信強化部分)	98百万円	2021年に「復興五輪」として実施される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を通じて、世界各国から寄せられた支援に対する感謝の意と復興しつつある被災地の姿を国内外に発信する。
警察庁	各種部隊の活動に必要な経費	10,067百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、大会警備に当たる各種部隊の態勢を強化する。
警察庁	警備実施に必要な資機材の借上等に必要な経費	10,203百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警備実施に万全を期すため、必要な資機材や待機施設を整備する。
警察庁	交通規制用資機材の借上等に必要な経費	439百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、大会関係者等の安全で円滑な通行を確保するとともに、一般交通への影響を抑えるため、所要の交通対策を実施する必要があるところ、大会施設周辺や関係者輸送ルートの交通規制を実施するために必要となる資機材の借上等を行う。
警察庁	通信機器の設置・運用に必要な経費	1,500百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、必要な通信機器を設置及び運用し、情報通信の円滑化等を図る。
警察庁	セキュリティ情報センターの運用に必要な経費	143百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、大会の安全に関する情報の集約等を行う。
警察庁	サイバー空間の脅威への対処に要する経費	17百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を確保するため、サイバー空間の脅威への対処に必要な広報啓発活動を実施する。
総務省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防・救急体制等の整備	318百万円	消防庁においては、爆弾テロ、NBCテロ等に対処するため、装備資機材の充実強化や、関係都道府県及び消防本部で構成した「消防対策協議会」により、オリパラ開催期間中における競技会場を中心としてテロ発生時の計画を策定するなど、万全の警戒体制の構築を図ることが求められている。 そのため、災害発生時、安全かつ迅速に人命救助等を行うための資機材等の整備や、消防対策協議会で示されたテロ対応に必要な体制の構築を図る。
総務省	電波の監視等に必要な経費	734百万円	競技会場内において電波監視用のアンテナ・装置類を用いて、いち早く妨害源を特定・排除する。
外務省	東京オリンピック・パラリンピック要人接遇関係経費	4,361百万円	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際しては、諸外国から多数の首脳級要人の来訪が想定されている。その接遇については、組織委員会を含む関係機関・省庁との調整を含め、外務省が中心となって対応することが求められており、接遇に遺漏なきよう万全の体制を整える。
文部科学省	スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム	622百万円	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国として、世界の国々との交流・協力関係を築きながら、スポーツの価値をさらに高めようとする国際的な取組に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際的なアンチ・ドーピング推進の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進するとともに、新たに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取組を実施する。

文部科学省	競技力向上事業	10,321百万円	東京2020大会、北京2022大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及びパリ2024大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化について、感染症対策等の徹底も含め、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施する。
文部科学省	ハイパフォーマンス・サポート事業	2,123百万円	次期オリンピック・パラリンピック競技大会においてメダル獲得の可能性の高い競技を対象に、我が国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち、メダルを獲得することができるよう、ケア、映像分析、栄養サポートなど多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。また、東京2020大会及び北京2022大会において、感染症対策を徹底しつつ、アスリート、コーチ、スタッフが競技へ向けた最終準備を行うための医・科学・情報サポート拠点を設置する。
文部科学省	ナショナルトレーニングセンター 競技別強化拠点機能強化事業	963百万円	ナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点について、中央競技団体が強化戦略プランに基づく強化活動を効果的に実施できるよう、ハイパフォーマンススポーツセンター及び拠点近隣の関係機関・施設との連携・ネットワークの構築等により、トレーニング機能、サポート機能、マネジメント機能の強化等を図り、NTCとしての環境を整備する。
文部科学省	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	195百万円	東京2020大会等における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。
文部科学省	日本オリンピック委員会補助	234百万円	日本オリンピック委員会が万全な感染症対策のもとで行う、国際総合競技大会への日本代表選手団の派遣や日韓競技力向上スポーツ交流事業等に対して、経費の一部を補助する。
文部科学省	日本障がい者スポーツ協会補助	411百万円	日本障がい者スポーツ協会が万全な感染症対策のもとで行う、総合国際競技大会への日本選手団の派遣や、国際競技力の向上に資する情報収集・提供等に対して、経費の一部を補助する。
文部科学省	スポーツ研究イノベーション拠点 形成プロジェクト	78百万円	東京2020大会での日本代表選手のメダル獲得や、2021年以降の我が国の国際競技力の更なる向上に資するため、競技現場のニーズを踏まえた基礎的研究とそれに基づく実践的研究の実施、および、次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成・輩出をHPSCと連携し継続して行う機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。
文部科学省	スポーツ国際展開基盤形成事業	146百万円	国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるため、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成、政府間会合への参画及びその合意事項の実現、国内関係者による戦略会議の開催等を行い、東京大会後も見据えた強固な基盤を構築する。
文部科学省	ドーピング防止活動推進事業	305百万円	フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、ドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施する。特に東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2021年に改訂される世界ドーピング防止規程等への対応に必要な体制整備に取り組む。
厚生労働省	東京オリンピック・パラリンピック 競技大会に係る建設需要に対応 した労働災害防止対策	35百万円	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事における労働災害防止のため、工事に従事する新規入職者、管理監督者等に対する安全衛生教育や、工事現場に対する巡回指導を実施する。
厚生労働省	化学災害・テロ対応医薬品備蓄 等事業	125百万円	「化学テロリズム対策についての提言」（厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月）において、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、備蓄を進めており、大規模イベント時に向けて、有事の際に適切に対応できるよう備蓄の増強を行う。
厚生労働省	外傷外科医養成研修事業	10百万円	東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント時に向けた救急医療提供体制の整備を図るため、爆発物や、銃器、刃物などの外的要因による創傷（切創、銃創、爆創等）により生じた外傷治療を担う外科医等を育成し、負傷者への医療提供体制の整備を図る。
厚生労働省	東京オリンピック・パラリンピック 開催に伴う救急医療体制整備事業	124百万円	国、東京都、大会組織委員会等との協力体制のもと、オリンピック・パラリンピックにおける救急医療体制の確保を図る。

厚生労働省	熱中症予防対策事業 (オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症予防対策の強化)	19百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、近年大きな問題となっている熱中症予防対策について、国民に向けた情報発信を強化するとともに、外国人や特に配慮が必要な方の特性に合わせた効率的・効果的な普及啓発を行うことにより、2020年東京大会の運営及び成功に資する。
厚生労働省	東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う検疫業務の応援体制確保に必要な経費	6百万円	東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴って多くの各国要人が来日することが見込まれる。各国要人に対する検疫は、外務省からの便宜供与依頼に基づき、機内あるいは政府専用機付近にて検疫を行うことになり、通常の検疫とは異なる対応が必要となる。については、全国の検疫所からの応援体制が必要なため、応援体制に必要な経費を計上する。
農林水産省	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費	4百万円	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬びろプラズマ症の我が国への侵入及び競技出場馬へのまん延を防止して競技の円滑な実施に資するため、馬術競技場におけるダニの清浄性確認を実施するとともに、清浄性確認の結果に基づくダニの追加的駆除及び駆除効果の測定を行うことにより、馬術競技場における清浄性を確保する。
国土交通省	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う経費	518百万円	大会開催に伴い、海上における警戒警備・テロ対策・水際対策・災害時の対応等の確かつ適切に実施する。
環境省	オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	39百万円	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の主要競技会場周辺を対象に気温、湿度等を実測調査し、会場周辺地区の暑さ指数を把握、大会期間に環境省熱中症予防情報サイトで発信する。また、競技会場内での暑さ指数の測定を実施し、会場内の人々への熱中症の注意喚起に活用する。
環境省	熱中症対策推進事業	25百万円	観客、特に日本の夏に慣れていない海外からの旅行者等に向けた熱中症予防策の普及啓発等を実施するために、令和2年度までに作成した啓発資料を、令和3年度に印刷し大会会場等で配布や掲示を行い、熱中症予防を直接働きかける。
防衛省	警戒監視、被害拡大防止対策等	603百万円	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における競技会場周辺を含む我が国上空・海域の警戒監視や、災害・テロ等が発生した場合の警察等の関係機関と連携した自衛隊による被災者救援・被害拡大防止に係る施策を実施する。
防衛省	式典等大会運営への協力	144百万円	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における大会運営のため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの依頼に基づき協力を実施する。

参考5：会計検査院の結果について

会計検査院報告(第2弾)の指摘を踏まえた調査結果について

令和2年1月24日
内閣官房オリパラ事務局

1. はじめに

会計検査院は、平成29年6月の参議院の要請に基づき「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査」を実施し、平成30年10月4日、検査の結果(以下「報告書」という。)を国会に報告した。

報告書の指摘を踏まえ、オリパラ事務局は、平成30年10月30日、「会計検査院報告の指摘を踏まえた調査結果」を公表し、報告書に記載された事業の支出額について、事業の概要、大会との関連性、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務の経費の規模等について調査を行い、その結果を公表した。また、平成31年1月に公表した「オリパラ関係予算」では、平成25年度以降を調査の対象とし、その結果を公表した。

一方、会計検査院は、平成30年10月以降の調査結果を踏まえ、令和元元年12月4日に第2弾となる報告書を公表し、「検査の結果に対する所見」において、「オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていくこと」としている。

この指摘を踏まえ、今般、オリパラ事務局は、同報告書の「各府省等が実施する大会の関連施策に係る事業別の支出額一覧(以下「一覧」という。)」に記載された、14府省等の計340事業、計1兆600億余円(平成25年度～30年度の支出額の合計)について、平成30年10月に公表した調査結果と同様、事業の概要、大会との関連性、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務の経費の規模等について調査を行い、その結果を公表することとした。

また、一層の透明性の確保や国民の理解を求める観点から、大会施設の整備・改修等に対する国庫補助等を集計した。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)がスポーツ振興くじ(toto)助成金を活用して実施する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成」についても、スポーツ庁及びJSCにおいて集計を行い、公表することとした。

2. 大会の関連施策に係る事業

一覧に記載された大会の関連施策に係る事業について、大会との関連性に着目して、整理したところ、下記の通りであった。(100億円以上の事業については、資料1参照。支出額は、平成25年度～30年度の支出額の合計。)

A:大会の準備、運営等に特に資する事業

- ① 新国立競技場の整備に伴う経費^(注1)及びパラリンピック経費^(注2)(国負担分)
- ② オリパラ関係予算に係る事業(①を除く)
- ③ 一般の行政事業のうち、執行の結果、支出の段階で組織委員会等が対象となったもの

8府省等、65事業、2669億円

(注1)平成27年12月の新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において財政負担の内容を決定。

(注2)平成29年5月の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割(経費)分担に関する基本的な方向について」により決定。

B:本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業

14府省等、239事業、6835億円

C:本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業

10府省等、42事業、1097億円

(注3)AとBについては、一部重複する事業があるため、A、B及びCの事業数の単純合計は全体の事業数(340事業)とは一致しない。

3. 大会施設の整備・改修等への国庫補助等

また、一覧の事業には含まれていないが、大会施設の整備・改修等に対する国庫補助等は、大会の準備、運営等に特に資する事業と認められる。これらは、各種補助金等を活用しており、予算で全体像を把握することは困難だが、支出の段階で集計することは可能であるため、一層の透明性の確保や国民の理解を求める観点から、支出額で集計を行った。(平成25年度～30年度の支出額の合計)(資料2参照)

5施設^(注4)に、総額64億円

(注4)国立代々木競技場、有明アリーナ、東京アクアティクスセンター、福島あづま球場、横浜国際総合競技場

4. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)がスポーツ振興くじ(toto)助成金を活用して実施する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成」についても、国費負担ではないものの、大会の準備、運営等に特に資する事業と認められるため、スポーツ庁及びJSCにおいて交付額を集計した結果、総額74億円となっている。(平成25年度～30年度の交付額の合計)(資料3参照)

会計検査院の報告書(第2弾)における支出額100億円以上の事業一覧

資料1

事業名	支出額 (億円)	事業概要	東京大会との関連性	事業のうち、東京大会の準備、運営等に特に資すると考えられる金額(億円)	区分
首都高速中央環状品川線・晴海線、一般国道357号・14号、臨海道路南北線の整備	1,772	首都高速中央環状品川線・晴海線、環状第2号線、一般国道(357号・14号)の整備を推進することにより、渋滞緩和等を図る。 臨海道路南北線の整備により、コンテナ車両等の混雑を緩和し、背後圏との円滑な交通ネットワークを確保。	一般国道や環状第2号線等は、立候補ファイナルにおいて計画されている輸送インフラに位置づけされている。 臨海道路南北線は、大会関係者の輸送ルートとしても利用予定。	大会の招致以前から長期的に計画・実施されている事業。 様々な利用者が利用する道路であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
新国立競技場の整備	1,364	関係閣僚会議で策定した新国立競技場の整備計画に基づき、事業主体である日本スポーツ振興センター(JSC)が整備事業を実施。	新国立競技場は、大会の開会式や閉会式、陸上競技等が行われるメインスタジアムとして整備が進められている。	本事業は、大会の準備、運営等に特に資する事業である。 1,364	A
クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	695	燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)等を導入する者に対して、導入費用の一部を補助。	燃料電池自動車(FCV)の普及拡大は、再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に資する。	全国を対象として、燃料電池自動車(FCV)の普及拡大に向けて、大会の有無に関わらず実施すべき事業であるため、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
燃料電池の利用拡大に向けた工ネファーム等導入支援事業費補助金	498	省エネルギーとCO2削減効果の高いエネファームや業務・産業用燃料電池の設置者に対して、設置費用の一部を補助。	高効率に電気・熱を発生する燃料電池の普及拡大を通じて、一次エネルギー消費量の削減及びCO2排出量の抑制に貢献する。	全国を対象として、定置用燃料電池の利用拡大に向けて、大会の有無に関わらず実施すべき事業であるため、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
気象情報に係る予測精度の向上及び充実	409	気象衛星ひまわり8号・9号の製作・打上げ・運用。気象予測精度向上のための次世代スーパーコンピュータシステムの整備。	気象情報の予測精度の向上や充実は、大会の円滑な運営等に資する。	広く一般に提供するための台風や豪雨に関する気象情報の予測精度の向上や充実は、大会の有無にかかわらず必要な事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	C

事業名	支出額 (億円)	事業概要	東京大会との関連性	事業のうち、東京大会の準備、運営等に 特に資すると考えられる金額(億円)	区分
訪日プロモーション事業	354	日本政府観光局(JUNTO)が実施する、日本の観光ブランドイメージの確立に向けた、海外著名人やメダリストによる日本文化の体験映像の海外配信等。	開催国としての国際的注目度を活かした訪日プロモーションの展開により、訪日観光意欲を喚起し、訪日旅行を促進する。	大会の招致以前から実施している観光振興事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
障害者就業・生活支援センター事業	351	障害者雇用促進法に基づき、障がい者の身近な地域において、相談や職場・家庭訪問等を行い、就業面及び生活面における一体的な支援を実施。	障がい者の職業生活における自立を図り、障がいのある人が活躍しやすい企業等を増やすことなどを通じて、大会を契機とした共生社会の実現を目指し、企業等における「心のバリアフリー」を推進する。	大会の有無にかかわらず、障がい者の職業生活における自立を図るために、全国を対象として実施している事業であり、直接、大会の準備、運営等に特に資する支出はない。	C
競技力向上事業	344	日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動及び次世代アスリートの発掘・育成等を日本スポーツ振興センター(JSC)が支援。	大会における日本代表選手のメダル獲得に向けて、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施するものであり、大会の成功に直接資する。	本事業は、大会の準備、運営等に特に資する事業である。	A
東京パラリンピック競技大会開催準備	300	東京都、組織委員会、国、関係自治体間の合意を踏まえて、国の経費分として、パラリンピック経費の一部を負担。	東京パラリンピック競技大会の開催準備に対する直接的な支援である。	本事業は、大会の準備、運営等に特に資する事業である。	A
燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金	257	燃料電池自動車(FCV)の普及に必須である水素ステーションの整備者に対して、整備費用の一部を補助。水素ステーションを活用した普及啓発活動等に必要な費用の一部を補助。	水素ステーションの整備による燃料電池自動車(FCV)の普及は、省エネルギー、CO2削減につながる。	全国を対象として、燃料電池自動車(FCV)の普及拡大に向けて、大会の有無に関わらず実施すべき事業であるため、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B

事業名	支出額 (億円)	事業概要	東京大会との関連性	事業のうち、東京大会の準備、運営等に 特に資すると考えられる金額(億円)	区分
海外日本語事業	232	各国・地域に日本語教育が定着し、 自立的・継続的に発展していく素地と しての基盤整備事業を中心に実施。	文化芸術の振興に関する基本的な 方針に基づく、文化プログラムの実 施に向けた機運の醸成に資する。	国際文化交流事業は、大会開催 に限定されず、大会終了後も継続 的に実施すべき事業であり、大会 の準備、運営等に特に資する金 額の算出は困難。	B
地域の公共交通ネットワークの 再構築(鉄軌道事業者)	202	鉄軌道事業者が実施する鉄道駅の バリアフリー化設備整備に係る費用 の一部を補助。	事業の一環として大会の関連駅への エレベーター増設やホームドア整備 等のバリアフリー化について重点支 援を実施し、高齢者、障害者をはじめ 誰にとっても暮らしやすいまちづくり、 社会づくりを推進。	全国を対象としてバリアフリー化 の推進を図る事業であり、大会開 催に限定されず、大会終了後も継 続的に実施すべき事業であるた め、大会の準備、運営等に特に資 する金額の算出は困難。	B
ナショナルトレーニングセンター の拡充整備	184	トップアスリートが、集中的・継続的な トレーニング・強化活動を行うための 拠点施設であるナショナルトレーニ ングセンター(NTC)の拡充整備。	大会における日本代表選手のメダル 獲得に向けて、ナショナルトレーニ ングセンター(NTC)におけるオリンピッ ク競技とパラリンピック競技の共同利 用を進めるものであり、大会の成 功に直接資する。	本事業は、大会の準備、運営等に 特に資する事業である。	A 184
水素社会構築技術開発事業	182	再生可能エネルギー由来の電力を利 用した水素製造・輸送・貯蔵及び利 用技術を組み合わせたエネルギーシ ステムの開発。	福島県における再生可能エネルギー から製造する水素を、福島県のみな らず大会開催時に活用することによ り、大会を契機とした日本の技術の 世界への発信に資する。	製造した水素の利用は大会開催 時に限られるものではなく、また大 会の有無に関わらず実施すべき 事業であるため、大会の準備、運 営等に特に資する金額の算出は 困難。	B
水素利用技術研究開発事業	180	燃料電池自動車(FCV)・水素ステ ーションの自立拡大の早期実現、関連 産業の競争力強化に向けて、水素ス ターションの整備・運営コスト、燃料 電池自動車(FCV)のコスト低減に資 する研究開発等を実施。	燃料電池自動車(FCV)の普及拡大 は、省エネルギー、CO2削減につな がる。	全国を対象として、燃料電池自動 車(FCV)の普及拡大に向けて、大 会の有無に関わらず実施すべき 事業であるため、大会の準備、運 営等に特に資する金額の算出は 困難。	B

事業名	支出額 (億円)	事業概要	東京大会との関連性	事業のうち、東京大会の準備、運営等に 特に資すると考えられる金額(億円)	区分
無電柱化の推進	172	美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から、センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道における無電柱化を進める。	国際都市にふさわしい美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等を図る。	従前から全国を対象とした道路施策の一環として実施している事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
アジア文化交流強化事業	147	アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を強化・推進。	文化芸術の振興に関する基本的な方針に基づく文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることに資する。	国際文化交流事業は、大会開催に限定されず、大会終了後も継続的に実施すべき事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
文化芸術交流事業	143	多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介することにより、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与。	文化芸術の振興に関する基本的な方針に基づく文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることに資する。	国際文化交流事業は、大会開催に限定されず、大会終了後も継続的に実施すべき事業であり、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B
ハイパフォーマンクス・サポート事業	131	メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施。	日本選手のメダル獲得に向けて、メダル獲得が期待される競技を対象とした支援を実施するものであり、東京大会の成功に直接資する。	本事業は、大会の準備、運営等に特に資する事業である。	A
固体高分子形燃料電池利用高度化技術開発事業	106	固体高分子形燃料電池(PEFC)の大量普及に必要な要素技術を確立するための技術開発を総合的に推進。	燃料電池自動車(FCV)の低コスト化等に向けた研究開発により、燃料電池自動車(FCV)が普及することは、省エネルギー、CO2削減につながる。	全国を対象として、燃料電池自動車(FCV)の普及拡大に向けて、大会の有無に関わらず実施すべき事業であるため、大会の準備、運営等に特に資する金額の算出は困難。	B

(注1)「支出額」欄の数値は、会計検査院の報告書(令和元年12月公表)「別図表1 各府省等が実施する大会の関連施策に係る事業別の支出額一覧(平成25年度～30年度)」より転記。

(注2)上記20事業の支出額の合計は8,023億円(総支出額(1兆600億円)の約75.7%)。

大会施設の整備・改修等への国庫補助等

大会施設名	府省庁名	補助金・交付金等名	支出額(百万円) (平成25年度～ 30年度の合計)
国立代々木競技場	文部科学省	日本スポーツ振興センター施設整備費補助金等	3,228
有明アリーナ	国土交通省	住宅・建築物環境対策事業費補助金	98
東京アクアティクスセンター	文部科学省	学校施設環境改善交付金	39
福島あづま球場	国土交通省	社会資本整備総合交付金	131
	経済産業省	福島特定原子力施設地域振興交付金	22
横浜国際総合競技場	国土交通省	社会資本整備総合交付金	2,878
合計			6,396

※その他、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)が、スポーツ振興くじ(toto)助成金を活用して、6施設(宮城スタジアム、福島あづま球場、茨城カシマスタジアム、幕張メッセAホール、江の島ヨットハーバー、横浜国際総合競技場)に対し、合計672百万円の助成を実施している。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成交付額
(toto助成)

単位：百万円

助成区分	交付額 (平成25年度～ 30年度の合計)
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成	7,361
東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成	3,335
組織体制強化事業	2,159
国際広報活動事業	286
ドーピング防止活動推進強化事業	890
大規模競技場機能補完施設整備助成	3,000
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等施設整備助成	1,026
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等競技会場整備事業 ※	672
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等キャンプ地施設整備事業	354

※東京オリンピック・パラリンピック競技大会等競技会場整備事業（施設別内訳）

単位：百万円

大会施設名	所有者	交付額 (平成25年度 ～平成30年度)
宮城スタジアム	宮城県	22
福島あづま球場	福島県	250
茨城カシマスタジアム	茨城県	152
幕張メッセAホール	千葉県	47
江の島ヨットハーバー	神奈川県	67
横浜国際総合競技場	神奈川県横浜市	134

参考6:大会経費分担

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の 役割(経費)分担に関する基本的な方向について

東京都、組織委員会、国、競技会場が所在する自治体(以下「関係自治体」という。)の四者は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について、以下のとおり定めることとする。

東京都、組織委員会、国、関係自治体の四者は、大会準備の円滑な実施のため、組織委員会が平成 29 年末を目途に作成するV2予算及び大会実施に向けて、更に経費の縮減・効率化を図りながら、必要な財源の確保に努めるとともに、以下の基本的な方向に基づき、役割分担及び経費分担の具体化を図っていくものとする。なお、関係自治体の業務内容については、立候補ファイル及び大会開催基本計画に示された役割を基本として、今後、精査していく。

また、大会の成功に向けて、情報の共有と公開に努め、相互に緊密な連携を図っていく。

I 役割(経費)分担

1 東京都

○ 大会の開催都市としての責任を果たす。

- ・ 大会経費のうち、会場関係については、都及び都外自治体所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。
- ・ 大会経費のうち、大会関係については、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺に関わる輸送及びセキュリティ対策に係る経費を負担する。
- ・ 大会経費のうち、パラリンピック経費(※)については、その四分の一相当額を負担する。

(※)当該パラリンピック経費の対象範囲については、今後、整理・精査を行う。

- ・ 必要な新規恒久施設の整備や都が所有する既存施設の改修を進める。

2 組織委員会

○ 大会運営の主体としての役割を担う。

- ・ 大会経費のうち、会場関係については、オーバーレイ並びに民間及び国(J SCを含む。)所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。

なお、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラの整備を実施する役割を担う。

- ・ 大会経費のうち、大会関係については、輸送、セキュリティ及びオペレーション等に係る必要な経費を負担し、業務全般の役割を担う。
- ・ できる限りの増収努力を行い、所要の収入確保を目指す。
- ・ 経費の縮減・効率化を図りながら、経費全体の精査・把握に努める。

3 国

- 大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、基本方針(平成 27 年 11 月閣議決定)等に基づき、関連施策を実施する。
 - ・ 大会経費のうち、パラリンピック経費(※)については、その四分の一相当額を負担する。また、新国立競技場については、既定の方針に基づき、整備を進める。
 - ・ 大会経費以外に、国として担うべきセキュリティ対策、ドーピング対策などについて、上記の基本方針等に基づき着実に実施する。
 - ・ その他、オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う。

4 関係自治体

- 大会開催に向け、円滑な準備及び運営に協力する。
 - ・ 大会時の都市活動や市民生活に与える影響を最小化するよう、輸送、セキュリティ対策など、大会が開催される自治体として担う業務を実施する。
 - ・ 関係自治体が所有する会場施設の必要な恒久的改修を進めるとともに、大会後も地域や住民に使用される設備等は、施設改修の一環として整備する。

II 大会準備における進行管理の強化

1 業務内容の精査、進行管理の徹底

東京都、組織委員会、国、関係自治体の四者は、今後、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していく。

2 コスト管理・執行統制の強化、区分経理の実施

公費等が投入され、共同で実施する事業については、組織委員会、東京都、国、関係自治体により、共同実施事業管理委員会(仮称)を設置し、コスト管理と執行統制の強化を図る。その上で、これらの事業を一元的に執行するため、組織委員会に特別勘定を設置し、区分経理を行う。

参考7

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の 追加経費の負担について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)の予算については、昨年 12 月、組織委員会予算V4が決定されており、組織委員会、東京都、国の経費分担については、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の役割(経費)分担に関する基本的な方向について」(平成 29 年5月 31 日関係自治体等連絡協議会決定。以下「大枠の合意」という。)に基づき、同予算の中に計上されているところである。

本年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により大会は史上初めて延期されることとなった。その後、大会の簡素化に向け、あらゆる場面で最適化・合理化を進めるとともに、延期に伴って必要となる様々な対応について、現在、精力的に検討・作業が進められている。大会を成功させるため、引き続き、大会の準備に全力を挙げるとともに、新型コロナウイルス感染症対策についても万全を期すこととし、去る 12 月2日に東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議(以下「コロナ対策調整会議」という。)において取りまとめられた中間整理を踏まえ、必要な対策を着実に実施していく。

その際、組織委員会、東京都、国が、それぞれの役割に基づいて責任を果たすこととし、必要となる追加経費の負担については、下記のとおりとする(具体的規模は別紙のとおり)。

今後、人類が新型コロナウイルス感染症に打ち勝った証として、世界のアスリートが万全のコンディションでプレーを行い、観客にとっても安心して安全な形で実施できるよう、組織委員会、東京都、国等の関係者が一丸となって取り組んでいくこととする。

記

1. 大会の追加経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連の経費以外の経費については、組織委員会が、今後とも引き続きIOCをはじめとする関係機関の協力を得て、最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むとともに、大枠の合意に基づき、組織委員会、東京都及び国が、それぞれ費用を負担する。

組織委員会の負担のうち、同委員会の増収努力によっても賄いきれない費用については、東京都が負担する。

2. 大会の追加経費のうち、コロナ対策調整会議における中間整理(令和2年 12 月2日)を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策関連の経費については、東京都及び国が、それぞれ二分の一相当額を負担することを基本とする。ただし、アスリート等に係る検査体制の整備や組織委員会が設置する感染症対策センターなどに要する

経費については、国が実施する水際対策と同様、大会の感染症対策の中心的機能を果たすことから、国が全額を負担する。

3. このほか、国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、基本方針(平成 27 年 11 月閣議決定)等に基づき、関連施策を実施する。

令和2年 12 月 4 日

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長 森 喜朗
東京都知事 小池百合子
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 橋本 聖子

(別紙)

追加経費の負担額

区 分	組織委員会	東京都	国
(1)大会の追加経費のうち (2)の経費を除くもの	760 億円程度 (※)	800 億円程度	150 億円程度
(2)大会の追加経費のうち 新型コロナウイルス感 染症対策関連の経費	—	400 億円程度	560 億円程度

※組織委員会V4予算に計上している予備費270億円を合わせると、組織委員会の負担額の総額は1,030億円程度



PRESS RELEASE

TOKYO 2020

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
 <Tokyo 2020.NEWS-2022-015>
 2022年6月21日

組織委員会の収支及び大会経費の最終報告について

東京 2020 組織委員会は、東京 2020 組織委員会の収支と大会経費の最終報告を取りまとめました。

組織委員会の収支は、これまでの増収努力や不断の経費の見直しなどにより、6404 億円の収支均衡となっています。

主な収入は、IOC 負担金 868 億円、TOP スポンサー569 億円、国内スポンサー3761 億円、大会の延期に伴う保険金 500 億円です。支出は、仮設等、テクノロジーなどの「会場関係」が 1955 億円、競技運営・会場運営をはじめとするオペレーション、輸送、セキュリティなどの「大会関係」が 4449 億円となっています。

また、国と東京都が負担するその他の経費も含めた大会経費の総額は、1兆 4238 億円（うちパラリンピック経費は 1514 億円）となりました。その内訳は、恒久施設、仮設等、テクノロジーなどの「会場関係」が 8649 億円、競技運営・会場運営をはじめとするオペレーション、輸送、セキュリティなどの「大会関係」が 5236 億円、「新型コロナウイルス感染症対策関連」が 353 億円となっています。

大会経費 1兆 4238 億円は、2020 年 12 月に公表した大会経費 V5（バージョン5）の 1兆 6440 億円から 2202 億円の減額となっており、2021 年 12 月に公表した大会経費の見直し 1兆 4530 億円からも 292 億円の減額となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大によるオリンピック・パラリンピック競技大会史上初となる開催延期に加え、多くの会場で無観客開催やコロナ対策の徹底など、東京 2020 大会は財務面においても厳しい状況下での開催となりました。

しかし、延期やコロナ対策などの予期せぬ追加費用が生じた上でもなお、IOC、IPC の協力も得た効率化・簡素化等の徹底した取組によって、2016 年 12 月に初めて大会経費の全体像を明らかにした V1（バージョン1）の 1兆 5000 億円（予備費を除く）を 762 億円下回る額で、大会を実施することが出来ました。

【本件に関するお問い合わせ】

（報道関係者専用）

東京 2020 組織委員会
 総務局総務部広報課
 担当：大黒（050-9002-1698）、秋山
 電話：03-6631-1949
 Email：pressoffice@tokyo2020.jp

（報道関係者以外）

東京 2020 お問い合わせ窓口
 電話番号：03-6631-1968
 受付時間：10：00～17：00
 土日祝日を除く

United by Emotion

組織委員会の収支

項目	収入	項目	支出
IOC負担金	868	会場関係	1,955
TOPスポンサー	569	仮設等	1,043
国内スポンサー	3,761	エネルギーインフラ	162
ライセンシング	144	テクノロジ	750
チケット売上	4	大会関係	4,449
その他	559	輸送	347
延期に伴う保険金	500	セキュリティ	263
収入計	6,404	オペレーション	1,576
		管理・広報	767
		マーケティング	1,299
		その他	196
		支出計	6,404

(単位 億円)

- (注1) 上記は、2022年度以降の経費等の概算額を含む。
(注2) 見直し公表時の組織委員会、東京都、国による三者合意に基づき、「共同実施事業負担金(安全対策)」として628億円を一括で組織委員会の「支出計」から減額して都の「支出計」に計上していたが、工事等が完了し、219億円減の409億円となり、各事業の内訳も確定したため、「仮設等」に301億円、「エネルギーインフラ」に60億円、「テクノロジ」に48億円を反映し、「共同実施事業負担金(安全対策)」の項目を削除。
(注3) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

大会経費

(単位 億円)

	組織委員会		その他		東京都		支出計
						国	
会場関係	1,955 (534)	6,694 (534)	5,187 (267)	1,506 (267)	8,649 (1,067)		
恒久施設	-	3,491	2,252	1,240	3,491		
仮設	1,043 (363)	2,343 (363)	2,161 (182)	182 (182)	3,386 (726)		
エネルギーインフラ	162 (83)	454 (83)	413 (42)	42 (42)	616 (167)		
テクノロジー	750 (87)	405 (87)	362 (44)	44 (44)	1,156 (175)		
大会関係	4,449 (223)	787 (223)	675 (112)	112 (112)	5,236 (447)		
輸送	347 (45)	170 (45)	147 (22)	22 (22)	517 (90)		
セキュリティ	263 (48)	468 (48)	444 (24)	24 (24)	731 (95)		
オペレーション	1,576 (129)	147 (129)	83 (64)	64 (64)	1,723 (258)		
管理・広報	767 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	769 (4)		
マーケティング	1,299 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,299 (0)		
その他の	196 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	196 (-)		
新型コロナウイルス感染症対策関連	-	353	103	251	353		
支出計	6,404 (757)	7,834 (757)	5,965 (379)	1,869 (379)	14,238 (1,514)		

(注1) 上記は、2022年度以降の経費等の概算額を含む。
(注2) 見直し公表時の組織委員会、東京都、国による三者合意に基づき、「共同実施事業負担金(安全対策)」として628億円を一括で組織委員会の「支出計」から減額して都の「支出計」に計上していたが、工事が完了し、219億円戻りの409億円となり、「仮設等」に301億円、「エネルギーインフラ」に60億円、「テクノロジー」に48億円を返す。
(注3) 計数については、それぞれ回帰五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
(注4) ()は、うちバラバンピック経費分である。

<参考> 組織委員会の支出の主な内容

(単位：億円)

項目	支出	主な内容
会場関係		
仮設等	1,955	
	1,043	・会場における仮設オーバーレイの施工・撤去 872 ・会場の使用料等 159
エネルギーインフラ	162	・会場における仮設電源設備の整備・撤去 108 ・会場の光熱費等 43
テクノロジー	750	・映像用回線ルートの整備・撤去 81 ・通信インフラの整備・撤去 102
大会関係	4,449	
輸送	347	・大会関係者輸送用バスの車両調達・運用及び運行管理 133 ・大会関係者輸送用フリート(乗用車)の車両調達・運用及び運行管理 70
セキュリティ	263	・民間警備会社による競技会場等の施設警備 222 ・統合映像監視システム等の整備 5
オペレーション	1,576	・会場運営 161 ・競技運営 85 ・競技用備品 95 ・競技プレゼンテーションの実施 46 ・ドレッシング検査 31 ・飲食の提供 133 ・選手料の運営及び維持管理 150 ・聖火リレー 96 ・閉会式 117
管理・広報	767	・人件費 327 ・オフィス賃料 117
マーケティング	1,299	・収入運動経費(ロイヤルティ等) 1,077 ・チケット販売システムの開発及び運用 90
その他	196	・各種保険 47
支出計	6,404	

(注1) 上記は、2022年度以降の経費等の概算額を含む。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、繰数において合計とは合致しないものがある。

<参考> 大会経費の主な内容

項目	支出	主な内容
会場関係	8,649	
恒久施設	3,491	・新国立競技場の整備 1,670 ・東京アクアティクスセンター、海の森水上競技場、有明アリーナ、カヌー・スラロームセンター、大井ホッケー競技場等の整備 1,822
仮設等	3,386	・会場における仮設オーバーレイの施工・撤去 2,827 ・会場の使用料等 522
エネルギーインフラ	616	・会場における仮設電源設備の整備・撤去 531 ・会場の光熱費等 50
テクノロジー	1,156	・映像用回線ルートの整備・撤去 138 ・通信インフラの整備・撤去 357
大会関係	5,236	
輸送	517	・大会関係者輸送用バスの車両調達・運用及び運行管理 156 ・大会関係者輸送用フリート(乗用車)の車両調達・運用及び運行管理 118
セキュリティ	731	・民間警備会社による競技会場等の施設警備 309 ・統合映像監視システム等の整備 383
オペレーション	1,723	・会場運営 161 ・競技運営 90 ・競技用備品 99 ・競技フレシゼンチアーションの実施 54 ・トーニング検査 35 ・飲食の提供 145 ・選手村の運営及び維持管理 164 ・聖火リレー 98 ・閉会式 153
管理・広報	769	・人件費 327 ・オフィス賃料 117
マーケティング	1,299	・収入運動経費(ロイヤリティ等) 1,077 ・チケット販売システムの開発及び運用 90
その他	196	・各種保険 47
新型コロナウイルス感染症対策関連	353	・アスリート等を対象とした検疫体制等の整備等 148 ・大会関係者等を対象とした検温・消毒等の感染防止のための対応 205
支出計	14,238	

(注1) 上記は、2022年度以降の経費等の概算額を含む。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位：億円)

参考9

歴代オリパラ担当政務三役（内閣別）

歴代内閣	オリパラ担当大臣	内閣府副大臣	内閣府大臣政務官
第2次安倍内閣 (2012.12.26~2014.9.3) ※2013.9.13 文科大臣に所管事項追加			
第2次安倍内閣（改造内閣） (2014.9.3~2014.12.24)	下村 博文 (文科大臣兼任) (2013.9.13~2015.6.25)		
第3次安倍内閣 (2014.12.24~2015.10.7) ※2015.6.25 オリパラ特措法施行		丹羽 秀樹 (2015.6.25~2015.10.9)	山本 ともひろ (2015.6.25~2015.10.9)
第3次安倍内閣（第1次改造内閣） (2015.10.7~2016.8.3)	遠藤 利明 (2015.6.25~2016.8.3)	富岡 勉 (2015.10.9~2016.8.5)	豊田 真由子 (2015.10.9~2016.8.5)
第3次安倍内閣（第2次改造内閣） (2016.8.3~2017.8.3)	丸川 珠代 (2016.8.3~2017.8.3)		田野瀬 太道 (2016.8.5~2017.8.7)
第3次安倍内閣（第3次改造内閣） (2017.8.3~2017.11.1)		水落 敏栄 (2016.8.5~2018.10.4)	
第4次安倍内閣 (2017.11.1~2018.10.2)	鈴木 俊一 (2017.8.3~2018.10.2)		新妻 秀規 (2017.8.7~2018.10.4)
第4次安倍内閣（第1次改造内閣） (2018.10.2~2019.9.11)	櫻田 義孝 (2018.10.2~2019.4.11) 鈴木 俊一 (2019.4.11~2019.9.11)	浮島 智子 (2018.10.4~2019.9.13)	白須賀 貴樹 (2018.10.4~2019.9.13)
第4次安倍内閣（第2次改造内閣） (2019.9.11~2020.9.16)		亀岡 偉民 (2019.9.13~2020.9.16)	青山 周平 (2019.9.13~2020.9.16)
菅内閣 (2020.9.16~2021.10.4)	橋本 聖子 (2019.9.11~2021.2.18) 丸川 珠代 (2021.2.18~2021.10.4)	田野瀬 太道 (2020.9.18~2021.2.1) 丹羽 秀樹 (2021.2.1~2021.10.6)	三谷 英弘 (2020.9.18~2021.10.6)
第1次岸田内閣 (2021.10.4~2021.11.10)	堀内 詔子 (2021.10.4~2022.3.31)		
第2次岸田内閣 (2021.11.10~)	末松 信介 (文科大臣兼任) (2022.4.1~)	池田 佳隆 (2021.10.6~)	高橋 はるみ (2021.10.6~)

※セルの大きさは在職期間の長さを表すものではない。